

水源開発問題全国連絡会

第22回総会資料

2015. 11. 1

三重県伊賀市

水源連第22回総会資料 目次

事務局からの報告	2
1、今年の総会で目指したいこと	
ー13世帯を守り抜く&全国の戦いを共有し合うー	2
2、水源連事務局が取り組んだこと	3
3、私たちの課題 新年度の方針	5
2015 年度会計報告と 2016 予算方針	8
各地からの報告	10
当別ダム	11
サンルダム	13
二風谷ダム・平取ダム	15
成瀬ダム	17
鳥海ダム	19
ハッ場ダム・南摩ダム・湯西川ダム	22
霞ヶ浦導水事業	30
砂防ダム	33
太田川ダム	35
設楽ダム	36
木曾川水系連絡導水路・長良川河口堰	37
川上ダム	41
安威川ダム	45
内海ダム再開発	48
苦田ダム	51
城原川ダム	53
石木ダム	55
立野ダム	57
川辺川ダム・荒瀬ダム	58
ダム問題討議資料	59
Ⅰ、治水問題	60
Ⅱ、利水問題	73
Ⅲ、川の自然を取り戻すために	80
Ⅳ、ダムに関する諸問題	82
Ⅴ、ダム見直しの経過とダム事業の現状	85

石木ダム中止に向けた水源連第22回総会宣言

2015 年水源連総会 事務局からの報告

1. 今年の総会で特に目指したいことー13 世帯を守り抜く & 全国の闘いを共有しあうー

2009 年当時、ダムへの批判が高まっていました。「ダムは様々な災いをもたらす。ダムを造らない河川行政を進めよう」、「いかなる洪水に対しても人命を守ることが治水の目的であるはずなのに、ダムではその目的は果たせない」、「利水については節水機器の普及と人口の減少で、水需要は減少の一途を辿っており、新たな利水ダムは不要」というものでした。

「コンクリートから人へ」を合い言葉にした政権交代で、ダム事業の検証が始まることになりました。当初は各ダム計画について、必要性からしっかりと見直すものと思われていました。

ところが、検証の結果は惨めなものでした。まず、本体工事着手済みのダムを検証対象外にしたため、路木ダムや内海ダム再開発のように、検証対象から外れるよう、本体工事の駆け込み契約をした事例もありました。ダムの検証は必要性については形だけの検討で終わらせ、ダム代替案との費用比較では代替案の費用を膨らませ、ダム案の費用は残事業費として比較するため、自動的にダム案が採用される方式で進められました。そのため、私たちが中止を求めているダムはほとんどが「事業推進」となりました。これまで眠っていたダム計画が揺り起こされた事例も少なくありません。

石木ダムの場合を見てみます。

2009 年の政権交代でダム検証が行われることになり、長崎県と佐世保市は危機感を募らせ、同年 11 月、国に事業認定を申請しました。

長崎県の検証結果「石木ダムが最も有利」を審議する「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（2009 年 11 月 20 日 国交大臣の私的諮問機関として設置）は 2012 年 4 月 26 日、傍聴を強く希望する地権者を排除するため、会議室に続く道筋に幾重もの職員によるピケで阻止するという前代未聞の状況の中で県の検証結果を容認し、同年 8 月 11 日に国交省が追認しました。それでも、国交省の対応方針には「地元の方々の理解が得られるように努力することを希望する」との文言が付記されていたのですが、九州地方整備局は自公政権に戻るや、強制収用のための事業認定の審査業務を加速し、2013 年 9 月 6 日に事業認定を告示しました。

事業認定されても 13 世帯はひるむことなく反対を貫いています。長崎県と佐世保市は 13 世帯排除の道をまっしぐらに走り、今年の 8 月 24 日には農地 4 件約 5,500m²を収用。このままでは、13 世帯の住居取り壊しが現実のことになってしまいます。何としても阻止しなければなりません。

佐世保市水道の給水量が減少の一途を辿ってきているにもかかわらず、佐世保市は V 字型に急激に水需要が上昇するとし、さらに朝長則男市長は、約 20 年前の大渇水を持ちだして市民の危機感を煽り、「石木ダムが必要だ」を説いています。長崎県は「河道の整備が進んだので、戦後のすべての洪水が再来しても氾濫しない」と言いながら、「100 年に 1 度の大洪水対応を目指す」とまったく根拠のない数値を持ち出して建設を推進しています。（そのような洪水が来たとしても、計画通りの河道を整備すれば、安全に流下します。）

必要性のないダムのために住んでいる人を追い出す。これは憲法が保障する生存権や基本的人権の侵害です。「公益性有り」として事業認定されると、収用委員会は補償金の調停をするだけとして、事業認定への疑問提示に答えようとしません。地権者が事業の必要性をまったく理解できないまま、補償額が決められてしまいます。補償金の受け取りを拒否しても法務局に補償金が供託されると、売買契約が終了したとされて収用され、更に補償金に対する課税までされてしまいます。それも、事業認定不服

審査請求していて審査庁の裁決が下りてもいないという状況の中での進行です。このような問答無用の強権発動のやり方を決して許してはなりません。

10月7日・9日に予定されていた、住居4軒と土地3万m²を対象とした第2次収用委員会の開催は地権者らが阻止しましたが、収用委員会が年内にも収用・明渡し裁決を下すと、来年の6月には4軒の住居が行政代執行によって取り壊される事態になりかねません。私たちは全力でそのような事態になることを阻止しなくてはなりません。

この総会では、石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんを守り抜くために私たちにできることをしっかりと話し合いたいと思います。

次いで、①全国の皆さんが関わられている闘いを報告しあって相互に共有する、②必要性のない事業を推進したことの行く末（当別ダム完成後に札幌市水道が大幅に水需要予測を下方修正、開発した水利権が一度も使われたことのない徳山ダム、開かずの導水路になっている霞ヶ浦導水の利根導水路など）を見据えて、同じ誤りを繰り返さないための知恵を出し合う、③形振り構わず推進される全国のダム等事業に対してどのように運動を展開していくかを議論したいと思います。

多くの運動がダム等事業が不要であることを十分に実証しているにもかかわらず、政治や裁判で負けている現実を直視し、それへの対応策を何としても見つけ出すきっかけを得たいと思います。世論の掘り起こし方、世論の把握方法、世論の構成の分析方法なども検討できればと思います。

2. 水源連事務局が取り組んだこと

✧ 「草の根活動家のためのツール会議」参加（パタゴニア主催） 2014年11月

活動のノウハウ（ツール）を提供することで、環境保護活動をより「賢い」「力強い」ものにしようという取り組み

✧ 国土審議会水資源開発分科会への申し入れ 2014年12月12日

「今後の水資源政策のあり方について」の答申（原案）の改善すべき点について
以下、抜粋

1. 会議傍聴者の質問や発言機会の確保、パブリックコメントの実施などにより、民意を反映した上で答申案をまとめるべきです。
2. 水需要が減少の一途を辿り、水余りがますます顕著になっていく時代において利根川水系等のフルプラン、その根拠法である水資源開発促進法がいまだに必要なのか、根本からの問い直しをすべきです。
3. 従来の水需給計画、ウォータープラン、各水系のフルプランの問題点、すなわち、水需要の過大予測、保有水源の過小評価という問題点の検討がされるべきです。
4. これまでの水資源政策がもたらした負の側面、とりわけ、ダムと河口堰の建設により河川の自然と社会がどのように変化したのかについて総括がされるべきです。
5. 放射性物質による汚染の影響を受けにくく、おいしくて安価に得られる地下水の価値を見直し、地下水を重要な水源として位置付けるべきです。

✧ 石木ダム問題

1. 事務局から弁護団会議に出席 時にはスカイプ参加
2. 共有地権者と賛同者からなる「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」が、機関誌「こうばるからこんにちは」1～4号を発行。
3. 第1次収用委員会に対応、出席。

4. 川棚川下流部の内水氾濫想定区域の実地検証などを行いました。
5. 長崎県が石木ダムの工期 6 年延長案を長崎県公共事業評価監視委員会にかけました。
 - 5 団体・弁護団連名での長崎県公共事業評価監視委員会委員に向けた意見書・資料集の作成に協力
6. 共有地権者へ長崎県石木ダム建設事務所の古川章所長名で土地譲渡依頼が郵送されたことへの対応
 - 8 月 3 日の説明要請行動に参加
7. 住居 4 軒と土地を対象とした第 2 次収用裁決申請、共有地を含む残地すべてと住居 9 軒を対象とした第 3 次収用裁決申請準備開始への対応
 - 9 月 2～7 日 測量立入り阻止闘争に参加
8. 10 月 5 日、長崎県知事への面会要求行動、提訴方針発表記者会見に立会い
9. 行政不服審査請求をしている共有地権者を対象に、「こうばるからこんにちは第 4 号」を送付して、事業認定取消訴訟・執行停止申立の原告募集と資金カンパお願いを開始
10. 「事業認定不服審査請求で申し出た意見陳述は現地で公開の場で」を審査庁（国交大臣）に要請

✧ 城原川ダム問題

1. 「城原川を考える会」の佐藤悦子さんの案内で現地視察を行いました。
2. 情報公開請求で城原川及び城原川ダムに関する資料を入手して、その検討結果を「城原川を考える会」に提供しました。
3. 城原川ダムの検証のパブリックコメントに対して、伝統的な治水工法である「野越」を活用すれば、城原川ダムが不要であることなどを実証した意見書を提出しました。
4. 「城原川を考える会」の要請により、上記の意見書に対する検証主体（九州地方整備局）の見解に対して反論書を作成しました。
5. 「城原川を考える会」はHPを持っていないので、同会の機関誌を水源連HPに掲載しています。

✧ 川上ダム問題

1. 「木津川流域のダムを考えるネットワーク」からの要請により、情報公開請求で伊賀市水道、木津川等に関する資料を入手して、伊賀市水道にとって川上ダムが必要か否かについて詳細な検討を行いました。
2. その結果を同団体とともに伊賀市に対して報告し、質問書を提出しました。
3. 今本博健京大名誉教授とともに、地元の集会で川上ダム問題の講演をしました。

✧ 鳥海ダム問題（秋田県の直轄ダム）

1. 環境アセスの手続きが開始されましたが、代替案との比較を行う戦略的環境アセスを省略したため、その基本的な問題点を指摘する意見書を提出し、「鳥海ダムと市民生活を考える会」の活動を支援しています。

✧ ハッ場ダム問題

1. 本体工事着工への抗議行動に参加しました。
2. 未買収地強制収用のための事業認定申請に対して意見書を提出、公聴会で公述しました。。
3. 情報公開請求で諸データを入手して、ハッ場ダム問題の市民団体とともに地すべり問題や有害鉄鋼スラグ問題等について取り組んでいます。

✧ 北海道の平取ダム、サンルダム、当別ダム

1. 情報公開請求で諸資料を入手して地元の運動への技術的な支援を行っています。
2. 札幌市の水需要架空予測問題について、北海道自然保護協会とともに、厚生労働省、総務省と交渉しました。

✧ パタゴニア日本支社と共に東京アースデイに参加

✧ 公共事業改革市民会議

1. 6月24日（水）15時から衆議院第一議員会館地下大会議室にて、水源連が構成団体になっている「公共事業改革市民会議」主催、「公共事業チェック議員の会」後援の「ストップ！強権政治、地域自立への道筋大集会」を開催しました。

✧ 広報活動

1. 水源連ホームページの運用
2. 水源連MLの運営
3. 水源連だより の発刊 70-72号

3. 私たちの課題 新年度の活動方針

とにかく、石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利することです。住民不在の公共事業はあってはなりません。

2016年度の獲得目標を記します。

1) 進行中のダム事業の中止獲得を目指す

- ① 石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、石木ダム建設絶対反対同盟13世帯約60名を守り抜く。長崎県・佐世保市が来年6月にもやりかねない4軒住居の行政代執行による取壊しを絶対に許さない状況を全国の仲間と共に展開する。
- ② 立野ダム、安威川ダム、川上ダム、木曽川連絡導水路、設楽ダム、ハツ場ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業、成瀬ダム、城原川ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダム、最上小国川ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダムなどの建設事業反対運動と連携を取り合い、中止に向けて取り組む。

2) 河川行政の抜本的な改善

今年9月の鬼怒川水害を繰り返さないため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現等、河川行政の抜本的な改善を求めます。

- ① 鬼怒川水害の実態を把握し、堤防決壊を引き起こした河川行政の問題を追及する。
- ② ダム等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政をあらため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現を求めていく。
- ③ 金食い虫で点の整備しかできず、治水対策として意味がなく、地元住民の立ち退きを強制するスーパー堤防計画の中止を求めていく。

3) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

- ① とりわけ不要が明確で地域社会・自然環境に弊害をもたらすことも明白な、路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、建設間もないことから撤去は難しいと思われるので、水抜き空っぽ運用を目指す。
- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦常陸川水門の開門など、河川の遮断によって自然環境が破壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。

- ③ 自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表する。
- ④ もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を入れる時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。
- 4) 「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開する。
 - ① 「住民不在の公共事業を排除する」を実現するうえでのツールを見出す。
 - ② 地方自治体の公共事業依存体質克服を目指すには、私たちに何ができるのかを検討する。
 - ③ 公共事業改革市民会議の構成団体として、公共事業全般にわたる問題を意識し、ともに連帯して応援しあうとともに、共通課題についてはその克服をはかる。
- 5) 国会、政府対応
 - ① 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図るとともに、国にあたる。
 - ② ダム中止後の生活再建支援法の成立をめざす。

◎ 各論補足

① 石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。

- 物心両面にわたって全国からの支援を確立して、守り抜く取り組みです。
 - ・ 水源連事務局は弁護団会議参加（スカイプ参加を含む）、収用委員会参加、起業者との交渉参加、作戦会議等を通して、現地及び石木ダム対策弁護団との情報交換・意思疎通をしっかりとる。
 - ・ 共有地権者を中心とする「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を運営する。
 - ・ 事業認定取消訴訟・執行停止申立提訴についてはその準備段階から支援・協力する。

② ダム建設がますます不要になる時代を訴える → ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す

利水面では人口減少と節水型機器の普及で水需要が縮小して水余りが一層進行していく時代に入っています。

治水面ではダムは雨の降り方で効果が左右されるギャンブル的な治水対策であり、有効性が極度に限られています。あわせて、ダム事業に河川予算の大半が投入されるため、河川改修が遅れ、脆弱な堤防が放置されています。ダム建設ではなく、いかなる洪水がきても壊滅的な被害を食い止める治水行政を目指します。

川の流れを分断しているダム・堰等については、その必要性の有無を検証し、開門・撤去をめざし、破壊された地域社会・自然環境の復活をはかります。

③ 公共事業チェック議員の会

2012 年の衆議院選挙、2013 年の参議院選挙で「公共事業チェック議員の会」の多くの議員が議席を失ってしまいました。2014 年の衆議院選挙で環境派・公共事業慎重派の元議員が少なからず議席を取り戻しています。「公共事業チェック議員の会」が体制を立て直し、現地視察から活動を再開しました。その第 1 弾が 10 月 23 日の石木ダム予定地の視察でした。同議員の会と連携を保って、国会議員の皆さんに働きかけていきます。

④ ダム中止後の生活再建支援法の制定

「ダム中止」となった場合の地元住民の生活再建が必要と考え、水源連は十数年前からダム中止後の生活再建支援法案を作成して提案してきました。

川辺川ダムはダム中止後の生活再建支援法による裏付けがないため、五木村の「ダム中止後の生活再建」が中途半端なままになっています。

五木村が求めているように、ダム中止後の生活再建支援法を制定し、抜本的な生活再建、地域社会の再建を可能にするシステムの確立が急務です。

この法律は、ダムが中止になっても町おこしが図られる内容になっているので、ダム依存しか選択しようがないと考えている自治体にとって、これまでの選択を変える支えになることが期待できます。

この問題は公共事業チェック議員の会との連携が必要です。

⑤ ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願いします。

これからもパタゴニアと連携して、ダム問題と川の望ましい姿について多くの方と語り合えるよう努めます。

⑥ 今年度の運営体制（案）

顧問	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之 遠藤保男
事務局長	遠藤保男
会計	和波一夫
会計監査	川合利恵子

2015 年度会計報告と 2016 年度予算方針

2015年度会計

会計年度は、2014年11月1日から2015年10月31日まで（実務上は10月15日現在で締めて整理）

水源連2015年度会計報告		2015年度	
		単位 :円	内訳
収入の部	前年度繰越金	1,152,070	このうち切手分17220円
	年会費個人	243,000	
	年会費団体	285,000	
	会員カンパ	73,000	
	助成金	1,283,233	パタゴニア助成金
	雑収入	11,537	資料売上・講演会残金等11474円、利子63
	2015年度収入小計	1,895,770	前年度繰越金を除く収入
	合計（繰越金＋収入小計）	3,047,840	
支出の部	水源連だより印刷代	319,729	水源連だより70号～72号、資料集、封筒印刷
	水源連だより送料	110,308	ヤマト運輸便、封筒発送
	HP経費	152,886	ホームページ維持管理費
	事務費	117,210	情報公開請求、宛名シール、コピー、プリンターインク
	会議費	0	会議室代
	行動費	240,452	交通費等
	協賛金	12,100	水循環基本法フォローアップ委員会事務局、公共事業改革市民会議
	振り込み手数料分担	10,420	会費納入振込水源連負担分
	切手使用	342	郵便による資料発送
	合計	963,447	
収入－支出	次年度繰越金	2,084,393	このうち切手分16878円

水源連の会計年度は、11月1月から10月31日の一年間となっています。2015年度の収入小計は189万5770円で、収入小計のうち52万8千円が年会費（個人24万3千円、団体28万5千円）でした。前年度比べ会費は14万3千円の増となりました。さらにパタゴニアの助成金が増額されて128万円もの大きな額となりました。

支出は96万3447円で、支出のうち45%を「水源連だより」等の印刷・発送費に使用しました。また、16%を水源連ホームページの維持管理に使用しました。このように支出の約60%が広報関係でした。その他には、石木ダム建設反対運動関係の行動費等が24万円で支出の25%でした。

収入合計（前年度繰越金と収入小計の合計）は304万7840円であり、これから支出96万3447円を引いた208万4393円が次年度繰越金となります。以上のように助成金の増や会費の増などのより繰越金が大きくなりました。

これまでと同様に「水源連だより」の発行を中心に予算執行していきますが、2016 年度は、水源連活動として、全国各地との連携をさらに強化するため、助成金を有効に活用していきます。特に石木ダムの状況逼迫対応として、学術調査、チラシ作成・配布、その他の現地支援活動を強化し、行動費としては、上記を踏まえて 50 万円を計上します。

水源開発問題全国連絡会 会計監査報告

水源開発問題全国連絡会の 2015 年度（2014 年 11 月 1 日～2015 年 10 月 31 日）会計のうち、2015 年 10 月 15 日までの収支決算を監査した。その結果、簿記ならびに証書等の管理は適切に行われていることを確認した。また、予算執行についても疑義が認められないことを確認した。

なお、2015 年 10 月 16 日～2015 年 10 月 31 日の収支については、次年度に監査を実施する。

2015 年 10 月 15 日

水源開発問題全国連絡会 会計監査人

署名 川合 利恵子



各地からの報告

活動報告

団体名	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会		
対象事業名	当別ダム		
事業地名	北海道石狩郡当別町	事業者	北海道

当別ダムは、総事業費 684 億円、総貯水量 7,450 万³m³の多目的ダム（台形 CSG）である。ダムは 2012 年に完成して、2013 年から石狩西部広域水道企業団（以下、企業団）から、小樽市、石狩市、当別町に水道水が供給されている。しかし、水に余裕のある札幌市は、10 年先の 2025 年度から給水の予定になっている。

2007 年度に企業団が実施した再評価では、札幌市は将来の水需要予測を右肩上がりに増加し続けて、現保有水源 83.5 万³m³/日が 2035 年度には 4.4 万³m³/日不足するので当別ダムの水源が必要になると推計した。だが、札幌市はダム完成後の 2014 年 2 月、「次期中期計画の策定」において、新たな水需要予測を示した。それは、これまでの過大な水需要予測を否定して、水需要が次第に減っていくという予測で、2015 年 3 月に策定された「札幌水道ビジョン」に盛り込まれた。

札幌市が当別ダムに参画する根拠とした水需要予測を、現在の供給能力を大きく下回る 61.8 万³m³/日に約 3 割も引き下げたことにより、当別ダムの水源は不要だったということが明らかになった。

しかし、札幌市は「現在の水源は 98%を豊平川に依存しており、災害に備えた水源の分散が必要」として、企業団への参画を継続するとの立場を変えていない。

当会は、2015 年 6 月 18 日に高市総務大臣へ「札幌市の当別ダムからの取水計画について行政評価を求める要望」と、秋元札幌市長へ「札幌市の当別ダムからの取水計画の中止を求める要望」を提出した。総務省は、2009 年 5 月に水道局へ「札幌市の水需要予測は実績を踏まえていない」という指摘を行ったという経緯があり、改めて行政評価をするよう求めた。

私たちは、2015 年 8 月 11 日に札幌市がダム完成後に水需要予測を大幅に下方修正したことから、北海道自然保護協会と合同の記者会見を開催した。翌日、北海道新聞が大きく取り上げたことから、多くの道民へ情報発信することができた。9 月 6 日には、毎日新聞にも大きく掲載された。

当別ダムが完成してから、毎年定点調査を行っている。今年は、9 月 23 日に当別川のフィールドワークを行ったが、ダムから 10 km上流では土砂が堆積して川幅が狭くなっていた。また、10 月 10 日の豊平川フィールドワークでは、2012 年度から事業が開始されている※「豊平川水道水源水質保全事業」（以下、豊平川バイパス事業）を調査した。豊平川バイパス事業の工事により、定山溪側の導水管の入り口と 10 km下流の最終地点は、山肌が大きく削られ露出していることから自然環境や生態系の影響が懸念される。さらに、導水路トンネル工事が始まると、国の基準を超えるヒ素含有の土砂が大量に出てくることが事前の調査で分かった。10 月 22 日、札幌市議会決算特別委員会において、当別ダム問題を共有している、市民ネットワーク北海道の石川議員が「豊平川バイパス問題」について質したことから、マスコミや市民へ問題提起することができた。

当別ダム完成後の課題について、引き続き調査活動が続けるなど、多くの市民と問題を共有し無駄な公共事業をストップさせるための活動を進めていきたい。

※豊平川水道水源水質保全事業の目的

通常時はヒ素などを含む湧水をできるだけ原水から取り除く。災害時は一時的に水の流れを切り替え、清浄な河川水を浄水場まで直接導水するシステム。

問い合わせ先：

氏名	安藤 加代子	電話	(011) 778-6855	メールアドレス	Kayo0727@hotmail.co.jp
----	--------	----	-------------------	---------	------------------------

「取水中止を」非難続々

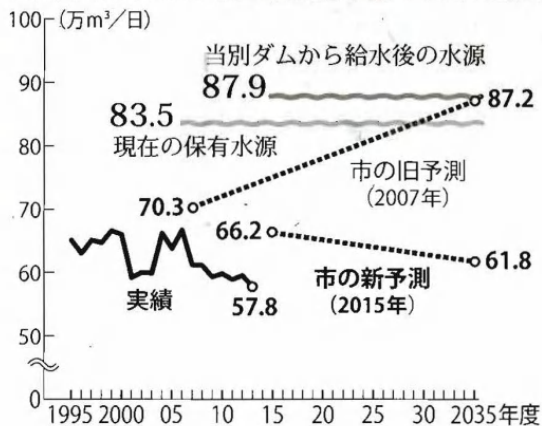
2012年に完成した当別ダム（当別町、総貯水量7450万立方メートル）をめぐる、「ダムが必要」との根拠と

■事業継続焦点に

当別ダムは道と札幌市、小樽市、石狩市、当別町の石狩西部広域水道企業団で運営する。08年に本体工事にかになり、必要性に疑着手、12年に完成した。問を呈してきた環境団

「当別ダム必要」揺れる根拠

札幌市水道の給水量の実績と予測（1日最大給水量）



※札幌市水道局の資料から作成

35年度給水量 札幌市 3割下方修正



2012年に完成した当別ダムの全景
—空知総合振興局提供

は13年4月に給水を始めた。札幌市は、ダムの総事業費684億円のうち121億円を負担する。今後、浄水場と送水管を整備し、事業費とは別に25年から年間十数億円の水利利用料を払って1日最大4・4万立方メートルを受ける計画だ。実現すると給水可能エネルギーは現在の保有水源の給水事業の継続が焦点になる。

■高まる批判

試算には総務省が09年、「過大予測の可能性」を指摘するなど、疑問の声が相次いだ。そこで今年3月、札幌市は15年度から10年間の水道ビジョンで7年ぶりに水需要を再試算。15年度の需要推計を66・2万立方メートルとし、35年度の必要給水量（需要）を61・8万立方メートルと、07年度試算から約3割、下方修正した。現状の保有水源でもまかなえる結果となった。

市は下方修正を、節水型家電の普及や企業との立場を変えたい。原因と説明する。秋元克広市長も先月の定例記者会見で「推計が正しくなかったのではなく、状況変化で需要が変わった」と話した。総務省は「過大評価を指摘したが、当時の段階では非合理的な説明ではなかった」として、当時の推計に問題があったか判断はできないとしている。

また現在の水道設備は老朽化していて、今後の改修工事の際にはダムからの給水も必要としている。秋元市長は「当初計画に大幅な変更はない」と話す。

■水源分散を主張

札幌市水道局は「現在の水源の98％は豊平川に依存している。災害に備えた水源の分散が求められている」と強調、ダムは必要と主張する。また、過大投資にもつながりかねない。推計の下方修正について誤りを率直に認め、原因を究明する姿勢が重要だ」と述べた。

【山下智恵】

活動報告

団体名	一般社団法人 北海道自然保護協会		
対象事業名	サンルダム		
事業地名	北海道上川郡下川町	事業者	北海道開発局

天塩川水系サンル川に建設されているサンルダムは、1988年に計画され、2002年に天塩川水系整備基本方針が作られ、2003～2006年まで天塩川流域委員会が開催された。2007年に天塩川水系整備計画が策定された。2009年にダムの凍結・見直しが決められたが、2012年に事業の継続が決定された。工事が進められ、昨年より堤体工事も始まり、2017年度に完成予定で工事が進められている。

サンルダムの問題点・・・1) ダムは天塩川支流の名寄川のさらに支流のサンル川に建設する。サンル川の流域面積は天塩川流域面積の3.3%なのに、開発局は当初天塩川中流域の音威子府の治水に役立つと述べたが、説得力なく、最終的には名寄市を水害から護ると説明変更をした。名寄川流域では、1973・1975・1981年に、名寄川真薫別で、1115、949、602m³/秒が流れたが、いずれも破堤はなかった。私たちは流域委員会で、過去の最大流量のときでも破堤が起きなかったことを挙げ、堤防強化で十分と主張した。開発局は計画流量の設定を、基本高水ではなく、被害額が大きいと想定されることを根拠として、計画流量を真薫別で1500m³/秒とした。私たちはこれを批判したが、流域委員会で河川工学専門家は「実際にはどこか破堤すれば、流量は減少するが、計画では全部で破堤させるのです。そうでもしないと北海道に金は落ちない」と発言して、はからずとも計画流量の恣意性を明らかにした。2) サンルダムで反対が集中したのはサクラマス問題である。サクラマスはサケのように資源は大きくなく、また放流で増やすことのできない魚で、ヤマメの親でもあり、渓流を愛する人たちから大きな反対があった。また、日本海漁業でも重要なため、北のもし漁協が反対していたが、最終的には、「ダムをつくるが、同時に魚道をつくり、魚道が機能するまでは穴あきダムとして親魚の遡上とスモルトの降下を可能にする」という条件で漁協はダム建設を認めた。私たちは、水害防止に対するサンルダムの効果はほとんどなく、堤防のかさ上げなどで対応すべきと主張し、また、魚道試験をして成功してからダム建設を考えるべきで、話が逆と批判してきた。

今後の活動・・・堤体と魚道工事が始まり、2年後には完成ということなので、具体的な活動方針が決まらず推移している。2015年10月24日に旭川で関係者が集まって議論する予定である。取り組みが考えられているのは、魚道問題である。北海道では、二風谷ダムと美利河ダムに魚道があるが、いずれも成功していないことを開発局は認めている。開発局は、二風谷ダムでは、降下してきたスモルトがダムから魚道を降りるのが難しいとして、失敗を認めている。美利河ダムでは、魚道はダム直下にあるが、ダム水の放流口はダムから1kmほど下流のため、その間は水量が少ない（減水区間と呼んでいる）ので、サクラマスの遡上が困難であることを失敗の原因としている。このように、成功した魚道はない。サンルダム魚道は、二風谷ダムと同様29mの高さの階段魚道を設置してその後はダム湖に沿って7km（現地の高い所から見ると、まっすぐな魚道がまる見えで、トリなどから間違いなく狙われる）続き、その後サンル川との合流点で、美利河ダムと同様なサクラマスは上流へ、河川水はダム湖へと仕分けする装置を設置している。魚道をできるだけチェックして、またサンル川周辺のヤマメの状況を点検して、魚道の問題点を明確にする。できれば、治水とサクラマスの問題点を道民にアピールする集会を企画したい。

問い合わせ先：北海道自然保護協会

氏名	佐々木克之	電話	011-251-5465	メールアドレス	info@nc-hokkaido.or.jp
----	-------	----	--------------	---------	------------------------

サンルダムの前例なき魚道計画

約7kmのバイパス魚道と階段式魚道はサクラマスの子魚の遡上とスモルト（幼魚）の降下に対して有効に機能するのか？

隠れ場のない開水路は鳥類の捕食の対象になりやすい。有効な防止策はあるのか？

サンルダムの魚道については、ダム湖を通過しないバイパス魚道とし、本川との接続箇所には、降下してきたサクラマスのスモルトを魚道へ誘導するために、スクリーンを設置する。また、ダム湖岸沿いには、ダム堤体までバイパス水路を配置する。更に、ダム堤体から下流には、階段式魚道を配置する。

各施設においては、鳥類などの外敵に狙われないようにするとともに、引き続き、サクラマスの遡上・降下に必要な対策の検討を継続することが必要である。

なお、魚道の整備にあたっては、整備箇所から順次、調査を実施し、機能の確認を行うとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて施設の改善を行うなど、以下に示すように順応的な対応が必要である。



図- 19 サンルダム魚道全体平面図

出典：北海道開発局の資料

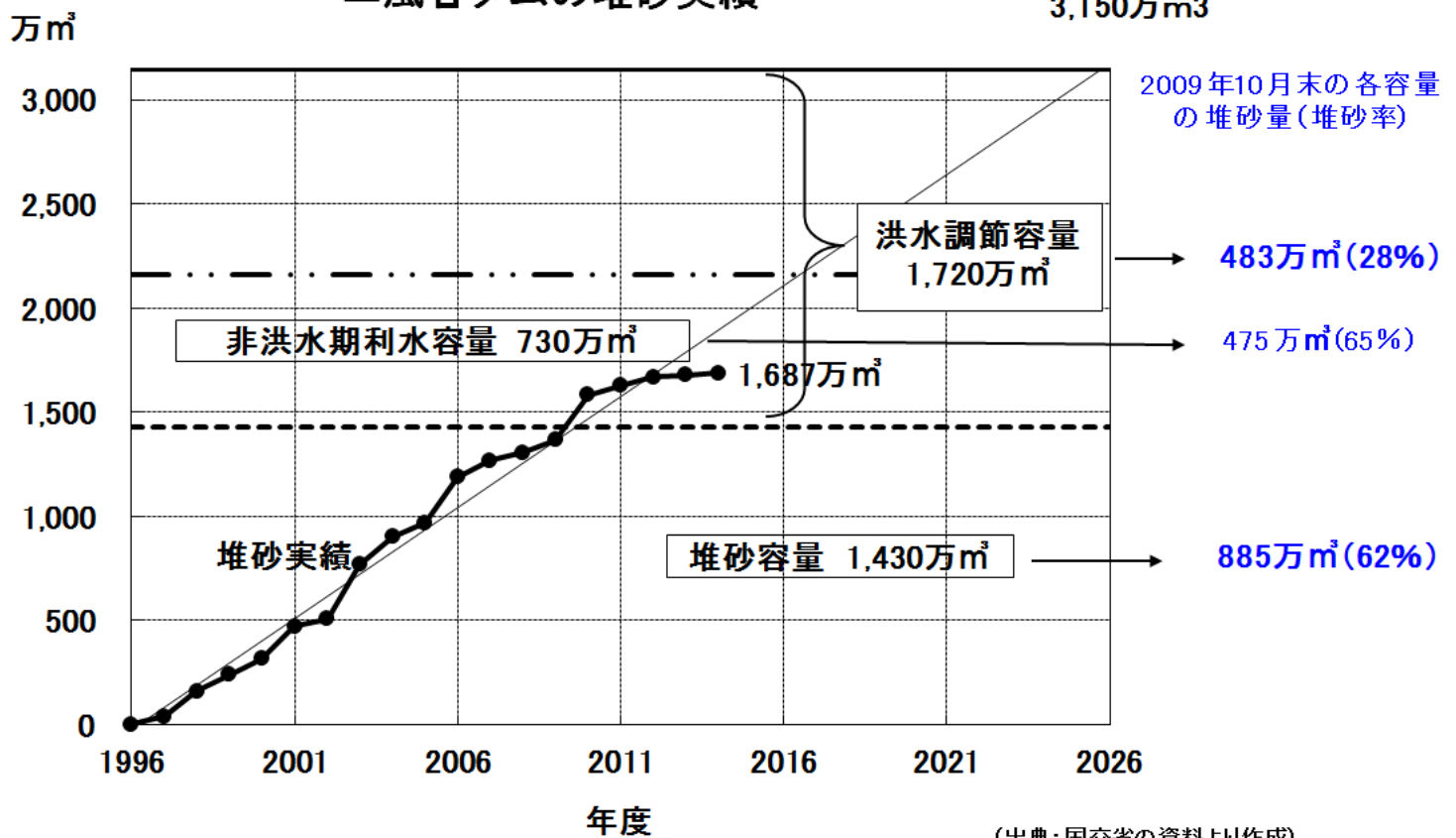
活動報告

団体名	一般社団法人 北海道自然保護協会				
対象事業名	二風谷ダム・平取ダム				
事業地名	北海道沙流郡平取町	事業者	北海道開発局		
これらのダムは沙流川本流および支流の額平川にある。経過を述べて、今後の課題を考える。現在建設が進められているのは平取ダムであるが、元々二風谷ダムと平取ダムは一体のものとして考えられていたので、まず二風谷ダム、ついで平取ダムについて述べる。 経過・・・二風谷ダムは、治水というより苫東開発のための工業用水用として 1971 年に計画された。開発局は、苫東に鉄鋼 2000 万トン、石油化学 160 万トンの生産をめざしたが、当時日本で最大の生産基地での鉄鋼生産は 1200 万トン、石油化学は 50 万トンであったので、極めて過大であった。このような無責任で挫折した計画のために、アイヌ民族の二風谷の聖地が現在見る影もない状態になった。 治水・・・沙流川では、一般に基本高水流量を目標流量とするのとは異なって、史上最大規模の洪水（2003 年）の流量を目標流量としている。2003 年の洪水では、二風谷ダムの下流ではなく（下流では実際には担当職員が樋門を閉めなかったので本流から逆流して氾濫した。裁判となって国交省は敗訴した）、上流の額平川流域（支流の貫別川）で氾濫した。ポイントは 3 つ。1) ダム下流では計画高水位を超えたのに氾濫しなかった（開発局は、計画高水位を越えれば破堤すると言っていたが、しっかりした堤防であったことが証明された）。2) 平取ダムがなくても下流の氾濫を防ぐことができた。3) 平取ダム下流の額平川との合流点の貫気別川側で氾濫したので、平取ダムが必要という根拠はない。貫気別川での氾濫の原因は堤防が低かったことと、すぐ下流に堰があり、水位が上昇しやすかったことである（これは開発局も認めている）。以上のことから平取ダムは不要である。 堆砂・・・二風谷ダムの貯水容量は 3150 万m³であるが、建設（1997）から 18 年後の 2013 年で堆砂量は約 1500 万m³で、約 48%が埋まっている（開発局は近年になって、ダム建設時の窪地 480 万 m3 が見つかったとして、容量は 3150+480＝3630 あるとして、41%しか堆砂していないとしている）。またダム上流の沙流川本流も額平川も堆砂していて、両川とも水深が 1mほど浅くなって、氾濫の危険性が高まっている。最近では、ダムの貯水を制限水位まで下げて、ダム下部にあるオリフィスゲートから排砂を進めている関係なのか、堆砂の進行が遅くなっている。近年は雨量も少ないので、堆砂量が少ない原因となっている可能性も考えられる。今後の経過を注視する必要がある。 アイヌ民族の聖地・・・開発局が地域住民の意見を募集したところ、アイヌの人たちからは、聖地のチノミシリが水没するので、ダムではなく河川改修を要望するという意見が多数であったが、実際に声を挙げて反対する人は皆無であった。ダム建設とセットとなって、多額のアイヌ民族文化調査費が計上されているので、名前を明らかにして反対するのが難しいのかもしれない。 二風谷ダム下流の環境悪化・・・サクラマスやシシャモが豊富であった沙流川はいまやその面影はなく、さらに河口でも浜が後退して、それまで漁獲されていたホタテも獲れなくなっている。さらに、ダムの影響で下流では河床低下が起きて、地下水水位が下がって、井戸を作り直すことが起きている。 今後のこと・・・二風谷ダム流域では、ダム反対の声を挙げる人が極めて少なく、運動は困難であるが、地域の人たちと連携して、運動を進めたい。					
問い合わせ先：北海道自然保護協会					
	佐々木克之	電話	011-251-5465	メールアドレス	info@nc-hokkaido.or.jp

二風谷ダムと平取ダム計画



二風谷ダムの堆砂実績



成瀬ダム訴訟この1年

県負担金「違法と言えず」

成瀬ダム訴訟 差し止め請求を棄却

成瀬ダム（東成瀬村）の建設中止を目的に、住民ら367人が佐竹知事らを相手取り、ダム建設への県負担金の支出差し止めなどを求めた住民訴訟で、秋田地裁は27日、「国の行為に重大で明白な欠陥があるなど看過し得ないときでない限り、判決で、棚橋哲夫裁判長は治水機能について「マニ

ユアルに従った事業評価で直ちに誤りと判断できる事情はない」とし、かんがい効果では「河川の流量によって、農業用水を賄いきつては、治水機能に必要と認めない状況にある」とダムによる治水機能の必要性を認め、さらに、建設地の安全性では「断層がある」という原告の主張は一般的な可能性を示すにとどまり、と述べて、ダム計画などに明白な違法や欠陥は見当たらないとし、この3点について

佐竹知事は「今後とも関係法令を遵守し、河川行政の運営に努める」とのコメントを出した。関東学院大・宮村忠名教授（河川工学）の話「治水に関しては解決する決定的な技術がなく、効果を数値で表すことも難しい。成瀬川下流の雄物川は昔から洪水で困るような土地。治水のための様々な手段のうちの一つとしてダムという選択も十分あり得る」

法政大・五十嵐敬喜名誉教授（公共事業論）の話「国の判断に地方自治体が唯々諾々と従わなければならないというのはおかしい。県の負担金があるということ、は県民の税金を使うということ。県独自の調査をして国の事業を見直し、県民に公表するべきだ」

■12月22日…成瀬ダム訴訟

結審（計22回口頭弁論）＝原告367名

3月7日…ダムネーション上映
（横手市80名）

■3月27日…判決（原告敗訴→）

直ちに控訴へ活動開始

■4月10日…控訴手続き＝原告210名

成瀬ダム訴訟：原告側が控訴（毎日新聞秋田版 4月11日）

国が建設を進める成瀬ダム（東成瀬村）を巡り、建設反対の市民団体メンバーらが県の負担金約260億円の支出差し止めを求めた訴訟で、原告側は10日、訴えを退けた秋田地裁判決（3月27日）を不服として仙台高裁秋田支部に控訴した。原告団の奥州光吉代表は「無駄なダム建設は許せない。引き続き県民に訴えながら闘いたい」と話した。予備調査の開始から40年を超えたダムを巡る法廷闘争は、舞台を高裁に移して続くことになる。成瀬ダムは2024年度に完成が予定される総貯水量7850万トンの多目的ダム。

総事業費約1530億円のうち、県は約260億円を負担するよう納付命令を受けた。昨年度までに約52億円を支出した。国は現在、主に本体工事のための道路を建設している。地裁判決は「ダム建設に明白かつ重大な違法はない」と指摘した。

■5月22日…横手市上水道訴訟

■6月30日…控訴理由書提出

■9月7日…第1回控訴審

（仙台高裁秋田支部）
同日…ダムネーション上映
（秋田市80名）

■9月25日…横手市上水道訴訟

控訴審の壺

■本体設計も完了していないダム負担金の支払いは不当（以下、準備書面より引用）

雄物川河川整備計画に基づく成瀬ダム事業は、本体事業には全く着手されておらず、そもそも基本設計すら完成していないに等しい状況である。ゆえに実施設計、詳細設計などは全くの手つかずの状態であると断じられるところである。

この一番の理由は、少なくとも、国土交通省が全国のダムに適用している**耐震性能の照査は行われていない**ことである。これは、仮に基本設計が完成していたとしても、上記照査により当該基本設計が変更ないし全く廃棄される可能性すら帯びているからである。

- ・これから建設されるダムについては、いつ照査しても良いのか？
- ・甲第 69 号証に基づく基本設計のないダムは建設可能性が疑わしい
- ・そもそも成瀬ダムでは耐震性能を有するダム建設は疑わしい
- ・成瀬ダム本体事業の可能性は極めて少ない

国は成瀬ダムについて、想定される地震動に対して耐震性能を有するような設計ができていないことは明確になっている。だから設計図はないのである。このような現時点においてすらおよそ建設される可能性のない（設計すらできない）成瀬ダムの付随事業として行われる道路建設等に対して、被控訴人は納付する義務はないのである。

■森林生態系保護地域を侵食する成瀬ダム計画は自然環境の保全義務違反

成瀬ダム周辺の自然環境の特徴は、森林生態系保護地域に指定された地域を含む、日本おける温帯林のうち落葉広葉樹林帯と針葉樹林を含む針広混交林として特徴づけることができる。特に、栗駒山・栃ヶ森周辺森林生態系保護地域は成瀬川上流域のブナを主体とする天然林地域と一体となっており、この森林生態系保護地域そのものが成瀬ダム周辺の自然環境を特徴づけているのである。

- ・世界遺産条約（平成 4 年 9 月 28 日条約 7 号）からの義務違反
ユネスコによる世界遺産登録はその地域の世界遺産性に影響はない
- ・生物多様性条約からの義務違反

本件ダム建設が、上記のように国際環境法に違反する違法な事業であるということは、その違法が法律及び法律の下位の法規に違反するなどと言うレベルではない。憲法のすぐ下位にあり、法律の上位法である条約に違反することである。しかも、国際環境法は地球的規模において世界遺産を保護し、生物多様性を保全するという目的を有し、日本国（及び地方自治体）は、国際社会においてこれら条約とガイドラインを遵守する義務を明らかにしているものである。

成瀬ダムをストップさせる会（秋田県・横手市）
代表・奥州光吉 oshu@rnac.ne.jp

活動報告

団体名	鳥海ダムと市民生活を考える会		
対象事業名	鳥海ダム		
事業地名	由利本荘市	事業者	国土交通省東北地方整備局

1) この1年の活動報告

2011年に「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が成立し、ここに「戦略的環境アセスメント（SEA）」が導入されました（別紙1）。しかし、「事業実施段階前の手続き」に添って行われた住民説明会では、この改正法の中心である「配慮書手続きの作成」が省略されておりました。この点についての私達の質問に対して、当局が示した根拠は「環境影響評価法第53条の経過措置の規定」により、鳥海ダムの場合は「子吉川河川整備計画」の’代替’で良しとするとのことでした。しかし、8年も前に作成されたこの整備計画では、子吉川の治水対策として鳥海ダムが必要であるという位置づけをただで、環境の面からは鳥海ダムの妥当性については何も検討しておらず、従って、’代替’とするには無理があるものです（別紙2）。その後、由利本荘市議会、秋田県議会の両方に対して「鳥海ダム事業に関して『改正環境影響調査法（2011年成立/2013年施行）に則った『戦略的環境アセスメント（SEA）の実施を求める請願書』を提出しました。結果はいずれも住民説明時の根拠を理由とし、不採択でした。

2) 鳥海ダムの経過と法律の対比でわかる、国・県・市の欺瞞性

【鳥海ダム】		【法律】
1993年	実施計画調査開始 / 事務所設置	11/19 環境基本法成立
1997		環境影響調査法成立
2006	(子吉川河川整備計画)	
2008		生物多様性基本法
2010	11/17 第1回鳥海ダム建設事業の関係 地方公共団体からなる検討の場 (以下「検討の場」)	3 改正環境影響調査法案を国会に提出 生物多様性基本法締約国会議(名古屋)
2011	2/23 第2回「検討の場」 9/20 第3回「検討の場」 9/27~10/21 意見募集	4/22 改正環境影響調査法成立
2012	3/29 検討結果の公表見送り (* ’コンクリートから人へ’の民主党の政権維持が難しくなっていた)	
2013	6/7~7/4 パブコメ募集 6/7 第4回「検討の場」 (*この回で「ダム建設案が実現性、コスト面で最も有利」と結論付けられる) 6/21・22 『鳥海ダム建設事業の検証に係る検討』報告書(案)に関する関係住民からの意見を聴く場	4 改正環境影響調査法完全施行
2014~2015	*「建設段階へ」とダム建設が決定したかのような報道多くなる 3/15~17 1) で記載の住民説明会	

当局はこの様に環境に対する法律を国際的に整備せざるを得ない状況に涉々応じながらも、国内においては、それらの法律の’しぼり’がかかる前に、そして私達が気づかない内に’さっさと’事を進めてきたように見えます。

そして今、改正法の完全施行から3年も経過するにもかかわらず’代替措置’で済まそうとしています。

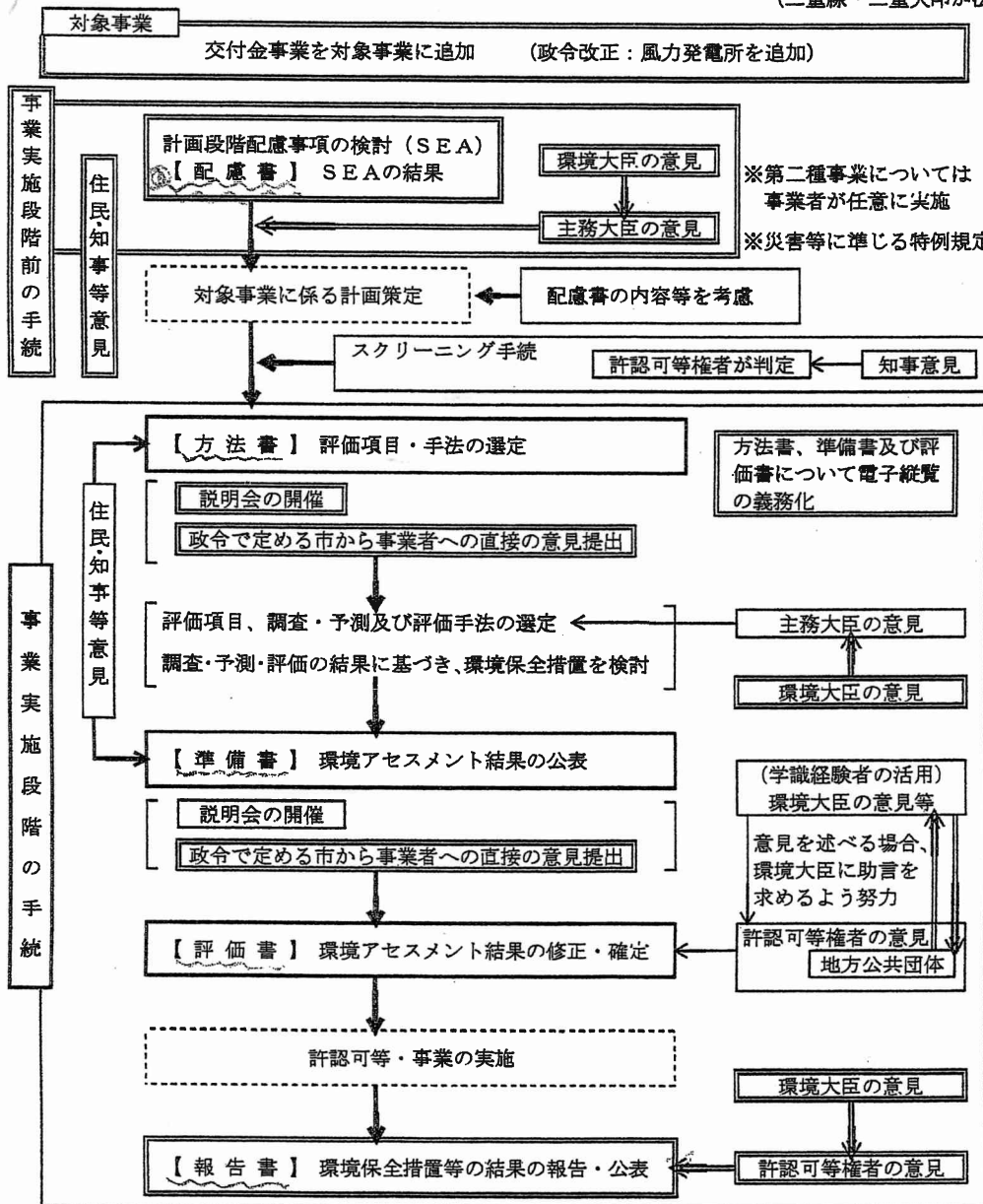
問い合わせ先： 秋田県由利本荘市薬師堂字境田58

氏名 | 東海林郁子 | 電話 | 0184-22-8717

(別紙1)

● アセス法 改正後のフロー ●

(二重線・二重矢印が法改正事項)

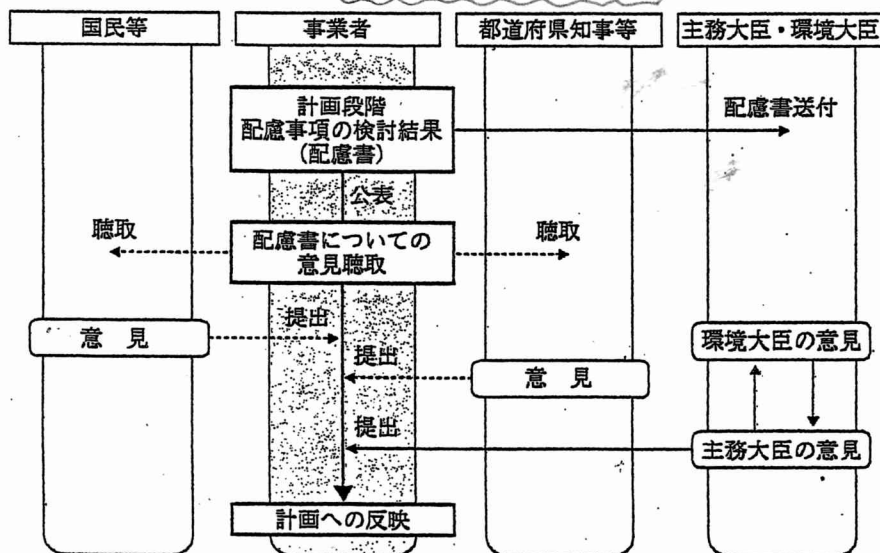


※ 配慮書、報告書に関する改正事項：公布後2年以内に施行

上記以外に関する改正事項：公布後1年以内に施行

(出所) 環境省資料を一部加工して作成

計画段階配慮書手続の流れ



出典：環境省総合環境政策局 (2012B) に一部加筆

2015年(平成27年)3月18日(水)

毎 日 新 聞

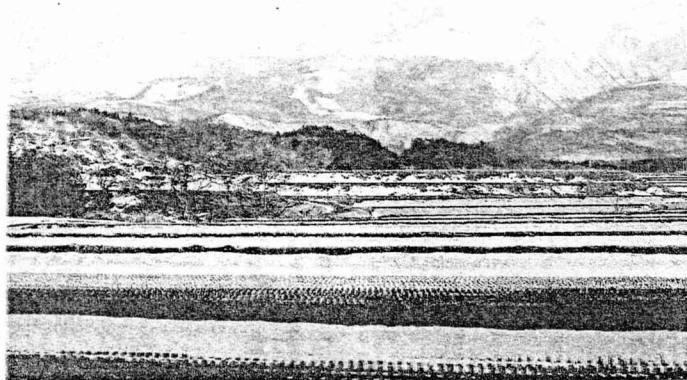
鳥海ダム説明会

「配慮書」手続き疑問視

住民側「意見聞くべきだ」

由利本荘市鳥海町の百宅地区に建設が予定される国直轄の「鳥海ダム」について、国土交通省東北地方整備局の住民説明会が16日夜に由利本荘市鳥海町であった。乱開発を抑制する手段とされる「配

慮書」の作成手続きについて、住民側からは「省かれている」と疑問視する声が相次いだ。住民説明会は、改正環境影響評価法(改正アセス法、2013年4月施行)に基づき手



鳥海ダムの計画が進む鳥海山。鳥海ダムは鳥海山の裾野東側に計画されているにかほ市で

続きとして同整備局が開いた。同法は一開発で失われた生物多様性の再生は困難との視点から、巨大ダム事業に対し計画立案段階からのアセスを義務付けた。このうち配慮書は、計画段階で住民意見を広く取り入れ環境への負担を和らげる仕組みで、過剰な公共事業の抑制を目指す同法の「目玉」とされている。説明会には住民9人が出席。同省鳥海ダム調査事務所が冒頭、説明会を録画録音すると宣言し小笠原由次・調査設計課長が配慮書の次の段階の手続きとされる「方法書」について説明した。方法書はダム事業推進を前提に動植物や景観など国交省があらかじめ決めた調査項目や手法などを

記したものだ。

出席者からの「なぜ配慮書(作成の)手続きを省いたのか」との疑問に対し、小笠原課長は「子吉川河川整備計画(06年)が配慮書の代わり」と説明。環境省からの了解を取り付けていると主張した。

出席者は「はじめに事業ありきではなく、住民の意見を聞くべきだ」「生物多様性の観点で担保されない」と納得しなかった。だが、小笠原課長は「説明会は方法書を理解してもらうためのもの。意見は意見書提出で」と突っぱねた。

説明会の終了後、出席した女性1人は「これでは形だけの手続きだ」と憤った。

同整備局によると、鳥海ダムは洪水調節と水道用水供給などの多

目的ダム。総貯水量は約4700万ト、総事業費約960億円。1970年に予備調査を開始し93年に実施計画調査に着手した。民主党政権が成瀬ダムなども含めて見直しの対象としたが、事業は現在も継続している。

【佐藤伸】

活動報告用紙

団体名	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会		
対象事業名	ハッ場ダム		
事業地名	群馬県	事業者	国土交通省

この一年の活動報告

ハッ場ダム住民訴訟は、本年 9 月「上告決定」が下された。

私たちの上告の理由は、高裁判決は下記の①・②に見られるように、憲法 92 条に定められた地方公共団体の自治権を根底から否定するものに対してだった。

① 一日校長事件の引用（茨城判決を除く）

一日校長事件とは、東京都教育委員会がある教頭の退職金を上乗せするため、退職の前日に校長に昇格。東京都はそのまま退職金を支給。支給責任者の東京都知事が訴えられた事件だが、最高裁判決は、教育委員会と東京都知事はそれぞれ独立した機関（法主体）であり、人事権は教育委員会にあるから、退職金を支給した東京都知事に責任はない。としたものだ。

同判決の言う、東京都教育委員会と都知事は同一の自治体にある機関であるから妥当な判断ではあるが、国と都県は独立・並列の機関だ。従って国と都県の利害が反した場合は、都県の側は拒否できるものである。従ってハッ場ダム訴訟に同判決の引用はあたらない。

② 「行政処分は仮に違法であったとしても有効」という“公定力”の乱用。

高裁判決は、利水負担金も治水負担金も「当該支出が違法であるというためには…納付通知書に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、または外見上一見して看守できる違法ないし瑕疵が認められる必要がある」と一蹴した。つまり、都県の側は地方公共団体としての自立した判断はできない。とし、地方自治を踏みにじるものだ。

最高裁判決がもたらすもの。

上告決定は、全国の自治体はハッ場ダムにかかわらず国の直轄事業の負担金が客観的に違法なものであっても、異論も挟めず唯唯諾諾と従わねばならぬとした。

治水でいえば、ダムの治水効果が受益都県にとって「著しい利益」があるか否かにかかわらず負担金を支払わねばならない。

利水にあっては、「ダム使用权設定申請」が受理されてしまえば、水余りなどいかに状況が変わっても取り下げることはできない。

ダム問題をこえて立憲主義を護る闘いに。

ハッ場ダム裁判は「司法は行政を裁けるか否か」の試金石であった。想定通り裁けなかった。同時に憲法も護れなかった。こうした憲法を踏みにじる行政にひれ伏してきた歴史が、安倍政権の暴政の引き金になったことは間違いないだろう。

私たちは、ダム問題をこえて立憲主義を護る人々と手を携えて行かねばならない。

ハッ場ダムは 1 月より本体工事に入り、6 月に事業認定され土地収用法の実施が可能になった。同月の現地公聴会には各都県から公聴会へ発言者を送り反対の公述をした。

12 月に予定されている「ハッ場ダム訴訟 11 周年総会」は抗議集会になる。

問い合わせ先：

氏名	神原禮二	電話	090-4527-7768	メールアドレス	garyoan@tiara.ocn.ne.jp
----	------	----	---------------	---------	-------------------------

活動報告

団体名	ムダなダムをストップさせる栃木の会		
対象事業名	思川開発事業(南摩ダム)・湯西川ダム・八ッ場ダム		
事業地名	南摩ダム 栃木県鹿沼市上南摩町 湯西川ダム 栃木県日光市 八ッ場ダム 群馬県長野原町	事業者	独立行政法人水資源機構 国土交通省関東地方整備局 国土交通省関東地方整備局

1 この1年の活動報告

(1)2015年中の活動

5月22日 総会開催／6月8日 上告受理申立理由書の補充書2通提出／9月8日 最高裁は一度も口頭弁論を開くこともなく上告棄却、上告受理申立て不受理の決定／事務局日より発行(年4回)

(2)特記事項

- ・ 9月10日 鬼怒川堤防が決壊し茨城県常総市で約40km² 浸水。湯西川ダム(2012年完成)のほか、川治、五十里、川俣の計4ダムは計画どおり流量調節したが、堤防決壊を防げず。
- ・ 鬼怒川下流では流下能力が不足する箇所が多く危険なので、湯西川ダムの建設を中止し、早急に堤防を整備すべきとの原告らの警告を無視した河川行政とこれを追認した裁判所の誤りが証明された。

2 高裁判決の内容

(1)3ダム共通

争点	高裁判決	高裁判決の問題点
治水負担金の違法性の判断枠組み	先行行為が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過しがたい瑕疵がある(1日校長事件判例型)	判例とは事案が異なる。適用するとしても、瑕疵を認めないのは不当。

(2)南摩ダム

争点	高裁判決	高裁判決の問題点
利水参画に関する裁量の違法性の判断枠組み	①事実誤認により重要な事実の基礎を欠く、又は②事実の不合理的な評価や要考慮事情の不考慮などにより、著しく不合理(小田急事件判例型)	事実誤認や不合理を認定せず、判断枠組みはお題目だけ。
栃木県に新規水需要があるか	人口及び給水量の推計は過大であるが、県南地域からの要望が撤回されていないから、県による利水の必要性は否定されない。	最近、栃木県が関係市町の需要予測を自ら行い、新規需要がないことを認めるに至った。
南摩ダムに水がたまるか	取水制限等の方策をとれば、最低貯水量程度は常に確保できる。	取水制限をしても対応できない。
水源転換に地盤沈下防止の効果があるか	国の地盤沈下地域指定が解除されていない。沈静化したと評価できない。沈下が再び進行する兆しも見られる。水道用地下水の採取を抑えることが必要である。	水道用地下水の採取と地盤沈下の因果関係を説明していない。農業用地下水の採取を放置しての水源転換に効果はない。
地下水汚染防止のための水源転換が必要か	表流水との比較はともかく、地下水の汚染の懸念があることは否めない。地下水に比して表流水の方が汚染に弱いとは必ずしもいえない。	比較しなければ合理的な判断ができない。抽象的な懸念だけで水源転換することに合理性はない。

問い合わせ先:

氏名	高橋比呂志	電話	0289-63-1571	メールアドレス	hirocha@bc9.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	-------------------

水道用水供給事業には水道施設整備が必要。経営的に成り立つか	成り立たないとする証拠もあるが、事業として成り立たないとか、「低廉な水供給」ができないとまでは認められない。	結論だけ。理由を示していない。
水利用方法が具体化している必要があるか	県は、広域水道に関する協議会や検討部会を発足させ、水源転換の目標年度や目標値を設定しているし、南摩ダムが未着工なので具体化していなくてもやむを得ない。	使い道が未定な水の確保を許すことは、経済性の原理に反する。
表流水が必要だとしても、未利用水の転用で対応が可能ではないか	未利用水は、水道用水として直ちに利用できる証拠はない。	ダム水も直ちに利用できない。本体着工から供用開始まで 8 年かかる。

(3)湯西川ダム

争点	高裁判決	高裁判決の問題点
3ダムでも4ダムでも石井地点の計画高水は同じとされていたから、湯西川ダムの効果はないのか	温泉地区の水害を防御することが目的とされているから、石井地点の計画高水の比較だけで治水効果がないとは言えない。 後に国は4ダムの洪水調節効果量を2600m ³ /s から 3400m ³ /s に変更したから、湯西川ダムの効果が考慮されている。	石井地点より下流では効果がないということ。温泉地区の水害を防御するためのダム建設はB/Cが成り立たない。 国の後出しジャンケンを是認しており、不公平である。
地方財政法25条3項を根拠に治水負担金の納付を県は拒めるか	河川法施行令38条1項の通知の性質を前提とすると、拒めない。	政令を根拠に法律の解釈をしており、本末転倒。

(4)八ツ場ダム

争点	高裁判決	高裁判決の問題点
利根川の基本高水が不合理か	国土交通省の計算と日本学術会議の計算がほぼ一致するので不合理とはいえないことは明らか。	間違っただけで答え合わせをしても正解には至らない。どちらも実績値と照らし合わせた検証を経ておらず、妥当性の裏付けがない。
利根川の基本高水はカスリーン台風時の（推定）実績流量か	カスリーン台風時とは異なる降雨パターンに備え、しかもカスリーン台風時とは異なる河道条件も考慮して基本高水を定めることは合理的である。	利根川の基本高水は、カスリーン台風時の実績流量と計算流量のうち大きい値を採用したという事実を誤認している。
洪水調節便益計算は不合理か	特段不合理なところはなく、これが仮装の数字であるとか、科学的根拠がないとはいえない。	結論だけ。不合理であるとの主張を否定する根拠を一切示していない。
栃木県は「著しく利益を受ける」のか	栃木県において治水上の利益がないとはいえないので、・・・八ツ場ダムによって栃木県が河川法63条1項の「著しい利益」を受けると判断されたことが不合理とはいえない。	「利益がないとはいえない」と「著しく利益を受ける」を同一視する誤りを犯している。条文を離れ、勝手に要件を設定している。

活動報告用紙

団体名	ハッ場あしたの会		
対象事業名	ハッ場ダム事業		
事業地名	群馬県吾妻郡長野原町	事業者	国交省関東地方整備局

この一年の活動報告

構想から 63 年目にして、ハッ場ダムの本体工事が今年 1 月に着工され、年明け早々、集会、現地での抗議行動から今年の活動が始まりました。

主な活動は以下の通りです。

- ハッ場ダム事業の不要性を訴える活動
 - ハッ場ダム本体工事の中止を訴える現地行動、および抗議文を事業者へ提出
 - 「本体工事の中止と生活再建支援法整備」を国に求める署名活動の継続
- 強制収用を視野に入れた事業認定手続きに反対する活動
 - 事業認定に関する情報提供
 - 事業認定手続きに関する意見書提出の呼びかけ
 - 公聴会での公述（8 名の会員が公述）
- ハッ場ダム事業が抱える問題を伝える活動
 - ダム本体工事、湛水による地すべりの危険性等を分析し、伝える集会を開催。
 - 現地案内（1～9 月：延べ 150 余名）
 - ホームページ、メーリングリスト、ツイッター等で最新情報を伝える。
 - 事業者へ提出した公開質問（本体工事、地すべり問題、東京電力の水力発電とハッ場ダムの関係等）の回答に関して、群馬県庁で記者会見。
 - ダム予定地の現状を記録（ビデオ、写真撮影）・発信（ホームページ、ツイッター、YouTube）
 - チラシの作成・配布。
 - ダム予定地の遺跡の発掘調査に関する情報収集。
 - （株）大同特殊鋼渋川工場より排出された有害な鉄鋼スラグがハッ場ダム予定地に大量投棄された問題についての調査。
- 地元住民への支援
- 国会議員、県会議員らへの働きかけ
 - 議員への情報提供
 - 昨年 12 月の衆議院選挙で 8 政党に対して公開アンケート
 - 「ハッ場ダムを考える 1 都 5 県議会議員の会」と連携
- ダム問題への関心を高めるための活動
 - ドキュメンタリー映画『ダムネーション』の上映（群馬、東京）
 - やんばカフェの開催（東京・池袋、白山）
 - 東京都水道水源林の見学会（東京都、山梨県）
 - 環境イベントにブース、写真展を出展（アースデイ、原発関連等）

問い合わせ先：

氏名	渡辺洋子	電話	027-253-6706	メールアドレス	info@yamba-net.org
----	------	----	--------------	---------	--------------------

現地の状況

観光客のいない吾妻溪谷

吾妻溪谷は猛暑の時期でも、森の中に入ると谷底から流れてくる涼しい風が心地よいのですが、今夏は観光客の姿をあまり見かけません。

国交省はハッ場ダムは「名勝・吾妻溪谷の中でも川の上流端に近いところに造られるので、主要な観光スポットである鹿飛橋しかとびばしや八丁暗がりはっちようくらは保全される」という説明を繰り返してきましたが、ハッ場ダムの本体工事で規制が多くなった吾妻溪谷は観光客から忘れられてしまったようです。

昨年9月まで営業していたJR川原湯温泉駅は、吾妻溪谷まで徒歩10分と、観光客にとって便利な駅でした。代替地に造られた新駅から溪谷は遠く、公共交通もありません。溪谷の下流側（東吾妻町）には駐車場があるのですが、昨年12月以降、溪谷内の国道は通行止めとなり、歩道に入れるようになった春以降も、車両や自転車は通行止めのままです。かつては、国道から鹿飛橋と滝見橋を利用して溪谷を周遊できましたが、滝見橋はダム本体工事で使えなくなり、その代わりに、鹿飛橋の下流側に「猿橋」を建設中です。

溪谷内の遊歩道はアップダウンが激しく、特に小蓬菜の頂上の「見晴らし台」までの道は急坂です。緑陰では山百合やギンバイソウ、イワタバコがひっそりと咲いています。

かつては、見晴らし台から見渡せる遠くの山並みと吾妻川の流れが山道の疲れを癒してくれたのですが、今、見晴らし台に登ると、正面に見えるのはハッ場ダムの本体工事現場です。



ハッ場ダムの本体工事

国交省は7月30日のマスコミ向け説明会で本体工事は順調に進んでいると強調し、1月から始まった基礎掘削工事は約60万立方メートルの掘削予定土石のうち、既に3割近い18万立方メートルを削り込んだと説明したとされます（7/31付の上毛新聞、毎日新聞群馬版など）。

しかし掘削はいまだに兩岸の上部で行われています。基礎掘削を行うことになっている吾妻溪谷のダムサイト予定地は、兩岸上部から落とされた土石で埋まっている状態です。土石を運ぶために今年1月から工事用道路となる筈だった旧国道も、8月10日現在、土石の運搬は行われていません。旧国道では拡幅部の発掘調査（東宮遺跡）で縄文の土器片が多数みつかっています。

来年6月からはコンクリート打設が始まる予定ですが、6月の公聴会では、「基礎掘削の結果、想定外に熱水変質帯が広がっていたり岩盤の節理が深刻であった場合は、ダム本体工事の設計変更を改めて行うのか？」との質問に対して、国交省は「実際に現われた岩盤の状況によっては、設計内容を照査する」と答えており、先行きは不透明です。

川原湯地区の発掘調査

ダム予定地では遺跡の発掘調査が急ピッチで進められています。群馬県教育委員会によれば、今年度の発掘調査は約9万平方メートルを予定しており、残りは約30万平方メートルです。国交省と群馬県による発掘調査の協定はこれまでに三回変更されましたが、調査期間の三度目の延長と調査費用の再増額が必要とされ、今年度中に第四回の協定変更が行われる見込みです（6/4 県議会・文教警察委員会、酒井宏明県議による質疑より）。調査費用の増大はハッ場ダムの事業費増額につながります。

6月17日には文教警察委員会の本郷高明県議らが川原湯地区の下湯原遺跡と石川原遺跡の発掘調査を視察しました。

下湯原遺跡は旧川原湯温泉駅周辺に広がる遺跡で、本体工事関連の道路や施設をつくる場所に位置するためか、今年度から集中的に発掘調査が行われてきました。駅周辺にはかつては多くの家屋や商店が立ち並んでいま

◀見晴らし台から見える吾妻溪谷のハッ場ダム本体工事現場は、かつて吾妻川の河道だった場所が土砂で埋まっている。

したが、今では駅舎も含めてすべて解体され、昨年 11 月より立ち入り禁止となっています。

いわゆる“天明の浅間焼け”によって、川原湯地区では死者 14 名、石高 73 のうち被害石高 64 と甚大な犠牲を出したことが当時の幕府役人の資料に記されています（内閣府中央防災会議報告書「1783 天明浅間山噴火」より）。1783 年 8 月 5 日（新暦）の浅間山噴火によって、吾妻川を流下した泥流は 1～2 メートルの厚い層となって下湯原を覆いました。これを取り除くと旧国道と線路の両側に、噴火直前の 7 月に降った軽石が畝と畝との間に白い筋となって残る畑跡が広範に出土しました。

川原湯温泉の入り口アーケードがあった場所のすぐ脇には、大きな肥え溜の跡が二つ出土。旧温泉駅の上流で吾妻川の兩岸をつなぐ新千歳橋の手前では、近世以前、豪族の住まいであった館跡の調査が行われていました。豪族の館跡と温泉駅があった場所との間からは、平安時代の竪穴住居跡四棟も出土しています。

石川原遺跡の不動院

石川原遺跡は新しい川原湯温泉駅の谷側の、上湯原の水没予定地にあります。吾妻川が国の天然記念物・川原湯岩脈を貫流している地点の右岸側になります。

この地を覆った天明泥流は 2 メートルを超す巨礫をはじめ、大小の礫が入り混じり、畑跡には礫が挟まり込んだ流線形の凹面が多く見られたということです。舌状に吾妻川に張り出した石川原遺跡が天明泥流によって受けた被害は甚大であったことがうかがえます。

災害当時の記録の一つ、「天明 3 年 7 月 砂降候以後之記録」には、川原湯の不動院の住職が天明泥流を逃れるため、命からがら山を駆け上って助かったことが記されています。石川原遺跡では昨年度の調査で不動院の跡



石川原遺跡の不動院跡

がみつかり、これまでの調査で、本堂や庫裏、山門、瓢箪池の跡や密教法具等が出土し、上流の不動沢から沢水が寺内に引き込まれていたことも明らかになっています。

このように、水没予定地では次々と重要な歴史遺産がみつかりつつありますが、最近はダム事業を進めるのに支障となることを恐れてか、発掘調査が報道で取り上げられることは殆どありません。

問題の先送り

7 月の群馬県知事選では、現職の大沢知事が上毛新聞のアンケートに答えて、ハッ場ダムの事業費増額は認められないと回答しました。群馬県にとって特に重要な地すべり対策費、発掘調査費の増大など、山積する問題はこれからどうなるのでしょうか。

8 月の埼玉県知事選では、現職の上田知事がハッ場ダムをストップさせる埼玉の会の公開アンケートに対して、ハッ場ダム事業の重要課題について、「国交省の説明を聞いて判断」、「国交省から適切な対応を取っていると聞いている」など、いずれも国交省に判断を丸投げしたような回答を寄せました。

政治がダム問題に正面から向き合わない状況が続き、政局から遠ざかったダム事業にマスコミの関心も薄れているようです。しかしハッ場ダムが抱える問題の深刻さは、この間注目されてきた新国立競技場に劣りません。いずれも東京オリンピックが開催される 2020 年 3 月を完成目標としていますが、このまま順調に事業が進むと考えるのはあまりに楽観的です。（事務局・渡辺洋子）

代替地の分譲状況（平成 27 年 3 月末現在）

地区名	分譲予定世帯数	移転済世帯数	分譲手続き開始
川原畑地区	18 世帯	15 世帯	平成 19 年 6 月
川原湯地区	39 //	28 //	平成 20 年 3 月
横壁地区	16 //	9 //	平成 19 年 12 月
林地区	22 //	9 //	平成 19 年 8 月
長野原地区	39 //	25 //	平成 19 年 6 月
5 地区合計	134 //	86 //	

（塩川鉄也衆院議員が入手した国交省資料より
水没補償対象の総世帯数は 290 世帯）

活動報告用紙

団体名	STOPハッ場ダム・市民ネット		
対象事業名	ハッ場ダム		
事業地名	群馬県・長野原町	事業者	国土交通省



まず、冒頭に10月半ばの「吾妻溪谷」の現在の惨状を本体工事中の上の写真にてご覧いただきたい。まさに大規模破壊工事中!! 無惨でならない。手前に位置した旧川原湯温泉駅周辺の、あの慣れ親しんだ小道のレトロな雰囲気は、もう、どこにも探しようもない。

昨年11月の旧145号線国道閉鎖後、現地で勢いよく我がものの顔で行きかうのは、各建設会社の社有車と許可証を持ったトラックのみ(その形態は様々で、勿論、請負建設業者直属の車両もあれば、それらの会社に雇用された、車両持ち込みの身一つの出稼ぎ運転手もいる)。

次頁に詳述するが、企業モラルの欠如も甚だしい上に、国・県との癒着構造上にあぐらをかいた感の大同特殊鋼と佐藤建設工業によるフッ素や六価クロム入りの有害スラグを大量投棄されても、この町は抗議の声すら上げない。もはや、国・業者の手中に握られてしまった感の歎きの日々となった。

この一年の活動報告

- ①「吾妻溪谷保存署名」第二弾を2014/11/10、国と県に提出。第一弾同様に県内各紙報道
 ②県議会に請願提出 ③2015/1/11、映画ダムネーション県内同時上映 百名 ④5/6、初のバス参加で地滑見学会 ⑤週刊金曜日アンテナ1/16、10/2号、⑥「奔流」第15号など。

問い合わせ先：

氏名	鈴木郁子	電話	070-5457-5672	メールアドレス	spq272s9@rondo.ocn.ne.jp
----	------	----	---------------	---------	--------------------------

【ハッ場にも使われた「大同特殊鋼有害スラグ」 ようやく刑事告発に】

2002～14年の間、大手鉄鋼メーカー「大同特殊鋼株式会社」（本社：名古屋市）の渋川工場（群馬県渋川市）から出た鉄鋼スラグには環境基準を超える有害物質が含まれていた。

発覚後約2年余を経て本年9月7日、ようやく群馬県は思い腰をあげ刑事告訴に踏み切り、群馬県警は11日、「大同特殊鋼」の本社・渋川工場、「大同エコメット株式会社」（エージング処理）、販売先の「佐藤建設工業株式会社」（渋川市）への強制捜査を実施した。

しかし、県には前述の企業の依頼により、5年前に県土整備部管理課建設政策室・倉嶋敬明室長名にて出された「碎石骨材(C)にクラッシュラン鉄鋼スラグ(CS)をブレンドした骨材の取扱いについて(通知)」(2010年10月15日付)がある。有害な産廃物を“再生碎石”と偽装してきた企業への後追いのなお墨付きを与えた、この「倉嶋通達」によって、汚染スラグの使用は拡大されてきたのは否めず、行政と企業の癒着度がどこまで解明でき、照射されるのか、どこが莫大な処理費を持つのかも大きな課題となろう。

1 廃棄物処理法違反の容疑

国や県の発注工事225カ所で使われ、そのうち93カ所では環境基準を超えるフッ素や六価クロムなどが検出されていると判明した。

大同特殊鋼(株)渋川工場では1937年頃から副産物である鉄鋼スラグを土地造成材等として再利用してきたが、およそ70年間にわたる確かな出荷記録はなく、判るだけの推定で約70万トンと言われ、これだけでも撤去費用は200億円以上と試算されている。容疑は、

- ① 建設現場資材として違法に処理したのは廃棄物処理法違反の疑いあり。
- ② 許可を持たない取引業者に処理を依頼したことは廃棄物処理法違反の疑いあり。
- ③ 建設資材として販売しつつ、販売額以上の販売管理費を支払う「逆有償取引」は違法。

※付記(告訴状はむろん、マスコミ、議員筋にも渡らず非公開なので、上記の容疑事項は、記者会見上で各社記者が質問などで取材した報道内容からの要約である)

2 ハッ場ダムは、うってつけの廃棄場所？

この有害スラグは、折しも大工事中で佐藤建設工業が大活躍のハッ場ダム現地の付替道路、代替地造成、盛土などに使われていたことが、2014年8月5日付の毎日新聞の大スクープで暴かれた。

①行政も町民も問題意識なく、火消し役演じる

水没地ではようやく安住の地に移り住み、これからという時に大事な家屋の下にも使われているかも知れないという不安に、パニック状態かと思われた。「発覚から1年以内の撤去を申し出ないと無効」とのことに焦燥感にかられ、スラグ撤去を呼びかけるチラシを大量作成して町内や吾妻路一帯に配布してきた。ところが、ハッ場ダム工事事務所佐々木前所長は「大したことはない」と町幹部を説得し続ける始末で危機意識をもたれず、町民は「大丈夫だって言っているから」と立ち上らず沈黙を守った。(前所長は10月1日、1号橋と新川原湯温泉駅オープニングセレモニー後に異動。左遷の風聞あり)。

なお「毒は毒だ」と言い切った人物は、憎まれた(為にか、手痛い仕打ちをうけるに至った……)。

②調査分析は、かの「いであ」。関東地整に計4回の質問書を送付(9/14現地視察会名にて)

(1) 進展のないままに過ぎ、ようやく2014年9月18、19日に調査に着手したもの、調査会社は「いであ株式会社」(注 2006年6月1日に国土環境株式会社と日本建設コンサルタント株式会社が合併。国交省・防衛省OBの天下り機関として名高い)

(2) 同年10月16日、上毛新聞一面トップ「ハッ場きょう着工 ダム本体 現地でJV測量開始」の見出しに慌てて現地にかけつけた。単なる「本体着工に必要な現地測量」の準備工事で、勇み足的な情報だったが、なんと①の調査実施箇所と同じ調査風景に遭遇できた。この第二次調査は翌17日もあり、国交省は「1回目で強アルカリ性の反応のあった物質があった箇所を再調査し分析する」と説明。「一度にやればよかったのに。時間稼ぎのナニモノでもなし」と思わずなじった次第。

(3) 10月26日毎日新聞全国版トップ「ハッ場代替地や国道 20カ所余にスラグ」報道。

(4) 翌27日、関東地方整備局は「鉄鋼スラグに関する調査の中間とりまとめについて」公表。

この間、当会は9月14日に実施した「(スラグ) 現地視察会」名で質問書を関東地方整備局に執拗にも計4回送った。根底には「スラグ問題が解決するまでは、本体工事着工するな」の意があった。

(5) 12/16「鉄鋼スラグに関する材料の分析結果について」

(6) 2015/2/16～ 民地のみ5ヶ所の有害スラグ撤去。写真右

(7) 4/24「鉄鋼スラグに関する土壌の分析試験結果について」を記者発表。「直下土壌の分析結果におけるフッ素分析結果は基準値以内」とした。



活動報告用紙

団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議		
対象事業名	霞ヶ浦導水事業		
事業地名	茨城県	事業者	国土交通省

この一年の活動報告

1 法廷闘争

この事業は水質浄化、新規都市用水開発、正常な流水の維持を目的とするもので1976年計画着項、1984年建設着工している。私たちは2000年住民訴訟を起こし敗訴したが、その後は茨城・栃木両県的那珂川関係8漁協の支援を行うことを中心に活動を続けている。今年度は水戸地裁での結審時（12月）の証人尋問、意見書の準備を中心に当該事業が「百害あって一利なしの税金の無駄使い」であることを証明するための作業が中心となった。法廷論争で主張した内容は下記である。

（1）水質浄化

国側のシミュレーションに対し、市民側のシミュレーションで対抗し論争を行った。また、シミュレーションによる予測結果を現場の観測値で立証した。

（2）新規都市用水の開発

水需要実態、人口動態等から大量の水余りの実態を暴いた。また、県が開発が必要とする理由「災害用水」、「危機管理用水」、「自己水源の削減」の欺瞞を暴いた。

（3）漁業権侵害

シジミ、アユ、サケの3種の漁業被害を中心に漁業権侵害を予測した。

シジミについては、全国第3位の漁獲を誇る約200戸の専業漁家が漁業に従事しており当該事業の影響は深刻である。東北地方太平洋沖地震による河口域の形状変化の影響等でシジミの漁獲量はそれ以前の半分の1000tにまで低下している。この状態で導水事業を行えば漁獲量は500tに低下し、5年に一回の発生不良が発生し壊滅的な打撃を受ける旨の主張をした。アユについては、かつては1400t、2012年まで全国第一位の漁獲を誇ったが2013年には第2位に落ちた。シジミ同様、事業が実施されれば壊滅的な打撃を受けると主張した。

また、アユを中心に毎秒15tの取水による仔稚魚の吸込みによる被害を訴えた。

（4）水戸地裁の棄却と今後

当該事業の公益・公共性を全面支持する権力におもねる判決となった。漁業権侵害についても被害は受忍範囲内とした。これもまた、被害に苦しむことになる漁業者、危機に瀕する産業・文化、生物多様性に目をそむけた国家権力に迎合するものとなった。また、地裁は原告に「文句があれば、種毎の被害を定量化しろ」と、不可能に近い難題を命じもした。

以上の水戸地裁の棄却判決を受けて、より詳細な議論を準備していくが、より重要な点は三権分立や立憲主義崩壊に対し全国各地の同志と連携しつつどう戦うかである。

2 各地における集会

県内外において集会、学習会を開催した。

3 ウナギ問題への取り組み

全国的に問題となっているニホンウナギ絶滅危機について、その原因が利根川水系の水資源開発にあるとの見方をしている。霞ヶ浦導水事業による毎秒25tの取水は、利根川水系だけでなく全国あるいは地球上からのニホンウナギの消失をもたらすとする仮説である。その証明に向けて調査研究をおこなった。

問い合わせ先：

氏名	浜田 篤信	電話	091-3591-1253	メールアドレス	
----	-------	----	---------------	---------	--

霞ヶ浦導水事業

那珂川と霞ヶ浦、霞ヶ浦と利根川を導水路で結んで、相互に水を行き来させ、水資源の開発、渇水時の補給、霞ヶ浦等の浄化を行うことを目的とする事業（総事業費 1900 億円）

アユ・シジミ裁判（霞ヶ浦導水事業の工事差止め裁判）

原告 那珂川水系の 8 漁業協同組合（茨城の那珂川漁協、那珂川第一漁協、大湊沼漁協、栃木の那珂川北部漁協、那珂川南部漁協、那珂川中央漁協ほか）

被告 国土交通大臣

漁協が提訴した主な理由

霞ヶ浦導水は那珂川の水質を悪化させ、生態系にも多大な影響を及ぼし、漁業に対して大きなダメージを与える事業であり、目的そのものが虚構である。

- ① 那珂川からの大量取水による那珂川の漁業への致命的な影響
 - 漁獲高日本一を誇るアユ漁業への影響
 - 三大産地の一つである大湊シジミ漁業への影響
- ② 霞ヶ浦からの導水による那珂川への外来生物の侵入
- ③ 霞ヶ浦からの導水による清流「那珂川」の水質悪化。
- ④ 那珂川・利根川からの導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構
- ⑤ 時代錯誤の水資源開発

裁判の経過

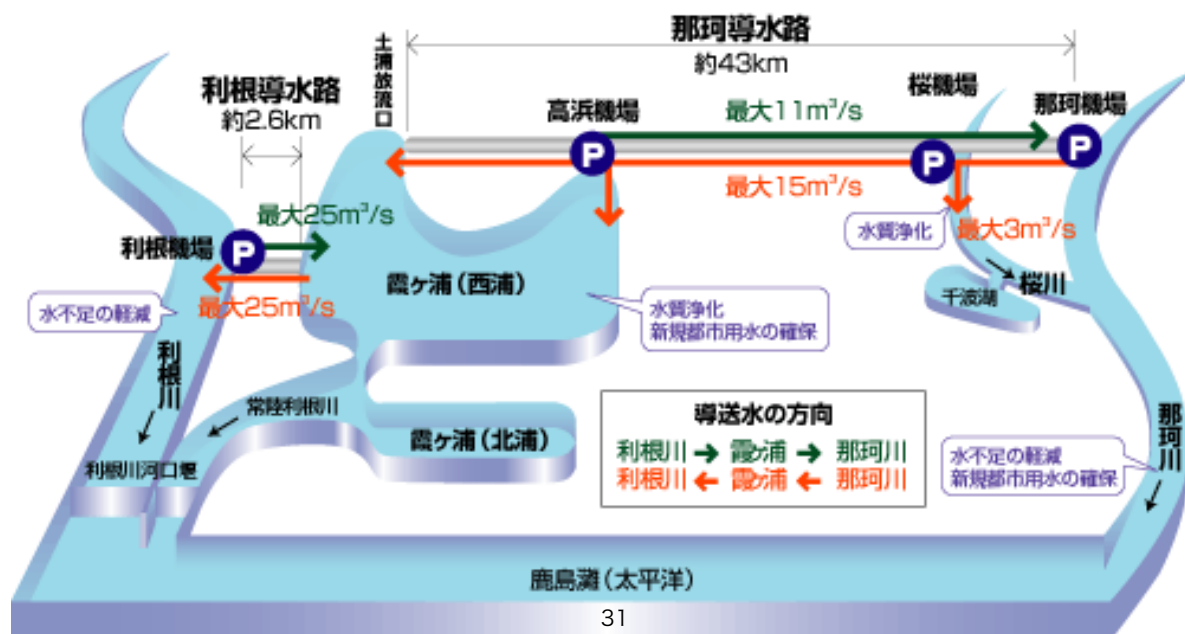
2008 年 3 月 27 日 那珂川取水口の建設工事中止を求める仮処分申立て（本訴後に取り下げ）

2009 年 3 月 3 日、那珂川の取水口建設の差止めを求める訴訟を提起

2015 年 7 月 17 日 水戸地方裁判所の判決（漁協側の全面敗訴）

判決文の付記 「もっとも、本件事業の運用次第では、原告らの共同漁業権が侵害される具体的危険が発生する可能性があるから、被告においては、本件事業の運用開始以降も、原告らを含む利害関係人に対し、その運用計画について十分な説明を尽くし、その意見を真摯に受け止め、原告らの共同漁業権が対象とする魚介類毎に資源量の減少の有無及びその減少があるときには、本件事業の運用とその減少との間の因果関係の有無についての調査研究体制を確立して、本件事業の運用方法を随時見直し、これによる那珂川、大湊沼及び大湊沼周辺の漁業環境への影響が最小限に抑制されるよう不断の努力をすることが切に望まれる。」

2015 年 7 月 30 日 那珂川水系の漁協・漁連が東京高等裁判所に控訴





控訴の手続きを終え、取材に応じる茨城の3漁協の組合長（30日、水戸地裁前で）

霞ヶ浦導水 原告側が控訴

国が進める霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口工事を巡り、茨城、栃木両県の5漁協・漁連が、国を相手に建設の差し止めを求めた訴訟で、原告側は30日、請求を棄却した1審・水戸地裁の判決を不服として東京高裁に控訴した。

控訴は、1審の原告団の5漁協・漁連がそろって行った。

17日の地裁判決では、ア

いずれも認めて「公共性があ

ある」とした。

30日は、茨城県の3漁協の組合長ら4人が水戸地裁を訪れ、控訴状を提出、受理された。那珂川第一漁協の小林益三組合長（77）は「訴えの全部がただ棄却というのは納得がいかない」と話し、原告側代理人の丸山幸司弁護士は「水戸地裁判決では原告側に立証の負担が大きく負わされた。このままでは漁業権が本当に無視されるような事態が生じかねず、判決を覆すべく、全力を尽くしたい」と話した。

霞ヶ浦導水訴訟、漁協側敗訴

「立証不可能な域」

弁護団、判決に反発

水戸地裁は17日、霞ヶ浦と那珂川、利根川を結ぶ霞ヶ浦導水事業の建設差し止めを求めた漁協の訴えを棄却した。事業による漁業被害について「客観的な証拠がない」などと判決で指摘されたことに対し、弁護団は「立証する側に非常識なほど高いハードルを課している」と反発した。

導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化と渇水対策などを目的に2本の地下トンネル（計約45・6キロ）で水をやり取りする計画。那珂川流域などの8漁協は、水を行き来させればアユに悪影響が出るなどと訴えていた。

判決では、那珂川からの取水によるアユの吸い込みについて、「どの位置から取水の影響を受けるかを認めるに足る証拠はない」などとし、資源量が減少する具体的な危険を認めなかった。被害防止措置も講じられているとし、さらに、水をやり取りすれば、霞ヶ浦の水質浄化だけでなく、渇

水改善の効果もあるため「公共性がある」とした。

判決後、水戸市内で報告会を開いた弁護団からは、アユなどの減少や品質悪化について客観的な危険性の



判決後、垂れ幕を掲げる漁協関係者（水戸地裁前）

有無で判断が下されたことについて、「一般の市民には不可能な立証を課したと言わざるを得ない」といった意見が相次いだ。

那珂川漁協（城里町）の君島恭一組合長は、霞ヶ浦の水を濾過して那珂川に流すとする国の方針に対し、「これくらい濾過できるかのデータを全然もっていない」と憤りを示し、「これから最後までやりたいと思っているので、支援をお願いしたい」と控訴する意向を示した。

橋本昌知事は「漁業者に丁寧な説明をして理解を得ながら、霞ヶ浦や干波湖の浄化に効果がある事業として進めてもらいたい」と話し、国に工事の早期再開を働きかける意向を示した。

朝日新聞茨城版

2015年7月18日

読売新聞茨城版
2015年7月31日

霞ヶ浦導水事業建設差し止め裁判

水戸地裁判決の記事と

漁協控訴の記事

活動報告用紙

団体名	「溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える」「水と緑の会」		
対象事業名	砂 防		
事業地名	I 長野県松本市安曇沢渡地区 霞沢川 II 長野県大町市松川地区 乳川	事業者	I 国交省松本砂防事務所、 II 長野県建設課大町建設事務所

この一年の活動報告

I 霞沢砂防ダム

松本市の霞沢川は、上高地の入り口沢渡地区で梓川左岸から梓川に合流する。合流点から約 1.5km 上流に霞沢川第 2 号砂防ダム建設計画ができ、既に 15 年経過している。建設目的は上高地に通じる玄関口付近の国道、環境省及び市の施設などを浸水等から守るためとなっている。現在このダムのために造られている河川内工事用道路は、もともと脆弱な地質の山腹斜面であることや、雪や梅雨前線及び台風などの大雨によって、毎年のように崩れたり流されたりしており、そのたびに復旧工事が行われている。そのためいまだに本体工事に着工できないでいる。当初の予定では 2005 年完成でダム本体 4 億円、関連道路 3 億円と計 7 億円が計上されていたが、2014 年までに工事用道路関連だけで 6.3 億円が使われている。松本砂防事務所の説明によると、100 年の一度の大雨で、霞沢川上流で 95.5 万立米の土砂が生産され、その内 74 万立米の土砂が梓川に押し出し堰止湖をつくる恐れがあり、施設や建物が水に浸かる可能性が出るという。これに対する私たちの反論の主なことは下記に示す。

- 1、もともとこの辺一帯には梓川に平行した（支流を含む）断層があり脆弱な地質になっており、山体も脆く崩れやすい。当然土砂が出やすく、現在環境省や市、民間などの施設のある場所は過去の大きな土石流や山腹崩壊などで生じた堆積物の平地でもあり、松本市のハザードマップに示される危険地域にかかっている部分もある。またダム予定地から下流には大きな崩れが 12 箇所、ダムサイト 20m 上流には大きな崩れが左右にある。さらに上流には十数か所、霞沢岳の北西斜面は過去に山腹崩壊したときの堆積物がかなり溜まっている。しかしこのような霞沢の土砂流出の可能性のある中で、今まで大きな土砂流出での被害が出なかった理由は、ダム予定地の 400m ほど上流にあるゴルジュ帯の機能である。ここは谷幅が 5～10m と極端に狭く、なお溪岸は垂直に切り立った岸壁帯が 500m ほど続き、天然の超大型級のスリット型の砂防ダムと同様の土砂調節機能を持っているからだ。このような場所のすぐ下流部に高さ 13m ほどのダムを造ることにどんな意味があるだろうか。むしろ造られたダムの堆砂でこのゴルジュ帯の美しさを壊すことにつながってしまう。とは言っても土砂災害や土石流災害は、人間が考える災害規模を上回することは十分考えられる。危険地帯ということがわかっている現在では、ハードの限界を認識しての土地利用を考えるべきである。
- 2、松本砂防事務所は堰止湖による水没影響の詳しい情報は、地域のプライバシー侵害となるので公表できないと述べている。このようなことでは防災などを進められないのではないかという、大きな疑問も出てくる。霞沢への土砂流出が梓川を堰き止める可能性があるということだが、ここの合流点の川幅は現在人為的に狭められている状態である。本来、川と川が合流すれば当然川幅が広がらなければならないはずである。また、合流点から下流 400m ほどには梓川本流奈川渡ダムバックウォーターへの流れ込みがあり、土砂のせり上がりが上流まで進み河床を高めている。大雨の時に前もってダム水位を下げておかなければ河床上昇に拍車がかかり大きな問題となる。
- 3、言うまでもなくダムは溪流景観・環境には大きなダメージを与える。身近な溪流の自然環境が多くの砂防・治山ダム建設で壊されてきている歴史は隠しようのない事実である。

Ⅱ 既存砂防ダムのスリット化改修

長野県大町市の乳川白沢砂防ダム(高さ 15m、幅 120m、竣工 1980 年)のスリット化工事が完了した。この既存ダムのスリット化にどんな意味があるのかを簡単に報告する。

明治時代から始まった砂防行政は、すでに 100 数十年ほど経過している。この間に、砂防ダム9万基超と流路工(連続的に並び護岸が固められた堰堤群)約 8800kmなどが、ほぼ全国の川に造られている。現在砂防施設がない川はほとんどないといっている。しかし、ここまで建設してきたにもかかわらず、砂防施設の整備率は全国平均で 22%くらいである。仮に整備率を 44%に持っていくとすれば、あと百年近くの年月と膨大なお金が必要とする。しかし、コンクリートの寿命は 50~100 年と言われ、老朽化により壊れる数を差し引けば相変わらず 22%前後の数字だけが残ることになると言っている。この数字が示す意味は、この整備率の中で防災を考えて行くしかないということであり、ハード対策の限界を示していると考えべきである。このことを百年余の砂防行政の教訓として私たちは学ぶべきではなかろうか。

また百数十年造られ続けてきたことで、源頭部からの土砂の供給量が減少し様々な問題が生じていることは既知の事実である。これまでの川環境の変遷を振り返ってみれば、土砂供給を積極的に進めるような施策が必要になっているというのが今の状況である。このことは国交省も認め、新たに造るダムに関してはオープン型にするという通達を出している。しかし今まで造ってきたクローズ型ダムの構造や貯水ダムの働き、山林緑化状態の向上によって適正土砂量の供給に滞りが生じ、河床低下や海岸線の浸食などの諸現象が起きている事実がある限り、既存ダムを優先的に改修すべきである。

川の連続性から見れば、堰堤に河床まで開口部を入れることによって、今まで溜まっていた土砂が流出して落差が解消され、流れの連続性が回復し水生生物などの移動も可能となる。また土砂に埋まった景観も復活する。さらに重要な問題点は、高度成長期に造られた大きな砂防ダムの老朽化だ。大きなダムが壊れればそれだけで大災害につながる。スリット化で溜まった土砂が減れば決壊時のリスクも軽減される。なお新設に比べ予算は約 10 分の 1 以下で済む。たとえば白沢砂防ダムの場合は約 3 億円でスリット化ができるが、この規模のスリットダムを新設すれば総工費で 14 億円かかる。もし全国の 9 万基のダムにスリットを入れることができれば、かなりの経費を節約できる。これによって浮いた税金を、福利厚生など他の政策に回せばその意味は大きい。なお既存ダムのスリット化は砂防整備率を上げることになるため、建設を進める側の論理から見ても実行する価値は大きい。つまり、スリット化は一石何鳥ものメリットがあるということである。厳しい財政事情から考えると、ダムの新設を止め既存ダムのスリット化を優先させることが賢い選択になると確信する。



なお今回の事業はいくつかの課題もあるが、まずは大きな砂防ダムに河床までのスリットを入れたことは、長野県を評価すべきである。この事例をもっと多くの地域に広げることができれば、川環境改善の前進に繋がるだろう。このような流れを全国に広げようではありませんか。

問い合わせ先: 田口康夫 電話 0263-32-1511 [メール taguchi@matsumoto.ne.jp](mailto:taguchi@matsumoto.ne.jp)

活動報告用紙

団体名	太田川ダム研究会		
対象事業名	太田川ダム		
事業地名	静岡県	事業者	静岡県

この一年の活動報告

現地からの報告 静岡県太田川ダムの現状

静岡県はダム建設前に太田川流域住民から出された治水，利水，河川環境がどうなるか等数々の疑問に対して 2001 年に Q&A を発行した。2008 年に市民団体の抗議を無視して湛水が開始される前後から、県の回答が殆どすべて、時間の経過とともにウソ八百であったことが次々と暴露されている。

其の最たるものはダム湖への土砂の堆積にともなう太田川本流の水質の悪化で、誰が見ても分かるのは川の濁りである。それが太田川の命であったアユ漁に明らかな影響をあたえ、水の濁りのために観光客の減少が顕著になって、かつて数千万円のはした金で漁業権を売り渡した太田川漁協や、ダム建設を批判する市民の活動を白眼視してきた地元天方地区の住民までが不満の声をあげ、管理者である県に対策を要求するまでになった。

私ども市民三団体、太田川水未来、ネットワーク安全な水を子ども達に、太田川ダム研究会は昨年 7 月に討論資料「太田川ダム湖の現状をどう考えるか」を編集し、町議会全員と町行政に提出し、今年 1 月には根拠資料を添えて住民の立場からの解決策の提案を中日新聞記者の同席のもとに町当局に提出した。

提案の眼目は、利水のための必要がまったくないことが証明され、堤体に大地震に対する不安をかかえる太田川ダムからは、出来る限り貯水を抜いて非常事態にそなえることである。それによって防災容量は増加し、水の回転率の上昇によって水質汚濁も改善されるであろうことを指摘した。(水源連 HP に掲載された写真は、ダムのできた太田川本流，吉川溪谷と、ダムがなく流域面積は本流より大きい三倉川との合流点で 2014 年に台風 19 号が上陸後 6 日目に撮影されたものである。本流の白濁に対し、ダムのない三倉川は川底の石までがはっきりみえるまでに回復している)。

今年 8 月 4 日、市民団体にはなんの連絡もなく、県砂防河川局の主催で「ダムの濁水検討会」が開かれた。新聞報道によると「学識経験者」や地元代表，行政担当者ら 14 人が出席し、会長には中部工大の松尾直規教授が就任し、現地視察が行なわれ、第 2 回の検討会は 11 月頃を予定したとのことである。

太田川ダム研究会は県にたいして会議の公開性について質問を提出し、市民が傍聴できること、議事録は HP に掲載されることを確認した。

問い合わせ先：

氏名	岡本 尚	電話		メールアドレス	
----	------	----	--	---------	--

活動報告用紙

団体名	設楽ダムの建設中止を求める会		
対象事業名	設楽ダム建設事業		
事業地名	豊川上流、愛知県設楽町	事業者	国土交通省中部地方整備局

《設楽ダム建設事業計画の概要》

- ・特定多目的ダム：1973年に計画され、2001年11月に豊川水系河川整備計画に位置付け。
- ・総貯留容量：9800万 m³（利水容量：1300万 m³、治水容量：1900万 m³、流水の正常な機能の維持容量：6000万 m³）。
- ・豊川（寒狭川）の最上流部（70 km地点）、流域（集水域）面積：62.2 km²

《全く不要な事業》

当初計画は東三河（豊川用水）の水源確保が主要な目的でしたが、2002年3月に豊川総合用水事業が完成して、水供給態勢は整ったため、貯水容量の大半を「流水の正常な機能の維持」目的に変更されています。

豊川の流域面積 724 km² に対して最上流のわずかな面積をカバーするため、洪水調節機能は極めて限られ、治水上もほとんど意味はありません。

目的を失って、「流水の正常な機能の維持」を主役に登場させた呆れたダム計画です。

《環境への影響は？》

1997年に導入された法律に基づく環境影響評価制度の適用第一号の直轄ダムとして環境影響調査・評価が注目されましたが、事業実施を前提とし、豊川が注ぐ閉鎖性内湾である三河湾を評価の対象から外し、また住民意見は単に聞き置かれただけでした。ダムができることによって、水質、流量、土砂供給などが大きく変わり、愛知県一の清流寒狭川に致命的な環境影響を及ぼすだけでなく、豊川上流から下流、さらに三河湾まで大きな影響が及ぶのは確実です。

《ダム立地のもっとも基礎となる地質地盤の調査が杜撰》

ダム計画の最初に行う地質地盤調査が杜撰で、事業実施に支障となる事実・課題は詳細調査をしないまま、隠ぺいされていると推定されます。以下の3点が主な問題です。

- ①右岸側の松戸地区の二重山稜地形…断層破碎帯や地すべりなどの恐れ
- ②上流左岸側の田口地区他の第3紀層…砂岩、礫岩等の透水層による水漏れ
- ③活断層…中央構造線（日本列島西半分を縦断する大断層）から分枝する断層系

《ダム事業の現状》

いわゆる生活再建段階の水没地区の移転補償を終え、一部付替え道路の準備工事、工事用道路の拡幅工事などが始まっています。現在もダムサイト予定地に新たな横坑を掘って地盤調査が継続されています。来年度概算要求には転流工の工事関係の予算が計上されたようです。

この一年の活動報告

事業者に対して地質地盤問題についての質問状（その2）を昨年10月に提出し、回答がないまま、本年2月に追加の質問を督促と併せて行いました。これに対して、内容のない回答が、4月末に事業者のウェブサイトに掲載されました。今後、この問題を詰めて行く予定です。

情報開示された資料（事業者が実施した地質調査の報告書）の分析と予定地周辺の現地踏査の二本立ての独自調査を継続して、事業者の調査がダム建設の前提条件を欠いていることを明らかにしつつあります。

7月30日に愛知県知事に本体建設には同意しないように要請を行いました（愛知県内公害環境団体のいっせい行動の一環として）。

なお、立木トラスト（立木オーナー3000名超）の名札更新など維持作業を続けています。

問い合わせ先：

氏名	市野 和夫	電話		メールアドレス	ichinok7@mx3.tees.ne.jp
----	-------	----	--	---------	-------------------------

活動報告用紙

団体名	導水路はいらない！愛知の会		
対象事業名	木曾川水系連絡導水路		
事業地名	岐阜県（一部愛知県）	事業者	（独）水資源機構

名古屋高裁が控訴人住民の控訴を棄却する不当判決

完成後も水の使い途がない徳山ダムの水を木曾川に流すための、木曾川水系連絡導水路（いわゆる、「徳山ダム導水路」）事業に対する愛知県の負担金（318 億円）の支出差止を求める住民訴訟において、名古屋高裁は 9 月 17 日、地裁判決を踏襲して、控訴人住民の訴えを退ける判決を言い渡した。

木曾川水系（揖斐、長良、木曾の三川）の水源開発問題は、流域住民および全国的な世論の反対の声を押し切って、相次いで強行建設された長良川河口堰と徳山ダムの水が、今なお、ほとんど使用されず、使用目的が定められないのもある事実からも明らかなように、完全な水余り状態にあり、これ以上税金を投入する公共事業をすることは、ムダを超えた犯罪的行為とも言え、文字通りの不当判決である。



不都合な事実を横に置いた高裁判決

水道行政に責任を負う厚労省も 2013 年 3 月に「新水道ビジョン」を示し、これからは人口減少と節水により水需要が減少する時代を迎えるという認識を示し、過大な水源開発に警鐘を鳴らし、自治体の水道事業について、財政の健全化のため、事業の縮小も視野に入れた運営の再構築を求めている。

ところが、本判決は、こうした地域の実情や時代の趨勢を省みることなく、「木曾川水系は全国的に見ても渇水の頻度が高く、流域の給水人口は増加傾向」との考え方を示し、「長期的に安定した給水の必要性から、安全性を考慮して余裕を持った想定需要を設けることは許容される」とし、需要実績値は想定需要値の 80%と大きく乖離しているにもかかわらず公金支出差止を認めなかった。

高裁判決が背を向け、無視する「不都合な真実」を概括的に下表にまとめてみる。

2015/9/17 名古屋高裁・「導水路」中止裁判のおもな争点

争点	高裁判決	不都合な事実
① - 1 流水の正常な機能の維持について (根拠)	木曾川の成戸（24.1 km）地点より下流の河川環境のための流とは、動植物の生息・生育のための流量。「木曾川水系河川整備基本方針説明資料」において、代表種をヤマトシジミとし、生息限界となる塩化物イオン濃度を 11,600 mg/L として、同濃度以下にするには流量 50 m ³ /s が必要としていることが根拠である。	流量 50m ³ /s がないと塩化物イオン濃度を 11,600 mg/L 以下にできないということは科学的根拠がない。
① - 2 流水の正常な機能の維持について (ヤマトシジミの斃死濃度)	ヤマトシジミは塩素イオン濃度 11,600 mg/L で 30 日間連続で 50% が斃死するのであり、この結果をもって、ヤマトシジミがその濃度にさらされないように必要な流量を設定したというのは誤りということとはできない。	ヤマトシジミは同濃度 11,600 mg/L が 30 日間連続で 50% が斃死するのであり、このようになる流量を設定しなければならないのである。木曾川下流部の同濃度は 0～14,000 mg/L の間で変化しているのであり、流量 50 m ³ /s 以下でも多数生息している。 生息事実について判断せず、無視

② 新規利水の 供給について	需要実績値と需要想定値とが乖離があるとしても、長期的に安定した給水を可能とする見地から、安全性を考慮して余裕を持った想定需要を設定して判断することも許容される、とした。	愛知用水地域の水道用水は、需要想定値は実績値の 1.25 倍と実績と乖離している。近年 2/20 供給可能量は安全性を考慮して許されるという需要想定値とほぼ等しい。供給過剰であり、徳山ダム供給水は不要である。 需要想定値は実績と乖離、供給過剰であることを無視
③ 事業からの撤退通知による水道負担金支払義務の帰趨について	地方裁判所の判決そのままであった。(『 』内参照) 『事業から撤退の申出があっても、事業実施計画が水機構法所定の手続きを経て変更され、国交大臣の認可を受けない限り、退の申出者は従前の事業実施計画で定められている費用負担を免れることはできない。』	事業からの撤退通知がなされると、工事ができない。工事ができないと水道負担金は発生しないので、その支払い義務は生じない。 支払い義務が生じないことについて、判断をせず回避

気持ちを一つに最高裁へ上告

判決言渡し後、導水路はいらない！愛知の会と、徳山ダム導水路住民訴訟弁護団は、名古屋市内で報告集会＆記者会見を行い、各々が声明（「結び」の骨子は、① 司法（高等裁判所）の責務放棄を強く批判 ② ムダで有害な導水路事業を中止させるため、今後とも粘り強く活動をと決意）を発表した。

集会では、在間弁護団長が「需要の減少を前提とすべきなのに、不都合な事実を横に置いた」と痛烈に批判し、上告を明言。小林共同代表は「ムダにムダを重ねる導水路事業にお墨付きを与えるような司法判断で残念、最高裁で勝利を」と訴え、会場の参加者一同が総意で上告を確認した。

高裁不当判決から 2 週間弱の 9 月 30 日、やっぱり徳山ダム導水路事業は中止をと 75 人が上告人となって、最高裁（窓口は名古屋高裁）へ上告した。



「事業からの撤退」による事業の中止めざし闘いの輪をより大きく

2010 年 2 月の県知事選・市長選に際して、大村・河村両氏の共同公約に「導水路事業は見直す」と文言が入ったのは、住民訴訟を含む運動の成果だ。ところが、昨年 2 月の県知事選にオール与党体制で出馬の政治家・大村氏は「導水路」問題に沈黙……大村知事はまた、今回の高裁判決に際して、昨年 7 月の地裁判決と同様、「きわめて妥当」（朝日新聞・9/18）とコメントしている。

しかし、県債残高は本訴訟を提訴当時、累積 4 兆円強、県民 1 人あたり 54 万円強であったものが、2014 年度にはそれぞれ、5 兆 2 千億円強、70 万円強へと膨れ上がっている。アベノミクス不況で多くの県民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばに福祉・医療・教育の施策に大ナタを振るう一方で、ムダな「導水路」事業に愛知県が 318 億円もの公金を投入することは断じてあってはならない。

私たちは微力だが無力ではない。戦争法や秘密法、原発など、安倍政権の暴走政治に反撃する仲間たちとともに、愛知県と名古屋市の事業からの撤退による導水路事業の中止をめざし活動を進める。

問い合わせ先：

氏名	加藤伸久	電話	052-811-8069	メールアドレス	ra28745@wd6.so-net.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--------------------------

「導水路」裁判（名古屋地裁＆名古屋高裁）における原告・被告双方が提出の全書面、それら書面の対応関係、判決文などを HP（<http://www.dousuiro-aichi.org/>）にアップしています。ご覧下さい。

活動報告用紙

団体名	長良川市民学習会		
対象事業名	木曽川水系連絡導水路、長良川河口堰		
事業地名	岐阜県、愛知県、三重県	事業者	水資源機構

この一年の活動報告

2015 年は、長良川河口堰運用 20 年となる年です。私たちは、この節目の年が開門調査実現につながる年とするために様々な活動を展開しました。なお、木曽川水系連絡導水路事業に反対する取り組みは「導水路はいらない！愛知の会」とともに活動を進めてきました。「愛知の会」の報告をご覧ください。

1.12 市民シンポで「長良川のアユ」に市民が注目

年明け早々 1 月 12 日に市民シンポジウム「長良川のアユ」を開催しました。釣り人にも有名な郡上漁協参事の白滝さんの登壇とあって多くのアユ釣りファンが詰めかけました。また、アユの準絶滅危惧種指定を提起した魚類研究者の向井さんの登壇も注目され環境保全を期待する市民も多く参加しました。活動の立場が違う両講師の議論はとても興味深く、参加した 150 名の市民は熱心に聞き入りました。

このシンポに引き続き当会は 4 月 16 日岐阜県魚苗センター（関市と美濃市）見学会を開催しました。初めて見る大規模施設に参加者は驚きました。2015 年 3 月に長良川鵜飼が国の重要無形民俗文化財に指定され、「清流長良川の水」が世界農業遺産候補になる中、県はアユの漁獲量日本一を目指し河口堰建設補償金を使いながらこのセンターの拡充を進めています。一方岐阜市は「人間の手が加えなければ生存できない」実態から長良川のアユを準絶滅危惧種に 4 月に指定しました。漁協は猛反発、レッドリストはずしを迫りましたが、岐阜市は拒否しました。市民に長良川の「アユと川の現実」を考えさせる良い論争ですが、マスコミはなぜか問題の根源である「河口堰」の 3 文字は避けて報道しています。

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会と岐阜県長良川河口堰調査検討会

長良川河口堰の検証をめぐるのは、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会が国に対し対話を始めるために質問書を 1 月 6 日に出了しました。5 月 25 日に回答はありましたが、愛知県と国・事業者の「合同会議」設置については後ろ向きで開催の目途はたっていません。

岐阜県では長良川河口堰調査検討会が毎年秋に県民調査団による現地調査があり年度末に検討会が開催されています。当会は有志で調査団に応募し参加するとともに、岐阜県に対し検討会を「河口堰事業を検証する組織」とするよう要請してきましたが拒否されています。昨年度の検討会は 2 月 9 日に開催されました。国の「更なる弾力的運用」*（以下「運用」）の実施以来この評価をめぐる議論が多くされています。説明者として事業者側も出席していますがこの「運用」による生物生息を指標にした改善データの提示はできていません。

* 上流側に海水を入れないことを条件に、環境改善を目的にゲート操作（アンダーフロー、オーバーフロー）を増やす。

また従来から漁協関係者からアユの降下期間は「運用」を続けてほしいとの強い要望がありましたが「ノリ漁に悪影響を及ぼす」との理由で 10 月以降の「運用」はできないとしてきました。しかし報告では「（平成 25 年度）10 月から 12 月にかけて 5 回実施したことを確認」し今年度も実施したとしています。開門ができない理由にしたノリ漁被害論を自ら崩したことになるのではないのでしょうか。

河口堰のゲートを開けてほしいという声が高まる一方で実体の見えない「ノリの被害」、「塩害の恐れ」が開門を妨げになっていますが、こうした「恐れ」は開門調査によって解消できると思います。

3.14 「ダムネーション上映会」開催

3 月 14 日岐阜市ハートフルスクエア G において、当会主催で「ダムネーション」上映会を開催しました。ダム撤去が当たり前になったアメリカのドキュメント映画で 70 名の市民が熱心に鑑賞しました。

問い合わせ先：

氏名	武藤 仁	電話	090-1284-1298	メールアドレス	mutohitoshi@yahoo.co.jp
----	------	----	---------------	---------	-------------------------

7/4-5「よみがえれ長良川」イベント

堰運用20年のこの年こそ、開門調査実現の年になるよう願います。そんな思いから、当会代表粕谷志郎とNPO法人藤前干潟を守る会理事長亀井浩次さんが3月9日「よみがえれ長良川～河口堰20年・開門調査実現！」を流域の市民団体などに呼びかけ、4月9日実行委員会が発足させました長良川河口堰開門調査実現をめざす「よみがえれ長良川」実行委員会は流域の市民団体など21団体の参加で取り組みを進めました。

6月10日、岐阜県河川課に開門調査実現に向けた要請を行うとともに、その日の記者会見でゲートが閉じられた7月6日に因んで私たちが行う7月4～6日の行動計画の発表をしました。

7月4日(土)、河口堰周辺の「環境観察会」と「アピール行動」を6艇の船を出し60名の参加で行いました。

7月5日(日)、長良川国際会議場においてトーク&シンポを開催しました。300名の市民が参加しました。午前長良川で生きる漁師と鵜舟の船頭さんのトークで「世代をつなぐ」テーマが生き参加者を感動させるものとなりました。午後のシンポジウムにはつる祥子さん(球磨川・荒瀬ダム)と浜田篤信さん(那珂川・霞ヶ浦導水路)をお招きし「河口堰の開門調査実現を！」を考えました。

また、会場には長良川河口堰問題の年表や文献、資料を数多く展示し、参加者の注目を引きました。実行委員会はこれにあわせ「河口堰問題 年表と資料」を作成し配布しました。

イベントの最後に参加者一同で開門調査実現を求める「よみがえれ長良川」集会宣言を採択しました。

7月6日(月)国土交通省中部地方整備局に河口堰開門調査を要請し「集会宣言」を手渡しました。

マスコミは連日、河口堰問題を報道しました。その中で私たちの取り組みや開門調査に焦点を当てた報道も多く世論を喚起しました。とりわけ優れていたのはNHKの特集番組「魚道～長良川河口堰・運用開始20年」でした。ムダで環境破壊の公共事業の止まらない構造を分かりやすく描いていました。こうした中、沈黙していた長良川の漁協の中で「開門調査」を要求する決議も生まれています。

河口堰運用20周年。マスコミが大きく取り上げていたにもかかわらず国・事業者は、記念式典はおろかイベント一つ開催することができない無残な状況で過ぎました。

大義を失った河口堰は速やかに開門調査を行い、開門に向けて進むべきです。

「よみがえれ長良川」ステッカーキャンペーン

私たちは、声を広げるために河口堰で海と川の行き来を止められた回遊魚たちをデザインした「よみがえれ長良川」ステッカーを作成し普及するキャンペーンを開始しました。2種類1組200円で販売しています。



三重県でも河口堰開門の議論を

「よみがえれ長良川」実行委員会は愛知・岐阜・三重各県で開門議論が起こるよう活動を広げることを確認しました。現在河口堰問題の議論が顕在化していない三重県で取り組みを始めようと協議中です。当面まずは海の視野から考える「伊勢湾流域圏の再生シンポジウム@三重」を来年1月31日(日)に三重県四日市で開催しようと「よみがえれ長良川」実行委員会、「伊勢三河湾流域ネットワーク」の共催で具体化を進めています。

活動報告

団体名	木津川流域のダムを考えるネットワーク		
対象事業名	川上ダム建設事業		
事業地名	三重県伊賀市	事業者	水資源機構

ネットワークの役割と使命、設立の経緯、加盟団体については、別紙1をご参照ください。

今までの主な活動

<2014 年>

- ☆緊急アピール「川上ダムは必要ありません」を6月8日に発表。賛同署名が1062名分集まり、国交省や市、県に提出されました。
- ☆川上ダムの検証報告書に対し、ネットワークとしてパブコメ200以上を提出（6月25日）。
- ☆川上ダムに関する公開質問書・要望書を伊賀市長、大阪府知事、三重県知事に提出しました（6月～7月）。
- ☆パブコメ実践講座やダムダムカフェなどの市民勉強会を開催しました（6月～7月）
- ☆上野遊水池の地権者の声を聴く集まりに参加。上野遊水池の越流堤の問題に関する現場視察を行いました（8月）
- ☆ネットワークの上記アクションのたびに伊賀版を中心に新聞記事が掲載されました。

<2015 年>

- ☆ダム検証のあり方を問う科学者の会が嶋津暉之氏（水源連共同代表）と今本博健氏（科学者の会共同代表）による報告・提言書「伊賀市水道と川上ダム問題」を伊賀市に提出する際に、木津川ネットとして岡本市長への質問書（別紙2）を提出。翌19日、嶋津氏と今本氏を講師とする講演会「川上ダム問題の本質を問う～民主主義を取り戻すために」を開催。
- ☆ダム建設を前提とする伊賀市の水道基本計画策定方針案に対し、学習会を第4回・第5回ダムダムカフェとして開催（講師は元淀川水系流域委員の細川ゆう子氏）。パブコメ提出の輪を広げる働きかけを行い、31人、意見としては96が提出されました。（6月）。
- ☆パブコメ提出の過程で「水の郷・いが」（代表 三井田サエ子）の結成とパブコメ提出をサポートしました。（6月）
- ☆「上野遊水池問題を考える会」（共同呼びかけ人 百上まな（長田遊水池地権者、伊賀市議）、稲森としなお（三重県議））の結成と会主催の今本氏の講演会「上野遊水池の越流堤をもっと高くしてください！ーいまの高さは地権者を困らせるだけですー」の開催をサポートしました。（7月～8月）
- ☆シンポジウム「伊賀の水とのおつきあい～未来のための選択」の実行委員会形成の母体となり、シンポジウムと水源連総会の開催をサポートしました。

問い合わせ先：

氏名	山形東	電話	090-9359-2964	メールアドレス	azuma3292703@yahoo.co.jp
----	-----	----	---------------	---------	--------------------------

木津川流域のダムを考えるネットワーク

(通称：木津川ネット) とは

役割と使命

川上ダム（三重県伊賀市）とその他の木津川流域（淀川上流域）のダムについてともに考え行動するための市民ネットワークです。川上ダムは要らない。そのメッセージに呼応する流域を中心とした市民団体、市民が結集して、2014年6月に結成されました。賛同・連帯の輪を広げつつ、川上ダムについてしっかりと声を上げることを目指しています。

設立の経緯

検討が全く不十分なまま川上ダム建設計画が強引に推進されようとしていることに危機感を抱いた市民団体、市民が結集して緊急アピール「川上ダムは必要ありません」を2014年6月8日に発表。その過程で、力の結集と運動の広がり、継続的な活動のために、ネットワーク組織が6月7日に結成されました。川上ダムに関して従来から活動してきた伊賀・水と緑の会以外に当初13（現在21。下記参照）の木津川流域とその周辺の市民団体が構成団体となりました。

加盟団体リスト

青山高原の自然を守る会／伊賀子どもの可能性の芽を育む会／伊賀市民グループ「志（こころざし）」／NPO 法人 伊賀・水と緑の会／NPO 法人 伊賀有機農産供給センター／いのちを守る森の防潮堤応援団みえ／笑顔でつながろう！伊賀の会／ダム問題研究会（公益社団法人 大阪自然環境保全協会内）／オオサンショウウオの川上くん／風と光の森づくり／関西のダムと水道を考える会／木津川流域水質ネットワーク会議／げんごろう／玉川峡（紀伊丹生川）を守る会／地域通貨「にこ」／トランジション伊賀／なな色の空／ひまわりの森／緑のネットワーク・青山／リング オブ ライフ Ring of life／水の郷伊賀

WEB

<http://www.facebook.com/kdamnet>

岡本 伊賀市長への質問書

2015 年 5 月 18 日

木津川流域のダムを考えるネットワーク

「ダム検証のあり方を問う科学者の会」による伊賀市水道と川上ダムの問題に関する検討結果に対し、ぜひ真摯に受け止めていただきたいのです。そして以下の点につき、伊賀市長としての見解を市民に対して明らかにすることを求めます。

1. 伊賀市民の川上ダム負担額

2013 年 12 月 1 日の「伊賀市水道事業の水の需要見直しと財政的影響に関する説明会」は、伊賀市の負担額を利息分と合わせ 76.6 億円としているが、2014 年 8 月 26 日の伊賀市の発表では、事業進捗度が 50%程度である 2013 年度までの建設負担金として 72.5 億円を払うとした。川上ダムに対する実際の総負担額は 123～147 億円に上ると思われますが、いかがでしょうか？（もし認めない場合には、根拠の提示をお願いします。以下の質問でも同様です）現時点で、伊賀市はダム建設の伊賀市負担はいくらと考えておられるのでしょうか？

2. 水の需給予測

1) 水需要予測

伊賀市水道の予測の問題は、予測の目標年度が2023年度にとどまっていた、その先がどうなるのかの予測が行われていないことである。川上ダムの完成目標が2022年度とされているので、当然、その先の予測を行う必要がある。嶋津氏の予測は妥当なものであると思われますが、いかがでしょうか？伊賀市として、少なくとも2040年度までの水需要予測をいつまでに公表できますでしょうか？

2) 伊賀市水道の木津川暫定水利権以外の保有水源

伊賀市の各水源の最大取水量を見ると、現状においては40,000m³/日またはそれに近い水量が、木津川暫定水利権以外で使われている。伊賀市水道は長期的視点で見れば、40,000m³/日の水源があれば足りるから、木津川暫定水利権をつなぎとして使用すれば、いずれは木津川暫定水利権なしで需要に対応することも可能になる。もちろん、木津川水源のゆめが丘浄水場がすでに完成し、各地区への配水管やポンプ場も整備されているので、木津川の水源をゼロにすることは現実問題としてあり得ないが、伊賀市の水需要はいずれは木津川の水源が仮になくても、水需給が成り立つほどにまで縮小していくのである。この予測は妥当なものだと思われますが、いかがでしょうか？

3) 木津川暫定水利権の取水の実態

豊水暫定水利権となっているものの、木津川において水利使用規則（水利権許可書）が求める確保流量は概ね維持されており、実際に取水に支障をきたすことはなかった。実際には川上ダムがなくても木津川の流量は安定しているので、実質的に安定水利権と変わらない。2013年12月の説明会資料では、水道部は「豊水水利権は河川の流量が豊水時しか取水出来ないため不安定」としている。これは実情にそぐわないものであると思われますが、いかがでしょうか？

4) 伊賀市水道は今後、水需要に不足をきたすことはない

総合して考えれば、川上ダムがなくても、伊賀市水道は今後、水需要に不足をきたすことはない。木津川暫定水利権17,280m³/日と、その他の保有水源33,000～34,000m³/日を足すと、約50,000～51,000m³/日になり、将来の一日最大取水量40,000～48,000m³を上回る。将来的には水需要の縮小

で、余裕水源量が次第に増えていくので、川上ダムの不要性がますます明白になっていく。これらは妥当な結論だと思われませんが、いかがでしょうか？

3. 国交省の問題

1) 正常水量の想定の過誤

国交省近畿地方整備局による川上ダムの検証では、木津川・大内地点での正常水量を三重県の報告書に依拠せず、根拠なく過大に見積もっている。木津川は流況が安定していて、川上ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的自体が不要なのであるから、代替手段の費用が川上ダムと比べて割高であるとする比較評価は無意味なものである。これらのことを認めますでしょうか？

2) 国交省の水利権許可行政の理不尽さ

伊賀市水道の木津川水源は川上ダムがなくても、安定して取水することが可能であるから、安定水利権として許可されなければならない。しかし、水利権許可権者である国交省近畿地方整備局は、川上ダム建設を進めるため、川上ダムを前提とした豊水暫定水利権しか許可せず、伊賀市に対して川上ダム事業への参画を強制している。このように水利権の許可権がダム事業の推進の手段として使われていることはきわめて重大な問題である。

伊賀市は法外に高い負担金を支払い、市民に多額の費用負担を強いて、本来は不要な川上ダムの水源を得ようとしているが、そのような状況に伊賀市を追い込んでいるのは、国交省の理不尽な水利権許可行政である。伊賀市は、国交省の理不尽な水利権許可行政の実態を公表し、世論をバックにして、木津川の豊水暫定水利権を正規の安定水利権として許可することを強く求めていくべきであると思われませんが、いかがでしょうか？

4. 伊賀市民への説明責任と検証・判断のやり直し

2013年12月の説明は市の負担額を実際の半分程度に過小評価したものであるとすれば、川上ダムへの参加の是非が問われている段階で、伊賀市の負担額があたかも実際の約半分であるかのように発表した市の責任は重大であると言わざるをえない。また、市民への説明に上記のような重大な瑕疵があるとすれば、水需給計画の検討をやり直す必要がある。伊賀市としては、適切な根拠に基づく新たな水需給計画と経費負担予定を市民に対して説明し、川上ダム事業に参画するか撤退するかの判断を市民とともに再度しっかりと行うべきではないでしょうか？その過程では、行政と市民、あるいは市民同士が敵味方のように分かれて対立するのではなく、共に真実を見極め問題解決にあたるための対話を、丁寧に行うことが大切ではないでしょうか？この川上ダムのことを、伊賀市自治基本条例で謳う「次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域」と「市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行う」本当の自治を実現していくための契機として、ぜひ活かしていただけますでしょうか？精一杯、そのためのお手伝いをさせていただきます。

市長の決断にかかっていると思います。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上の点について、可及的速やかに文書でのご回答をお願いいたします。

活動報告用紙

団体名	安威川の自然を守るネットワーク		
対象事業名	大阪府営安威川ダム建設事業		
事業地名	大阪府茨木市生保地先	事業者	大阪府

この一年の活動報告

安威川ダム建設事業等公金差止請求訴訟（平成 26 年（行ウ）第 29 号）について

1、安威川ダムとは（初見のみなさまへ）

経 過

- 1967（S42） 北摂豪雨による水害⇒ダム構想立案、予備調査
- 1971（S46） 建設省調査費＝調査段階
- 1982（S57） 安威川ダム反対市民の会結成
- 1984（S59） 大阪府公文書等公開条例⇒安威川ダムサイト地質調査資料を公開請求
* 部分公開⇒異議申立て⇒棄却
- 1985（S60） 大阪地裁に部分公開処分取り消し訴訟
- 1988（S63） 国庫補助対象事業＝建設段階
- 1992（H 4） 地裁敗訴⇒高裁へ控訴
代替地造成工事
- 1993（H 5） 付け替え道路工事着手
- 1994（H 6） 高裁で全面勝訴判決⇒府・最高裁へ上告
- 1995（H 7） 最高裁 上告棄却⇒地質調査資料のほぼ全面公開決定通知
- 2005（H17） 利水（水道）機能縮小⇒完全撤退（2009）
- 2010（H22） 国よりダム建設事業の再検証の要請⇒事業継続で報告（2011）
- 2012（H24） 国・補助金継続を決定⇒転流工工事着工⇒完成運用（2015）
- 2013（H25） ダム本体工事入札
公金支出差し止めの住民監査請求申立
- 2014（H26） 監査請求棄却⇒公金差止請求を求め提訴
本体工事・起工式

2、安威川ダム建設事業 ◎2013 年度に確定

淀川水系安威川総合開発計画・・大阪府営安威川ダム建設事業

* 40 数年間の間に、目的もダムタイプもダム諸元も事業費もコロコロと変遷

◆しかし、計画高水流量 1250m³/s だけは不変！！

1) 目的 洪水調節、流水の正常な機能の維持、河川環境の環境改善

2) ダム諸元 ロックフィルダム（コア型）

標高：76.5m 堤頂長：337.5m 堤体積：222.5万m³

総貯水量：1800万m³（洪水調節1400万、流水機能維持140万

河川環境改善100万、堆砂量：160万m³、)

3) 総事業費 1370億円（本体約500億円）

4) 完成予定 平成32（2020）年度*東京オリンピック開催年

3、安威川ダム建設事業等公金差止請求訴訟（平成26年（行ウ）第29号）

1) 提 訴 2014年2月17日 大阪地方裁判所

◆ダムサイトの地質地盤が脆弱で危険

◆洪水防止効果が限定的

◆費用対効果の評価が過大

2) 弁論 第1回 2014年5月9日～第6回 2015年7月22日（ほぼ3か月毎）

◆次回（第7回）2015年11月18日（水）13:20 大阪地裁1007号

3) 訴訟体制

原告 江菅他3名（うち2名は弁護団）

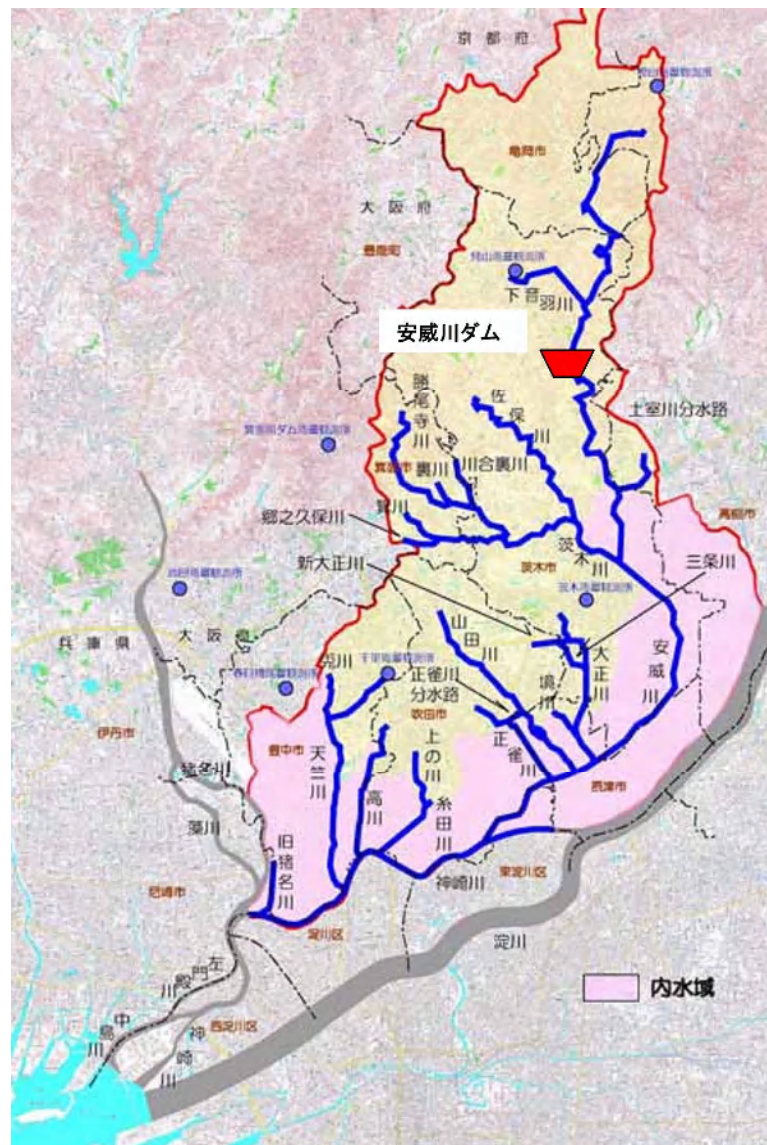
弁護団 浅野弁護士ほか6名（うち2名は原告）

◆弁護団会議 月例+臨時 第1回（2011・6）～第51回（2015・10）

◆学習会 通算8回（2011・10～）

◆巡検 通算3回

問い合わせ先：				
氏名	江菅 洋一	電話	090-5045-5133	メールアドレス y-esuga@muc.biglobe.ne.jp



活動報告用紙

団体名	大阪安威川(あいがわ)の治水を考える流域連絡会		
対象事業名	補助ダム大阪府営安威川ダム事業		
事業地名	大阪府茨木市生保(しょうぼ)	事業者	大阪府

この一年の活動報告

① 1967年7月北摂豪雨の被害の原因と実態究明について

安威川ダム事業の出発点となった1967年7月北摂豪雨の被害の原因と実態究明にあらためて取り組んだ。大阪府は「安威川ダムは、北摂豪雨災害をきっかけに構想が始まりました」とし、安威川流域の北摂豪雨災害被害について、○死傷者 61 名、田端畑冠水約 1,500ha○河川堤防決壊 12 箇所、橋梁災害 13 橋など○家屋の全半壊 41 戸、床上・床下浸水約 25,000 戸○茨木市・摂津市の 1/3 が浸水(市広報より)としてきた。この数字等の出典は大阪府昭和43年作成「昭和42年7月豪雨災害概要」で、そのP47に市町村別人的並びに住居関係被害数が記されている。そこで当時流域市町村が大阪府民生部消防救助課宛に行った「被害状況調」について、情報公開請求を行った。ところが大阪府は「文書不存在」とした。即ち人的被害死傷者 61 名、家屋の全半壊 41 戸、床上・床下浸水約 25,000 戸としながら、その被害の原因や実態を隠蔽し、あたかも安威川本川の堤防決壊による被害かの様な宣伝をして、本川上流にダム建設を進めてきたことになる。因みに死傷者 61 名の内、茨木市の人的被害は死者 1 名、重傷者 1 名、軽傷者 8 名ですが、長年この発生場所や原因に関する資料はないとしてきた。ところが今年になって、初めてその資料の存在を認め公開した。「死者 1 名は国道 171 号線中河原橋付近での側溝工事中の工事関係者の事故。重傷者 1 名は北春日丘四丁目斜面崩壊によるもの。軽傷者 8 名の内訳は同じく北春日丘四丁目で 4 名、阪急東舟木町帰宅中 1 名、道祖本屋外作業中 1 名、泉原と上福井で水防活動中の消防団員 2 名」で安威川本川破堤と全く関係のない事故であることが明白となった。(資料文書の内容を茨木市が精査した結果) 人的被害は茨木市と吹田市だけで、残りの死者 2 名、重傷者 1 名、軽傷者 4 2 名は吹田市としているが、総数と相違している。また吹田市分も安威川本川破堤と全く関係はないことも判明した。現在、その詳細を究明している。また家屋の全半壊 41 戸、床上・床下浸水約 25,000 戸についても、茨木市分は全壊 10 戸半壊 3 戸、床上浸水は 1892 戸・床下浸水は 10618 戸としていますが、これもその位置からして、安威川本川破堤とは関係のない、支流の堤防決壊と内水による被害によることが明らかになった。また北摂豪雨時の安威川左岸宮島橋上流の破堤の原因が上流の木橋の流失による流木による破堤であることが「安威川淀川右岸水防事務組合事務局」に保存されていた当時の水防分団長からの報告で明らかになった。熊本県路木ダムでは「県知事には最も重大な考慮要素の 1 つについて重大な事実誤認があったというべきである」とし、「本件計画は重要な事実の基礎を欠くものであり裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用して違法である」としたが、安威川ダム計画でもそれが言えるのではないか。ひきつづいて、北摂豪雨の被害の原因と実態究明に取り組む。

② 安威川ダム用地取得についての疑惑解明について

安威川ダム事業の場合利水事業から撤退したにもかかわらず、当初計画時(1988年)時の836億円から計画変更時(2010年)1314億円と大幅に増加している。大阪府監査委員会は「その経過と根拠を明確にし、広く府民に理解が得られるよう説明されたい」としている。1314億円の内773億円は用地及び補償費である。大阪府が用地取得した用地の内、堤体直近の7100㎡(取得単価52500円/㎡)についてその根拠の情報公開を求めた。因みにその用地は長年産業廃棄物処理事業が行われ、土壌が汚染され操業が中止されていたものである。しかし大阪府はそれを承知しながら操業中であり、土壌の汚染はないとして用地取得を行い汚染土壌の撤去費をダム本体工事費の中で行ったものである。

問い合わせ先:

氏名	畑中孝雄	電話	072-624-5461	メールアドレス	Takao_hatanaka@nifty.com
----	------	----	--------------	---------	--

活動報告用紙

団体名	国立公園・小豆島「寒霞溪の自然を守る連合会」		
対象事業名	内海ダム再開発事業		
事業地名	香川県小豆郡小豆町	事業者	香川県・小豆町

この一年の活動報告

長期にわたり国立公園小豆島の中東部に内海ダム再開発との美名の元に計画されました内海ダム建設に反対する地元運動に多大なご支援と熱情を賜りましてこの機会に厚くお礼申し上げます。

結果としては誠に残念乍ら、平成27年6月22日の高松地方裁判所に於いて「公共の利益を優先する」との意の住民訴訟判決により完全敗訴と成りました。当弁護団の絶大なる弁護も司法の判断には聞き入れられず誠に残念なご報告となりました。

島の中には都合5個のダムを有し最後の吉田ダムの完成と同時に水不足に島は卒業と全島民が喜び安心をしたものですが、阪神淡路大震災を機に昭和32年頃完成した内海ダムの老朽化を行政が急に提唱し始め、以前から自然はけ口のない等ダムの改善問題を梃にして住民の要望を聞き入れるふりをして当巨大ダム問題へ行政は発展させて行っただけです。

堰堤回収には住民の長い間の念願であったので住民は初手は全面協力でありました。この時点で基礎要件は行政側に握られていたのです。対策委委員会が結成されるにつれて段々と問題の摩り替えが始まったので反対運動が立ち上がったのですが結果は先に述べた通りです。

この問題の発端点を反省のためご披露すれば、昭和36年の秋口に小集中豪雨が当ダムに流入し堰堤上を流水が越水する事故が発生しダム直下の民家数軒が床上と床下を浸水されるという不思議と思われる事故が起こり、同時に田畑も土石による被災を致しました。原因は当ダム管理人である県職者が現場を離れ無断で他所に居て放流装置を作動させず民間人が濁流の中を命がけで装置を作動させ大事故を未然に防止した事実を集落の人々が見届け、長期間この改善を求め続けていたのです。現在でもこの放流装置を操作した二人の勇姿は現存しているのです。

最終的には地縁結縁の強く絡み合った同地区の関係への札束攻撃を行った利益関係者の手口と行政の智慧者の助力に負けたのです。

以上

問い合わせ先：残務整理多忙のため問い合わせには応じかねますのでご容赦願います。

氏名	山西克明	電話		メールアドレス	
----	------	----	--	---------	--

活動報告用紙

団体名	環瀬戸内海会議		
対象事業名	内海ダム再開発事業		
事業地名	香川県小豆島町	事業者	香川県・小豆島町

この一年の活動報告

内海ダム事業認定・土地収用裁決取消訴訟

高松地裁 行政追隨の不当判決

2009年6月、香川県による内海ダム事業に対し、住民が事業の公共性・公益性がないと訴え、5年間、法廷での闘いが続けられてきました。

昨2014年10月6日、高松地裁は住民や立木トラスト参加者の事業認定と土地収用裁決の取消の訴え・主張を真摯に検討せず、すべて否定し、国と訴訟参加人・香川県や小豆島町の主張を丸呑みし、行政追隨の不当判決を下しました。

裁判は、事業の公益性・合理性と土地や樹木の所有権を強制的に収用する手続きの違法性を争ってきました。事業は、①治水対策にならない、②過大な水需要予測に基づいた新たな利水の必要性はない、③寒霞溪の景観を損なう、④ダム計画地直下には断層も存在し、かつ風化花崗岩の堆積した軟弱地盤であり危険を増幅する、⑤事業に対する住民合意が出来ていないと主張してきました。

土地収用法の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである」とする要件と満たしていない事業計画であることは明らかでした。

しかし、高松地裁は、行政の裁量権を極めて大きく認め「判断に違法性はない」としたのです。まるで「お上の決めたことに黙って従え」と言わんばかりの判決、裁判所が司法の役割を放棄したものと言えませんか。残念ながら判決は敗訴となりました。

内海ダム建設反対裁判闘争終結、しかし下流に不安 内海ダムは空っぽにしておけ

15年6月22日高松地裁で、内海ダムをめぐる訴訟で結津残されていた公金支出返還差止請求住民訴訟の判決言い渡しがあり、不当にも住民の訴えはまたも「棄却」されました。反対運動を担った地元住民の高齢化もあって、苦渋の選択で「控訴を断念」、一連の裁判闘争は終結となり、計画浮上から15年余の闘いは、終りを告げることになりました。

とはいえ、ダム本体建設による、井戸水の濁りや突風の発生など日常的に起きる暮らしへの被害、ひび割れや漏水が相次ぎ、ダム堤体の脆弱性は将来に不安を残したままです。「ダムを空っぽにしておけ」と、言い続けていく必要があると考えています。

水源連に結集し、ムダな公共議業の典型たるダム建設に反対して日々闘い、新内海ダム反対の闘いにご支援頂いた皆様には、残念な報告となりました。これまでのご支援に感謝申し上げます。

問い合わせ先：

氏名	松本宣崇	電話	090-3638-0187	メールアドレス	nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
----	------	----	---------------	---------	----------------------------

内海ダム 反対派地権者ら敗訴

高松地裁判決「公共の利益多大」

県と小豆島町が国の補助金を受けて建設を進めた内海ダム(小豆島町)をめぐる、反対派の地権者らが国の事業認定取り消しなどを求めた訴訟の判決が6日、高松地裁であり、福田修久裁判長は請求を退けた。

福田裁判長は判決で「ダムによって治水、利水面で得られる公共の利益は多大。安全性を欠いているとは言えず、環境・景観への影響は小さい」と指摘。国の判断に裁量権の逸脱、乱用はないとした。

原告側は内海ダム再開発事業は、治水、利水面とも合理的な理由や根拠がなく、豊かな自然も破壊するなどと訴えていた。判決では、治水面について「過去最大の台風と同程度の雨量を安全に下流に流

内海ダム 小豆島にある治水と利水の機能を持つ多目的ダム。総貯水量は約106万トンで、全長4233mの堤防は四国最大。もともとあった旧内海ダムを水没させて造られ、2010年に着工。13年4月に本体が完成した。現在は水をためる試験中で、周辺の公園整備も続く。県が国の補助を受けて進める事業で、総事業費は約122億2千万円。国が57億6千万円、県が58億7千万円、町が5億9千万円を負担する。民主党政権時代の09年、前原誠司国土交通相が見直しを表明したダムの一つ。県は事業継続を求め、見直し対象から外れた。

四国新聞2014年10月7日

すことが可能になる」とし、利水面についても有効性を認めた。環境・景観への影響に関しては「事業による影響は避けられないが、一定の保全措置が講じられている」とした。

同ダム事業は、国が2009年に土地収用法に基づいて事業認定し、県収用委員会では10年に収用裁決した。民主党政権時代に一時、見直し対象となったが修正され、昨年4月に本体工事が終了した。

開廷後に会見した原告代表の山西克明さん(75)は「あまりにも国や県に寄りすぎた判決。長い間訴えてきたことが一言も認められなかった」と批判。同席した弁護士も「政治に裏切られ、司法にも裏切られた」と話した。控訴については「慎重に検討する」と述べるにとどめた。

内海ダム 反対住民敗訴

高松地裁 公金差し止め認めず

香川県が建設を進めてきた同県小豆島町の内海ダムに反対する住民らが、浜田恵造知事と塩田幸雄町長に再開発事業への公金支出差し止めなどを求めた訴訟で、高松地裁(福田修久裁判長)は22日、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。

判決は「ダムは治水・利水の両面で利益があり、安全性を欠いているとは言えない」とした。内海ダムは治水や利水を目的として県が国の補助を受けて進めている事業で、

に対し、県がこれまでに支出した本体工事費など計約78億円を返還請求するよう原告は訴えていた。また町長にも当時の町長と個人としての塩田氏に、町がこれまでに予算計上した負担金計約4億3千万円返還請求することも求めていた。

2015年(平成27年)6月23日

山陽新聞

2015年6月23日 山陽新聞

団 体 名	： 緑・川・人フォーラム岡山
対象事業名	： 苫田 ダム
事 業 地	： 岡山県東部 吉井川水系 吉井川(中国山地岡山鳥取県境三国山から瀬戸内海まで全長 133 k m)
事 業 者	： 国土交通省 (1957 年、苫田ダム建設計画当初は農林省。農業用水確保等、利水が主目的だった為)

★そもそも苫田ダム問題とは：

1950 年代戦後復興の基軸となる食糧増産のための農業振興～主としてコメ増産のための農業用水確保の為、農林省所管で苫田ダムが起案された。ところがその後、日本人の食生活の変化～コメ消費の減退等から米作りは減反を余儀なく(?)され米作りのための利水から高度経済成長による工業化のための工業用水確保のためと。その需要も節水、人口増の頭打ち等で利水という大義名分があやしくなると洪水対策等全面に押し立てて農林省から建設省に所管を変え建設目的をコロコロかえてでもなんとしてでもダム建設を推進するという税金を食い物にする政官財の癒着。そもそも苫田ダムはいらなかった！大手ゼネコンとの癒着でダムを造りたいがための過剰な水需要の見込みであり、洪水対策にしてもダムなど巨大なコンクリート構築物で自然の営みを抑え込もうとするより、河道、河川改修、遊水池の整備等、自然の営みに謙虚に対応(剛より柔)すべきだった。

★苫田ダム建設までの紆余曲折：

1957(昭和 32 年)11 月 18 日付山陽新聞、苫田ダム建設をスクープ報道。寝耳に水で地元大騒ぎ。牧野県議、県知事談判に！

1959. 4 月 3 村合併で奥津町発足。同年 6 月 29 日苫田ダム阻止特別委員会条例(ダム阻止条例)制定。

激しい反対運動に国も県もダム推進に動けず。

1981 長野士郎県知事がダム推進に動き始め、県議会もダム計画に同意。以来補助金ストップ等厳しい行政圧迫

1986. 5～1989. 9 までに三代の町長(岡田、坂手、日笠)が地元と国・県との板挟みで任期早々辞任が続く異常事態。

1989. 10 ダム反対派として森本三郎氏町長に当選するも

1990. 4 月、「ダム容認」に寝返り、33 年のダム阻止一枚岩がゆらぐ。ダム用地買収工作盛んになり地元に亀裂。

1990. 8 月、水没予定地の共有地化(一坪地主)運動始める。(2000 年までに藤田、池上、坂手氏らの 1659 m²を 1262 人で共有)

1994. 9 月、「水源連」発足。第一回全国集会を苫田ダムの地元岡山県奥津町の国民宿舎錦山荘で。300 人参加。

1999. 6 月、ダム本体工事着工。水没予定地内の居住者、地権者を無視して。

2000. 3 月、事業認定告示。未買収地の強制収用に道開く。以来岡山県収用委員会は 9 回の審理の末強制収用を認める

2004. 5 月、ダム完成。試験湛水始まる。旧奥津町の中心部ほとんど湖底に。5 0 4 戸水没。

2005. 5 月、運用開始。

★苫田ダムは今：

水需要の過大見込みによる財政負担に四苦八苦！

- ・苫田ダムの余水を洪水調節に転用を検討はじめる。

岡山県&岡山県広域水道企業団の水余りによる財政負担(水利権の押し売り)問題と表裏一体か、国は吉井川水系の河川整備計画の策定をすすめている。そのなかで洪水調節のために苫田ダムの水道容量(23,000,000 m³)の一部(10,000,000 m³)を洪水調節容量に転用したいという話。これは取水量に換算すると日量 1 1 万 m³に相当する。これ自体、現実的対応として次善の策と言えようが過大な公共事業による失政にほかならない。

- ・岡山県広域水道企業団のホームページによると

「・・・しかしながら近年水道事業を取り巻く環境は、少子化による人口減少傾向、節水意識の高まり、企業のコスト削減対策により、水需要は横ばい傾向となっています。・・・」

これでいいのか、日本の公共事業！

★問い合わせ先：

緑・川・人フォーラム岡山 橋本省吾 086-254-0427 (T&Fax) hassansyougo@yahoo.co.jp
090-3631-6628

団 体 名	城 原 川 を 考 え る 会		
対象事業名	城 原 川 ダ ム		
事業地名	佐 賀 県 神 埼 市	事業者	国 土 交 通 省

1 事業の進捗状況

「検討の場」で検証中

(1) 第1回準備会 平成22年12月21日開催
従来、流域委員会及び首長会議では基本計画の毎秒690m³を目標としていたが、「今後の治水対策のあり方」の「中間とりまとめ」に基づき、河川整備計画の目標流量である毎秒540m³を検証の対象とすると国土交通省から説明があった。

これに対して、佐賀県、神埼市及び佐賀市（以下「県等」という。）からは目標流量は毎秒540m³ではなく、毎秒690m³ではないのか、安全度が下がるのか」との指摘があった。

(2) 第2回準備会 平成26年10月23日開催
前回の県等の指摘に対して、筑後川水系河川整備計画では、水系全体として概ね50年に1回の確率で発生する洪水、年超過確率1/50に相当する洪水を安全に流下させるために、概ね30年間で整備する内容を位置付けており、城原川では目標としない流量は毎秒540m³となる。首長会議等で確認された、環境を大きく改変しない最大の毎秒330m³程度の河川改修とそれ以上の洪水対策としての城原川ダム建設が位置付けられている。ダムの建設については、将来的にダムの高さやかさ上げするなどの手戻りが生じないようにするために、長期的な整備目標である毎秒690m³の流量まで対応できる規模のダムを建設することとしているとの説明があった。

(3) 検討の場（第1回） 平成27年5月18日開催
城原川沿川の水利用を合理化することにより水収支に不足は生じないことを確認しており、城原川ダムは洪水調節のみを目的とした流水型ダムとして検証を行うこととなった。

ダム代替5案を提示、ダムの放流口の数や概算事業費は次回、具体的に示すとした。

5月19日から6月17日までパブリックコメント（意見公募）実施

※ 城原川を考える会の取り組み

6月17日パブリックコメント（19ページ）提出

筑後川河川事務所佐賀庁舎訪問（5月29日・6月11日）

「流域治水」について説明

「検討の場」資料について質問

(4) 検討の場（第2回） 平成27年9月1日開催

ダムの事業費提示 ダム案が最も低い事業費

流水型ダム案 510億円

6代替案 610億円 ～ 700億円

追加の代替案も平野全体で雨水を受け止める「流域治水」とは違う。

放流口の大きさ正式には示さず。

一部の新聞には、幅4.5m 高さ2.1m 1門と掲載

パブリックコメントにはまったく答えていない。

※ 城原川を考える会の取り組み 近く筑後川河川事務所佐賀庁舎訪問

2 佐賀県知事との面会

今年4月に知事との面会を要請

8月24日に実現(7月24日の予定が知事入院のため延期)

次のとおり要望

◎生きている城原川

「県は成富兵庫茂安の水利事業をどう検討し、評価しておられますか」

◎育振地区の不安

水没地区の当事者だけでなく、「育振の広い地域の方々との話し合いをお願いいたします」

◎流水型ダムについて

このダムについての検討議論が何も行なわれていないまま事がすすんでいるようにみえます。もつと検討をお願いします。

◎最後に

城原川の水利は、有明海の潮汐の影響と融合し、育振の南面に広がる地域全体の特徴を掴み、計算された方法です。これを検証もせず、話し合いも不十分なままダムを壊してしまうことになれば、後世への禍根となると思います。

「城原川を源流から下流まで一度視察してください。」

※ 9月18日 県議会一般質問 一真会 内川 修治議員

知事、下流域視察の意向

「もっと現場を見たらどうだという話をいただいたので、機会をつくっていきたい」

一般質問ピックアップ 城原川ダム問題

Q 昭和28(1953)年の洪水では毎秒690トンの流れがあったとされるが当時の河川規模からすると考えられない。国が示すデータをうのみにせず県独自の調査を

A 毎秒690トンの基本高水は、2004年から05年にかけての城原川首長会議で「過大ではないか」という意見があり、妥当性について議論された。ピーク流量については昭和28年6月洪水が算定根拠の一つになっているが、その実績流量について不正確で、国によって流量の検証が行われ、毎秒700トン程度とするのが妥当とされた。その後06年度には筑後川水系河川整備計画が策定され、毎秒690トンと定められた。検討の場でも、国が計画の前提になっている雨量データなどを点検し昭和28年洪水の点検状況も「誤りはない」という報告をした。県としても妥当と判断しているが、再度、念には念を入れて確認したい。

(和泉 恵之助県土づくり本部長)

以上 9月19日佐賀新聞より

3 水源連に加盟

今年6月23日に加盟

加盟以前から国交省の開示資料等をいただく。

水源連 パブリックコメントに意見の提出

9月27日検証主体(九州地方整備局)の見解へ反論

4 講演会とシンポジウム開催

10月18日 神埼市中央公民館

筑後川水問題研究会の第38回記念講演として開催

基調講演 嘉田 由紀子氏(前滋賀県知事 びわこ成蹊スポーツ大学学長)

演題 「滋賀県流域治水条令はなぜ8年もかかったのか？」

ーダムに頼らない治水政策の巨人的な壁を考えるー

シンポジウム 遠方から参加していただきました。

「無駄な石木ダムをなぜ建設するのか」(石木川まもり隊)

水漏れ改善と節水の徹底さらに人口減少でもダムは必要か？

「立野ダム問題と川辺川ダム問題」

(立野ダムによらない自然と生活を守る会 事務局 緒方 紀郎氏)

白川の穴あきダム(洪水対策)は危険だ

※ 会場の関係で広くPRしていないのに、想定以上の参加がありました。

また、終了予定の16時30分を大きく超え17時に閉会となりました。

当日の様子は、19日の新聞(佐賀・西日本)に掲載、サガテレビの19日の昼のニュースで放映されました。

問い合わせ先 氏名

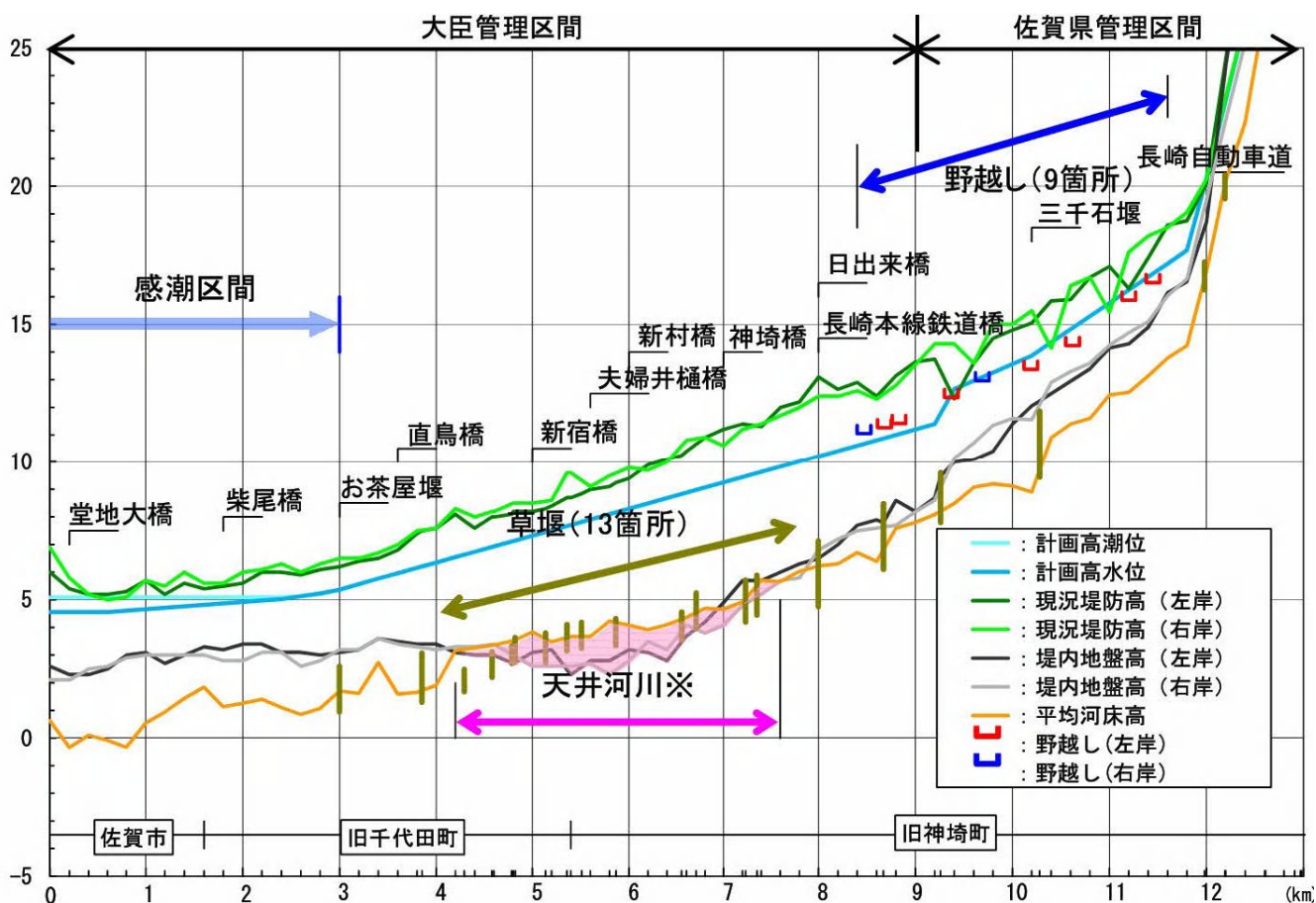
平田 憲一

電話 0952 52 2827

メールアドレス j i j o 0 0 1 5 @ h b . t p l . j p

城原川の伝統的な治水工法「野越し」

城原川の野越は、近世初頭に成富兵庫茂安（1560～1634）の手により、佐賀城下を守るために構築されたと言われている。城原川の近代的河川改修は1949年（昭和24年）から行われ、河道の拡幅、堤防の嵩上げが行われた。しかし、改修後も遊水地を伴わない越流堤として、野越は残された。超過洪水対策と共に、河川伝統技術の特徴の一つは流域を含めて被害を抑える技術である。（「城原川流域における野越の役割と効果に関する研究」（田辺敏夫、大熊孝）より）



城原川中流部の野越しと受堤



活動報告用紙

団体名	石木川まもり隊		
対象事業名	石木ダム		
事業地名	長崎県	事業者	長崎県と佐世保市

この一年の活動報告

対象ごとに3つに分けてご報告します。

1. 長崎県に対する活動

私たち「石木川まもり隊」は、県に対しては、地権者の皆さんを中心に、石木ダムに反対する県内5団体の一員として活動しています。

- ① 県への公開質問状提出と説明会開催要求、知事との直接対話申入れ（石木ダム対策弁護団と共に）
- ② 県公共事業評価監視委員会の傍聴と意見書提出（2015年8月）
- ③ 県による裁決申請のための立入調査阻止行動（2015年1月と10月）
- ④ 県収用委員会審理阻止行動（2014年12月と2015年2月の審理には出席したが、8月に強制収用が実施されて以降は方針を変更。10月に予定されていた委員会は2回とも阻止）
- ⑤ 付替え道路工事阻止行動（5月19日から毎日続けており今日10月20日までに実質110日を超す）等々取り組んできました。

詳細は「石木ダム建設絶対反対同盟」からのご報告をご覧ください。

2. 佐世保市や市議会に対する活動

市や市議会に対しては「水問題を考える市民の会」と共に活動しています。

- ① 署名活動：強制収用中止を求める街頭署名活動をアーケード街で7回実施。
- ② 市議会への請願：2014年12月議会＝強制収用反対、2015年3月議会＝水需要予測見直し、6月議会＝強制収用の中止と地権者との協議実現、9月議会＝石木ダム事業再評価実施、などのテーマで毎回請願。結果は常に、石木ダム建設促進特別委員会においては全委員が反対し、本会議においては賛成4名（社民党3と共産党1）のみで不採択。
- ③ 選挙候補者へのアンケート実施：2015年4月県議会議員選挙に佐世保選挙区から立候補した11名と、市議会議員選挙に立候補した40名に石木ダムに関するアンケート用紙を郵送したが、返ってきたのは、県議候補2名、市議候補6名分のみ。その8名中、強制収用反対は6名、石木ダム反対は3名。結果よりも関心の低さに危機感を覚える。
- ④ 石木ダムの工期変更に伴う再評価を実施するよう申し入れ：県は6年の工期延長に伴う事業の再評価を公共事業評価監視委員会に求めたが評価の対象となるのは治水面のみ。佐世保市も利水面の再評価に早急に取り組むよう申し入れたが、水需要予測の見直しを避けた市側は再評価の必要性を否定。しかし今後も粘り強く要請を続けたい。

3. 市民県民にむけての活動

大きな集会などはこれまで同様、県内の4団体と共に実行委員会を組織して取り組んできましたが、それ以外のイベントや広報活動に関しては、「パタゴニア」という強力なサポーターの出現により、かなり思い切った取り組みができるようになりました。助成金という金銭的援助だけでなく、マンパワーやインターネットの活用法など技術的援助が得られたことも大きかったと思います。

この1年間に取り組んだことを時系列にまとめてみます。

問い合わせ先：

氏名	松本美智恵	電話	090-6171-5810	メールアドレス	michi30@hyper.ocn.ne.jp
-----------	--------------	-----------	----------------------	----------------	--------------------------------

- ① 2014 年 11 月 16 日 「石木ダムのための強制収用を許さない佐世保集会」石木ダムの問題点（治水面から緒方弁護士、利水両面から八木弁護士）や地権者からの訴えなど。参加者約 150 名。
- ② 2015 年 1 月 18 日 「今こそ考えよう！石木ダムと強制収用～未来を決めるのは私たち」映画ダムネーションの上映と馬奈木弁護団長の講演「石木ダムを考えることは私たちの暮らしを考えること」など。参加者約 500 名。集会後のパレードには約 170 名が参加。
- ③ 5 月 2 日から 1 年間、西肥バスの路線バスに石木川まもり隊ラッピングバス走行開始。車体広告の文言は「失うものは美しいもの」「ダムは本当に必要か皆で考えましょう」など。来年 4 月まで佐世保市内や川棚町（石木ダム建設予定地）を走る。
- ④ 同時に、佐世保市バスには車内広告の契約を 1 年間結んだが、5 月の 1 ヶ月間だけで解約となる。こちら佐世保市交通局の管轄ということで、ダムのダの字も入れず、ほたる祭りのお知らせや「清流を未来へ」などの文言に抑えていたのに、広告者が「石木川まもり隊」と知った市上層部から圧力がかったようだ。
- ⑤ 5 月 13 日から 2 週間、クラウドファンディング（CF）実施。ダム建設予定地にある川原公民館は雨漏りに悩まされていたが、水没予定地ということで行政は補修もしてくれない。そこでインターネット上で呼びかけて寄付を募る CF に初めて取り組む。これはただお金を集めるだけでなく、川原や石木ダム問題についての情報発信ともなり一石二鳥。このようなツールに詳しいパタゴニアの指導協力のおかげで、186 人の方から¥1,472,500 の寄付を頂く。
- ⑥ 7 月 4 日 石木ダム問題ブックレット出版記念集会開催。弁護団副団長の板井弁護士による講演「石木ダム問題の真実」、パタゴニア日本支社長辻井氏による講演「失うものは美しいもの」、地元女性による訴え、地元若者による合唱など。アンケートにはたいへん感動的だったとの感想が多く、マスコミの記事も好評。参加者約 350 名。終了後のブックレット売上 202 冊。
- ⑦ 10 月 6 日 石木ダム建設事務所の前に石木川まもり隊の看板「見直す勇気！石木ダムは要らない」「清流を未来へ 石木川はみんなの宝」を設置。
- ⑧ 10 月 11 日 稲刈り体験実施。CF 参加者など約 20 人ほどが集合。地元地権者の方と交流しながら楽しい農業体験ができた、来年も実施してほしいとの声多数。
- ⑨ 10 月 25 日 石木川のふる里虚空蔵山へトレッキングの予定。

この 1 年間で多くの方が石木ダムに関心を示し、現地を訪れ、それぞれのフィールドで発信してくださいました。

＊川原を訪れた有名人：いとうせいこう（ラジオやツイッターで発信）、アーサービナード（テレビや雑誌で発信）、末吉里花（ブログで発信）

＊川原を訪れたジャーナリスト：外国特派員（ドイツ・スイス）、まさのあつこ（週刊金曜日に投稿）、足立力也（SPA！に投稿）など

＊川原を訪れたカメラマン：村山嘉昭（週刊新潮に掲載）、新村安雄（東京新聞・中日新聞に掲載）

＊川原を訪れてはいないがネット上で発信：高田延彦（ツイッターで発信）、田中優（メルマガやブログで発信）

そして水源連の仲間の皆様もあちこちから応援に来て下さっています。たいへん有難く心強く思います。農地の強制収用が始まってしまった今、この流れを止めるのは県民の世論であり、それを喚起するには県外からの関心と発信も重要です。今後ともよろしくお願い致します。

活動報告用紙

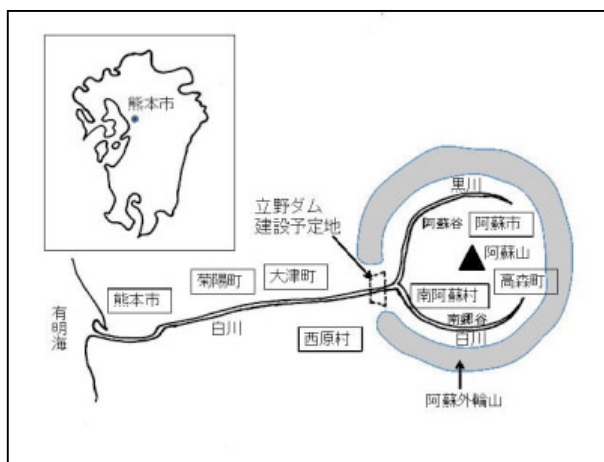
団体名	立野ダムによらない自然と生活を守る会		
対象事業名	(国営)立野ダム		
事業地名	熊本県南阿蘇村・大津町	事業者	国土交通省

立野ダム計画の概要と進捗状況

立野ダムは、阿蘇外輪山の唯一の切れ目である立野峡谷に国土交通省が計画した、高さ 90m の洪水調節専用の「穴あきダム」だ。ダム下部に設けられた 3 つの穴（高さ 5 m × 幅 5 m）から通水し、普段は水をためないとされる。1983 年に事業が開始され、これまでに取り付け道路などの工事は進んだが、ダム本体工事には着手されていない。総事業費は 917 億円（平成 24 年度現在）で、熊本県の負担は 275 億円にもなることは、ほとんど知られていない。

国土交通省は、昨年 11 月に立野ダム仮排水路トンネル（立野ダム本体をつくるために白川の流れを左岸側に迂回させる、長さ 480m、直径約 10m のトンネル）の掘削工事に秘密裏に着手したが、着工式さえ開くことができなかった。

●立野ダムは洪水調節だけを目的としたダムだが、洪水時にはダム下部に開く 3 つの穴（高さ 5 m × 幅 5 m）が流木や岩石などでふさがり、洪水調節不能になるのは明らかだ。熊本市など下流の安全を守るどころか、危険をもたらすダム計画である。



立野ダム予定地と白川・阿蘇山の位置



立野ダム完成予想図(国交省資料より)



立野ダム仮排水路トンネル工事。
奥の V 字谷にダム本体が造られようとしている

る

問い合わせ先：熊本市東区湖東 2-11-15 緒方紀郎 <http://stopdam.aso3.org/>

氏名	緒方紀郎（事務局）	電話	090-5730-6763	メールアドレス	ogt-hawks@s8.kcn-tv.ne.jp
----	-----------	----	---------------	---------	---------------------------

活動報告用紙

団体名	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会		
対象事業名	(国営)川辺川ダム (県営)荒瀬ダム		
事業地名	熊本県球磨郡相良村	事業者	国土交通省

川辺川ダム問題・荒瀬ダム撤去はどうなっているのか

2001年11月、球磨川に漁業権を持つ球磨川漁協が、川辺川ダム漁業補償案を拒否した。それに対し、国土交通省は漁業権を強制収用するための収用裁決申請を行った。しかし「川辺川ダムからの水はいらない」と対象農民が裁判を起こした川辺川利水訴訟の福岡高裁での勝訴で、川辺川ダムの「公益性」がくずれ、国は収用裁決申請を取り下げ、川辺川ダム計画は白紙となった。

そのような中、流域の首長（相良村長、人吉市長）が川辺川ダム反対表明をしたのを受け、2008年9月には蒲島郁夫知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を表明した。

2009年1月には、国交省・熊本県・地元自治体による「ダムによらない治水を検討する場」が発足した。その中で国交省は「人吉では5年～10年に一度は堤防が決壊するなどして浸水する」と主張。しかし、人吉市内で堤防が完成して以降、洪水時に堤防が決壊して浸水したことは一度もない。裏を返せば、国交省の主張は「やはりダムが必要である」とも受け取れる。

住民は「検討する場」と、今年3月からの「球磨川治水対策協議会」を毎回傍聴、毎回意見書などを提出し「ダムによらない治水対策」を要望し続けている。

「検討する場」がダムによらない球磨川の治水を検討していた6年間、ダによらない治水は確かに進んではきたが、私たちが10年前に強く訴えた人吉橋左岸の改修工事がいまだに用地交渉中であるなど、できるのに着手されていない治水対策も多く見受けられる。今必要なことは、「治水安全度が低い」などと、いたずらに不安をあおるのではなく、実現可能な治水対策を積み上げていくことと、ソフト面も合わせた防災安全度を高めていくことである。

2012年9月から撤去工事が始まった荒瀬ダムは、右岸側の撤去が終わり、昔の球磨川の姿を取り戻しつつある。



第11回「検討する場」を傍聴する住民
2014.12.19 撮影



右岸側が撤去された荒瀬ダム 2015.4.3 撮影

問い合わせ先：熊本市西区島崎4-5-13 中島康 <http://kawabegawa.jp/>

氏名	中島康（代表）	電話	090-2505-3880	メールアドレス	nakashima-y@mocha.ocn.ne.jp
----	---------	----	---------------	---------	-----------------------------

水源開発問題全国連絡会第 22 回総会 ダム問題討議資料（2015 年）

ページ

I 治水問題

- 鬼怒川の堤防決壊が求める河川行政の転換 60
- 耐越水堤防の必要性 64
- 国土交通省の回答（堤防強化工法について） 68
- 滋賀県流域治水の推進に関する条例の要点 . 70

II 利水問題

- 減り続ける水需要 水余りが一層進行する時代へ 73
- 当別ダム完成後に架空予測をやめた札幌市水道 76
- 宮ヶ瀬ダムと相模大堰は必要であったのか
— 神奈川県内四大水道の水需要予測の大幅下方修正 — 78

III 川の自然を取り戻すために

- ダムの撤去 80
- 利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト . 81

IV ダムに関する諸問題

- 環境アセスメントとダム （ハッ場ダムと秋田の鳥海ダムを例にとって） 82
- 発電ダムの堆砂が引き起こす洪水の氾濫 84

V ダム見直しの経過とダム事業の現状

- ダム検証（2010 年度～） 85
- ダム事業見直しの経過（ダム検証の前まで） 87
- 今までの中止ダム 88
- 全国のダム事業の状況 89

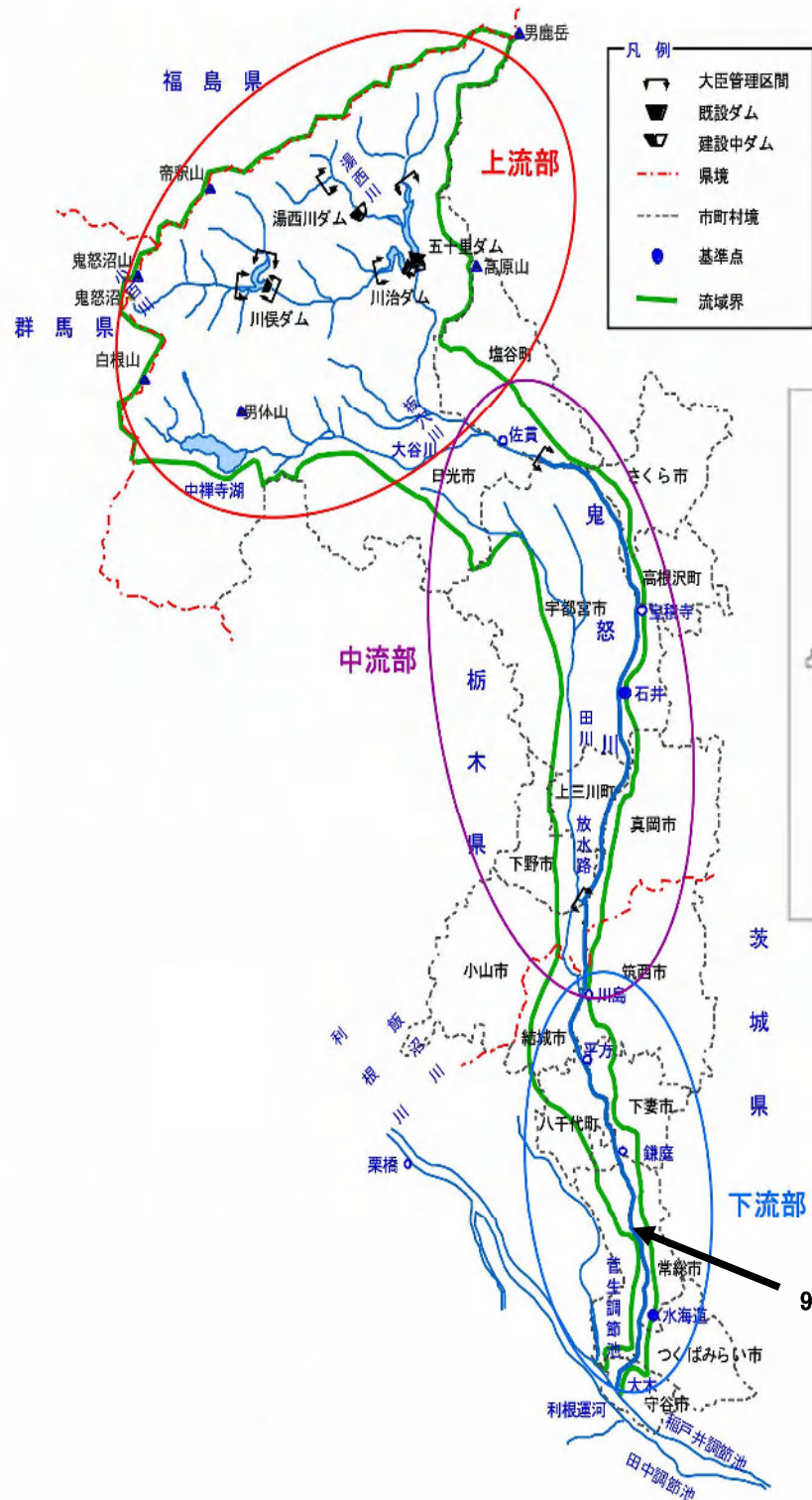
嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会）

四つの大規模ダムの洪水調節で防げなかった堤防決壊

今年9月の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。茨城県常総市の浸水家屋は床下浸水約6,600戸、床上浸水約4,400戸、浸水面積は約40平方キロメートルにも及んだ。決壊で鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい状況が放映され、堤防決壊がもたらす被害の恐ろしさに息を呑む思いであった。線状降水帯が栃木県北部を中心に居座り続け、観測記録を塗り替える大豪雨が引き越した洪水であった。

鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダムがある。五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムである。湯西川ダムはつい最近、2012年に完成したばかりであり、ダムの上にまたダムをつくる、屋上屋を架すようなダム建設が行われてきた。これら4ダムの治水容量は1億2530万立方メートルもあり、今回の洪水ではルール通りの洪水調節が行われた。しかも、鬼怒川では4ダムの集水面積が全流域面積の1/3を占めており、ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川であった。

しかし、堤防が決壊し、凄まじい被害をもたらした。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節をしても、ダム上流域以外の流域での雨量が急増すれば、中下流は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例であった。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのである。



鬼怒川流域図

鬼怒川水系ダムの容量（万 m^3 ）

	治水容量	利水容量	有効貯水容量	総貯水容量
五十里ダム	3,480	1,120	4,600	5,500
川俣ダム	2,450	4,860	7,310	8,760
川治ダム	3,600	4,000	7,600	8,300
湯西川ダム	3,000	4,200	7,200	7,500
4ダム	12,530	14,180	26,710	30,060

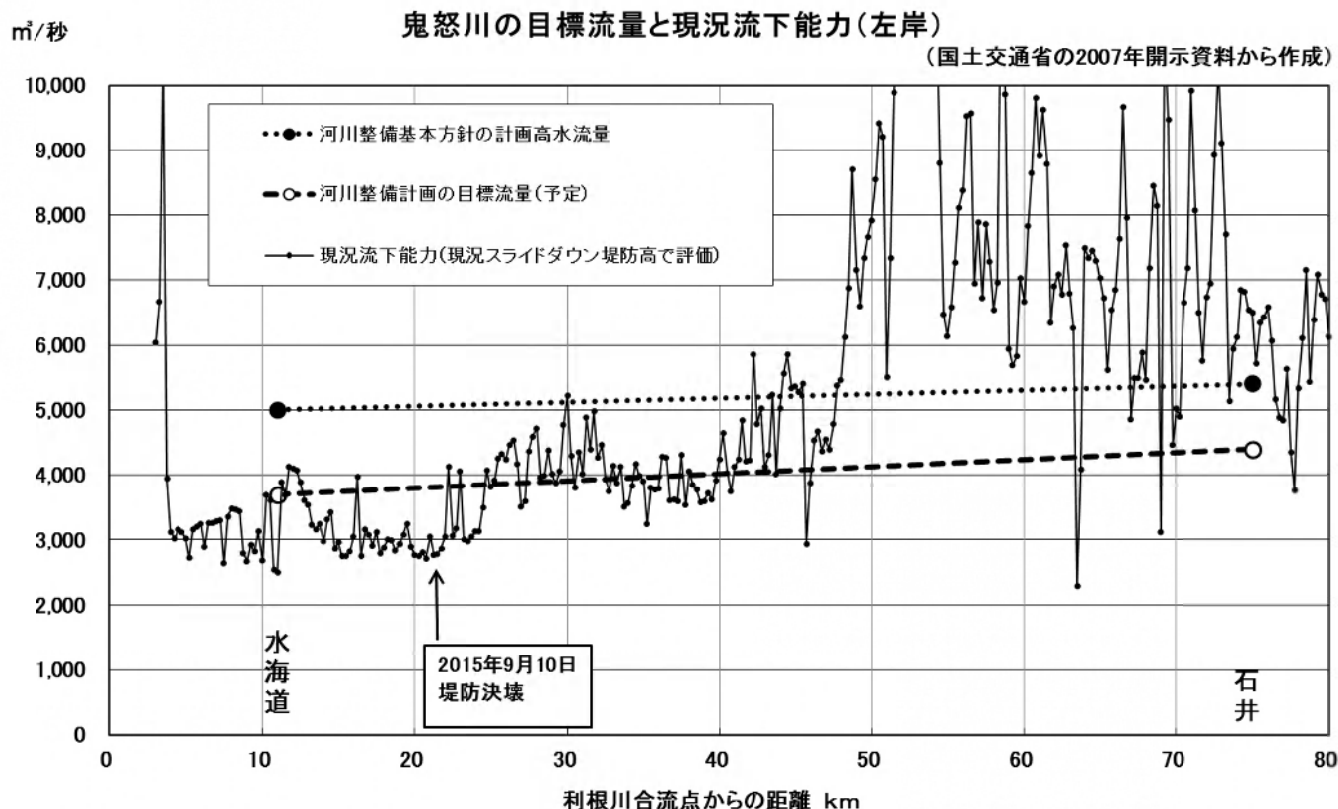
鬼怒川下流部の危険性は警告されていた

鬼怒川は中流部では600～700メートルの川幅があり、ゆったりと流れるが、下流部になると川幅が半分程度に狭まるため、洪水水位が上昇しやすく、それに対応できる河道整備が必要である。しかし、下流部の河道整備は遅々として進められなかった。

国交省の資料で、鬼怒川の流下能力を点検すると、下流部は流下能力が大幅に不足していることが明白であったので、筆者はその問題を裁判で指摘したことがある。

栃木県では、栃木県が関与する湯西川ダム、南摩ダム（思川開発）、ハッ場ダムの建設事業をめぐる住民訴訟が2004年から今年まで行われた。これら3ダムは治水・利水の両面で必要性がなく、且つ、かけがえのない自然を喪失させる事業であるから、3ダムに対する栃木県の事業費負担は不要不当な支出であるとして、住民が栃木県に対して支出差止めを求める裁判を起こした。本裁判は今年9月8日の最高裁の決定で住民側の敗訴が確定した。

この裁判で筆者は、2008年の意見書において湯西川ダムとの関連で次のことを指摘した。「鬼怒川中流部はほとんどのところですでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨



額の河川予算が投じられている湯西川ダム事業を中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである。」（上図参照）

鬼怒川における今回の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足していて氾濫の危険性があるところでの決壊事故であった。

安価な堤防強化工法の導入を拒む国土交通省

利根川の河川予算はハッ場ダム、湯西川ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業といった大規模なダム等事業が優先されてきた。今後は河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきである。

といっても、堤防を嵩上げしたり、堤防を拡幅したりする河川改修の工事を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかるから、一朝一夕では進められない。通常の河川改修の方法を取る限り、何十年という歳月を要するから、河川改修が終わるまでの間に今回のような決壊事故が再び起きないとは限らない。

では、どうすればよいのか。水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊である。一挙に決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差がある。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができる。堤防の決壊を防ぐための堤防強化が肝要なのである。

洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されている。堤防のコアに土とセメントを混ぜた地中壁をつくるソイルセメント工法や、堤防のコアに鋼矢板を打ち込むハイブリッド工法である。堤防 1 メートル当たりおよそ 50～100 万円の費用で堤防を強化できるとされている。

国交省が江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川の下流部で計画しているスーパー堤防は堤防 1 メートル当たりおよそ 2000～4000 万円の整備費用がかかるから、それと比べて格段に安い。実際にスーパー堤防はあまりにも整備に費用が嵩むため、遅々として進まず、「点」の整備しかできず、意味を失っている。しかも、居住者を工事期間中（3～4 年以上）立ち退かせるため、高齢者などにとって過酷な事業になっており、江戸川区北小岩一丁目地区の事業では住民から中止を求める裁判が起こされている。

ところが国交省は、堤防を越水する洪水が流れても耐えられる堤防（耐越水堤防）はスーパー堤防しかないとして、前述の安価な堤防強化工法の導入を拒否している。その理由は**土堤（どてい）原則**、すなわち、堤防は土で構成されるべきであり、異物を堤防のコアに入れると、長期的には変形し、はく離や空洞化が生ずるから、土以外の異物を入れてはならないというものである。しかし、堤防の応急強化策として、堤防の法尻に鋼矢板を打つことはよく行われていることであり、土堤原則は理由にならない理由である。

安価な堤防強化工法を認めてしまうと、スーパー堤防事業を推進する論拠が失われてしまうから、国交省は土堤原則を持ち出していると考えざるを得ない。

鬼怒川下流部のように流下能力が著しく不足している河川では、安価な堤防強化工法で堤防を強化することが急務であるが、それを拒んでいるのが国交省なのである。

内水氾濫対策の強化

今後の治水対策として取り組むべき重要な課題がさらに二つある。一つは内水氾濫対策の強化である。鬼怒川では今回、破堤が起きたが、利根川本川・支川の堤防からの越水は近年ではほとんどなくなっている。本川については 1949 年のキティ台風の後、過去 65 年間、本川からの越水はない。それにもかかわらず、台風などで大雨が降れば、利根川流域では浸水被害が絶えない。

たとえば、2011年9月上旬の台風12号で群馬県南部において記録的な大雨があり、伊勢崎市などで床上浸水14戸、床下浸水89戸の大きな被害があった。この浸水被害は被災地でのゲリラ豪雨によっていわゆる内水氾濫が起きたことによるものである。

内水氾濫とは、降った雨が掃け切れずに、その場で溢れてしまう現象を言うが、近年はゲリラ豪雨による内水氾濫が頻発している。これらの内水氾濫は、利根川本川・支川の水位が上昇して、川周辺の雨水排水の流入が妨げられたことによるものではない。本川・支川の水位は十分に低かったけれども、末端小河川・排水路の疎通能力を超える雨が降ったため、末端部で溢れてしまったのである。

この点で、内水氾濫による浸水被害の防止には、上流ダムによる洪水調節は何ら役に立たない。ダムで利根川本川・支川の水位を多少下げても、雨水排水系統の末端での氾濫の抑制には結びつかないからである。

内水氾濫対策として取り組むべきことは、末端の小河川・排水路の疎通能力の増強、雨水の貯留・浸透施設の設置、排水機場の強化などであるが、これらは予算規模が小さく、その整備が非常に遅れている。

流域治水の推進

今回の堤防決壊事故に限らず、近年の水害発生区域を見ると、河川のすぐ近くにあつて、氾濫の危険性のあるところに新しい家々が立ち並んでいる新興住宅地であることが少なくない。適切な開発規制がされていないのである。

この点で、建築規制、立地規制を治水対策の重要な柱としたのが、嘉田由紀子・前滋賀県知事が2014年3月に制定した「流域治水の推進に関する条例」である。

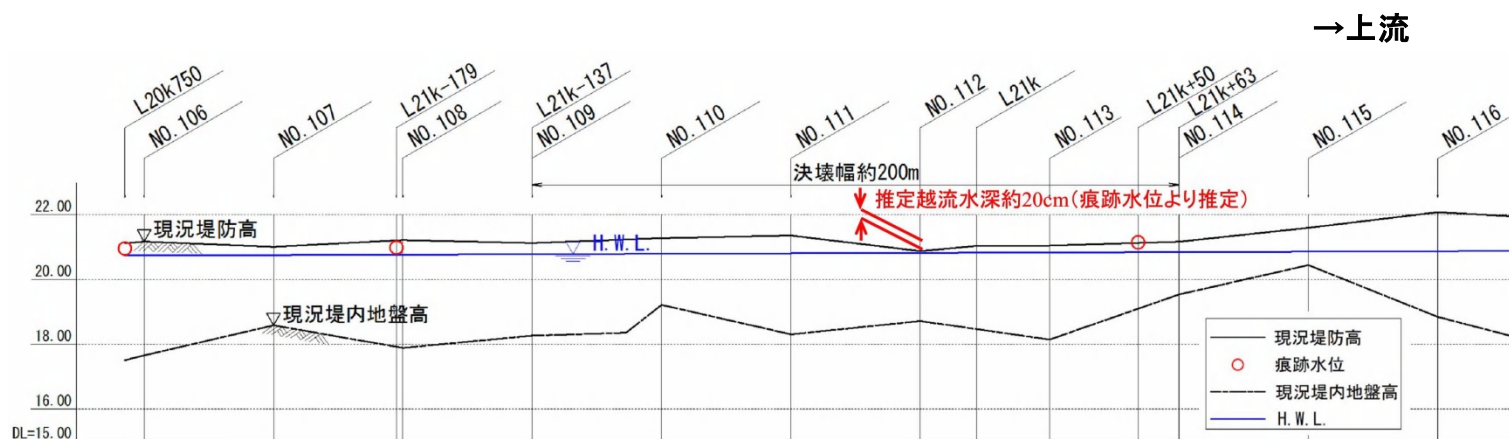
たとえば、この条例は、「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合、原則として区域内の住宅や福祉施設などの新築・増改築を許可しないとしている。

治水対策として建築規制、立地規制を行うのは画期的なことである。

以上述べてきたように、今後の治水対策の要は、安価な堤防強化工法による堤防の強化、内水氾濫対策の強化、建築規制・立地規制を念頭に置いた流域治水の推進の3点である。ダム建設等の大規模河川事業の推進に固執する現在の河川行政を根本から転換し、この3点を柱とする方向に変えない限り、鬼怒川の堤防決壊のような大きな水害が再び起きることになるだろう。

鬼怒川の堤防決壊箇所(左岸 21km付近)

最初に決壊した20m区間は、21km地点の下流側およそ10～30mのところで、堤防が周辺より一段と低かった。堤防が最も低いところから洪水が越流して川裏側の堤防川尻を洗掘し、決壊を引き起こした。



1 堤防に関する課題

① 流下能力不足区間への対応策「堤防決壊防止策」

今年9月10日に起きた鬼怒川の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足していて氾濫の危険性があるところでの決壊事故であった。ダム建設等の大規模河川事業の推進を優先し、速やかに行うべき河川改修を後回しにする偏った河川行政がもたらした決壊であると言っても過言ではない。

今後は河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきであるが、堤防の嵩上げや拡幅という通常の河川改修を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかるから、何十年という歳月を要する。河川改修が終わるまでの間に今回のような決壊事故が再び起きないとは限らない。

水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊であるから、通常の河川改修より、堤防決壊防止策に力を注ぐべきである。一挙に決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差がある。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができる。堤防の決壊を防ぐ対策が急務なのである。

② 超過洪水対策としての堤防強化（決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造）

国交省 社会資本整備審議会 河川分科会「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」の答申「水災害分野における気候変動適応策のあり方について」（平成27年8月）では、次のように述べている。

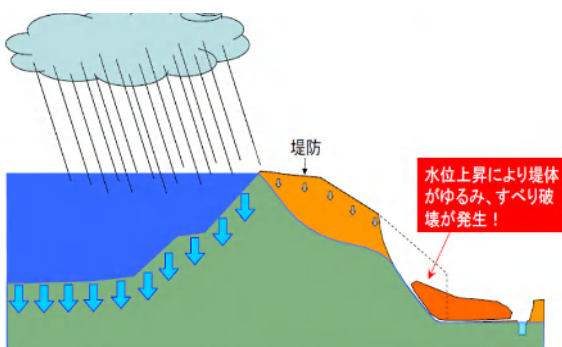
「気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇が懸念される。……現況の施設の能力を上回る外力の発生頻度が増加することにより、堤防決壊の危険性を増加させるような水位となる頻度が増加し、また洪水継続時間が長くなることも見込まれるため、堤防が決壊に至るまでの時間を引き延ばし、避難等のための時間をできる限り確保することを可能とするような堤防の構造について検討するべきである。」

〔注〕現在の堤防は、計画高水位（利根川の場合は堤防天端－2m）を超える洪水が来ると、計画上は破堤することになっている。

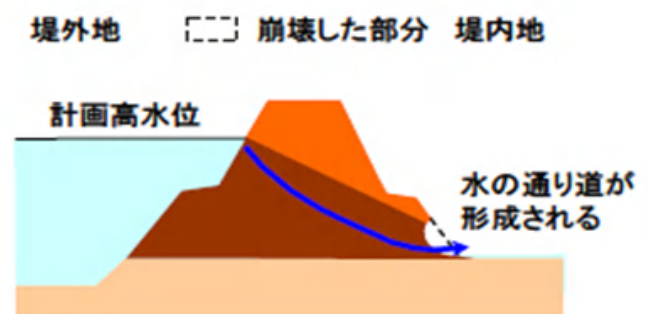
③ 脆弱な堤防の強化が急務

利根川・江戸川の本川を例にとると、洪水時に、浸透による破堤（すべり破壊、パイピング破壊）の危険性がある堤防が6割に及んでおり、浸透防止の堤防強化が急務となっている。

すべり破壊



パイピング破壊⁶⁰



2 耐越水堤防

(1) 比較的低コストの堤防強化工法

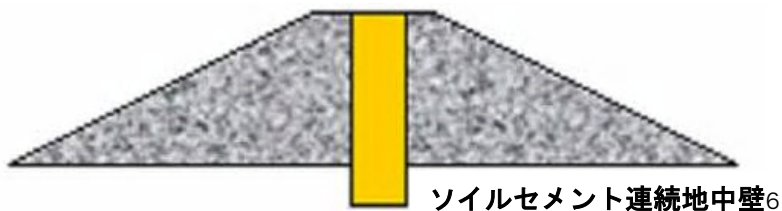
1メートル当たり 50～100 万円程度 (←→スーパー堤防の整備費用 2,000～4,000 万円)

1) ソイルセメント連続地中壁工法

ソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置して堤防を強化する工法である。代表的な工法としてTRD工法とパワーブレンダー工法である。

① TRD工法

(Trench cutting Re-mixing Deep wall)



② パワーブレンダー工法

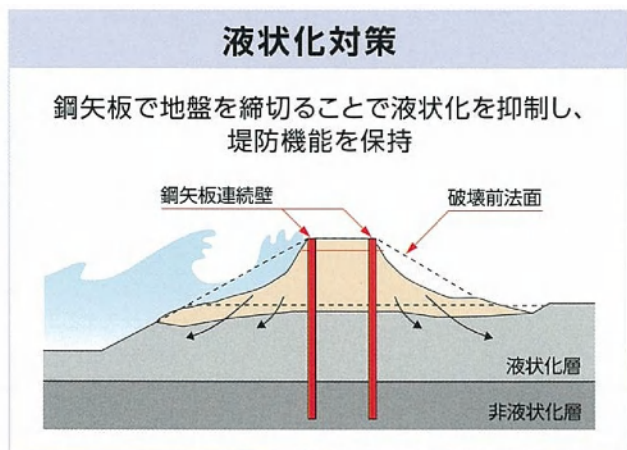


2) ハイブリッド堤防（鋼矢板）

鋼矢板による堤防補強はよく行われていることであるが、鋼矢板を堤防中心部に設置するハイブリッド堤防は土の堤防に異物を入れるという理由で、国交省は認めていない。

しかし、海岸堤防の液状化対策として実施されている例がある。(高知県高知市の仁ノ海岸堤防のインプラント堤防)

インプラント堤防は高度な鋼矢板工法であって、仁ノ海岸堤防の例では1メートル当たり 200 万円程度の工費になっている。

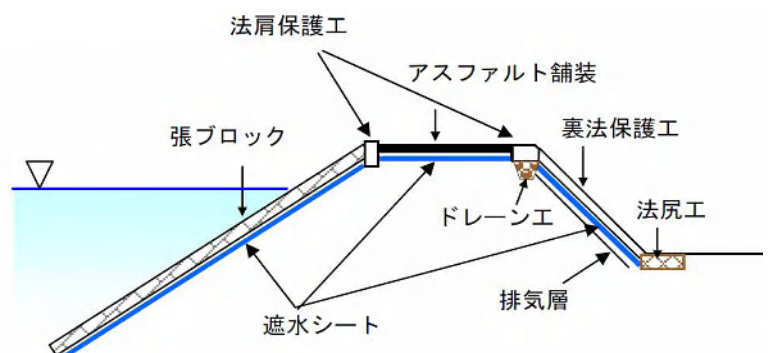


(2) 鎧型堤防

例. 雲出川の耐越水堤防

(淀川流域委員会の資料より)

延長 約 1.1 km、事業費 約 48 億円
(1999 年度に完成)



3 スーパー堤防（高規格堤防）

（１）高規格堤防の見直し

2011 年に高規格堤防事業の見直しが行われたが、結局、**首都圏・近畿圏の 5 河川（江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川）の下流部において延べ 119 km の高規格堤防の事業を進めることになった。**しかし、その整備は巨額の費用を要するため、完成まで何百年という気が遠くなるような期間が必要である。

今後の高規格堤防整備区間

河川名		下 流		上 流		延長 (m)
利根川	右岸	—				—
	左岸	—				
江戸川	右岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	水元公園付近 (県境付近)	葛飾区	22,043
	左岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	市川市国府台付近	市川市	
荒 川	右岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江東区	国道17号BP笹目橋付近	板橋区	51,899
	左岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江戸川区	菖蒲川合流部付近	川口市	
多摩川	右岸	多摩運河付近	川崎市川崎区	国道1号多摩川大橋付近	川崎市幸区	15,322
	左岸	海老取川合流部付近	大田区	国道1号多摩川大橋付近	大田区	
淀 川	右岸	大阪市西淀川区百島地先	大阪市西淀川区	JR東海道本線橋梁付近	大阪市淀川区・東淀川区	22,796
	左岸	大阪市此花区西島地先	大阪市此花区	下島公園付近	守口市	
大和川	右岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	大阪市住之江区	南海高野線橋梁付近	大阪市住吉区	6,906
	左岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	堺市堺区	南海高野線橋梁付近	堺市堺区	
計						118,967

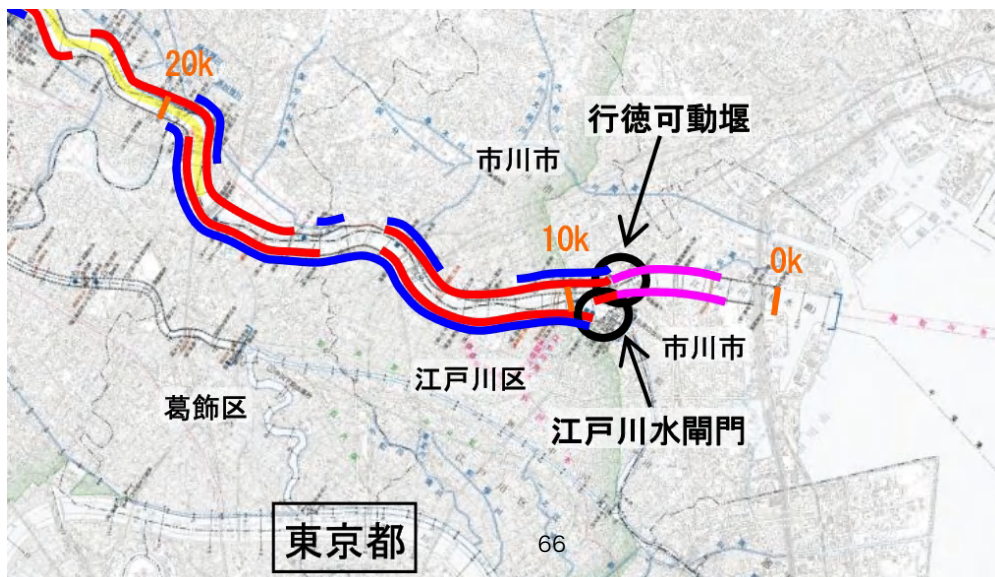
（２）江戸川のスーパー堤防 延べ 22 km（左岸 8 km、右岸 14 km）

江戸川でも下流部で延べ 22 km の高規格堤防事業を進めることになったが、北小岩一丁目の単価 1 メートル当たり 4,000 万円（120m で 47 億円）を使うと、今後、8,000 億円規模の事業費が必要となり、計画通りの実施は到底困難である。（国交省の資料によれば、江戸川で完成済みの区間は延べ 1.64km）

表5-8 高規格堤防に係る施行の区間

河川名	左右岸	下流端	上流端	機能の概要
江戸川	右岸	JR 京葉線橋梁 (0.4k) 付近	水元公園 (19.8k) 付近	超過洪水対策
	左岸	JR 京葉線橋梁 (0.4k) 付近	市川市国府台 (14.2k) 付近	

※高規格堤防については、まちづくりとの共同事業であるという特殊性を踏まえ、まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ整備するものとする。



(3) 江戸川区北小岩一丁目スーパー堤防事業の強制立ち退き問題

江戸川区北小岩一丁目スーパー堤防事業では住民の強制立ち退きが大きな社会問題になっている。

強制排除の苦い後味

スーパー堤防建設に合わせて土地区画整理事業を進める江戸川区が、予定地に残る民家の強制排除に踏み切った。区は住民への説明を続け、悩んだ末に立ち退いた人もいる。とどまる住民の心も揺れる。

会社員の岩井圭太さん(58)は8月26日、北小岩一丁目にあった木造家を建て延べ68平方メートルの家を区に明け渡し、千歳市内の仮住まいに引っ越した。元の家はすでに解体され、更地になった。この地で育った。小学の寮に移った約40年前、父親が買ったのが、その家だった。就職後、10年ほど同じい家を離れ、戻ってきたのは8年前。母はすでに他界し、父も離れた。父ももろ前に亡くなった。妻が家を譲るころ、スーパー堤防の計画を文から聞いた。現在の堤防は高さ5・2メートル。この堤防を水が越えてくるなんてあり得るんだらうか。区の説明会に足を運んだが、納得できなかった。北小岩地区の約100世帯の範囲をめぐっては昨年5月、国土交通省が盛り土を施し、区がその上に宅地を整備することが決まった。堤防沿いの住民は同年末までに立ち退くよう求められた。5月の時点で6棟あった建物は12月に20棟余りに

減り、今年6月には6棟を残すのみとなった。区は7月、岩井さん宅から20メートル空家の強制解体に踏み切った。そのころ岩井さんに立ち退きを求める3度目の催告書が区から届いた。「次は私が、不安定な家だ、一人が住む家は前車に踏み込まないだろう」とたかをくくっていた。

7月末、区担当者は「8月19日」と期限を切った。「住民の意向はお察しなしなんだ。岩井さんは事実上の最後通告を受け取った。戻らなければ、家財道具を運び出し、家から追い出される。仕事や通院の便に関係なく仮の住まいを指定され、そこに入るしかない。理不尽に思える事業のために生活を壊されるのは耐え難かった。交渉の結果、8月26日までに家を明け渡すことで折り合った。明け渡しの日、岩井さん

は訴えた。「区は『話し合いが実り、ご理解いただいた』と言わなければならない。納得などしていない。スーパー堤防の必須地は隣同士の残り、区が面への不届が極まった。追い詰められて出て行く住民がいることを知ってほしい」



追い詰められ立ち退き…「納得していない」

スーパー堤防

「2010年に1回の洪水に備える」として、堤防の両側に盛り土をして傾斜を緩やかにすることで、洪水で水が裏の盛土を破れたら、崩壊した。国土交通省が1980年代に整備を始めた。民主党政権下の2010年時点で、首都圏・近畿圏の6周の87.8%を整備する計画になっていた。事業は分けて「整

具を運び出し、家から追い出される。仕事や通院の便に関係なく仮の住まいを指定され、そこに入るしかない。理不尽に思える事業のために生活を壊されるのは耐え難かった。交渉の結果、8月26日までに家を明け渡すことで折り合った。明け渡しの日、岩井さん

は訴えた。「区は『話し合いが実り、ご理解いただいた』と言わなければならない。納得などしていない。スーパー堤防の必須地は隣同士の残り、区が面への不届が極まった。追い詰められて出て行く住民がいることを知ってほしい」

具を運び出し、家から追い出される。仕事や通院の便に関係なく仮の住まいを指定され、そこに入るしかない。理不尽に思える事業のために生活を壊されるのは耐え難かった。交渉の結果、8月26日までに家を明け渡すことで折り合った。明け渡しの日、岩井さん

は訴えた。「区は『話し合いが実り、ご理解いただいた』と言わなければならない。納得などしていない。スーパー堤防の必須地は隣同士の残り、区が面への不届が極まった。追い詰められて出て行く住民がいることを知ってほしい」



家の片付けを終え、悩んだ日、家を振り回す岩井さん(8月24日)



とどまる住民も揺れる

区が強制的に解体したのは空き家1棟にとどまる。スーパー堤防に反対してきた住民の3組が4棟で今も残る。区は個別に説明を続けている。住民に立ち退きを求めた通知の取り消しを求める訴訟の原告団長、高橋新一さん(55)は、今年9月6日に東京地裁で開かれた口頭弁論の後、立ち退きに反対することを改めて、区側に話しかけていることを区役所に明かした。「考えたら寝られない

る。国土交通省の盛り土事業は遅延している。区の居抜き工賃割を受け、国土交通省は1月上旬に予定地の一部の盛り土事業を業者に残した。着工できている。区は、盛り土の上で宅地を整備して16年5月に竣工と住民に約束している。区幹部の面では「期限を越えるだろう」との見方が強まっている。区は北小岩に高さ2・5メートルの堤防を築き、下流の葛飾公園地区で土地区画整理と緑地や道路の整備をスーパー堤防と一体で進める事業を近く本格化させる。11日夜、葛飾公園地区の住民が区側を招いて開いた説明会。『どうせスーパー堤防の計画は変えないでしょ』『何言ってもかかる事業に協力する気になれない』。住民からあきまめと反発が交錯した。北小岩への強硬策によって、今後事業の対象になる地域の住民が反対運動を起し、国や区に反対は事業を進めにくくなる懸念も出ている。山口副長は「段々だったとしても、さあ街づくりを小岩、葛飾でやらなく、次に何が来ない」と話す。(佐藤)

○ 国交省が依拠している土木学会の見解

耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会報告書 平成 20 年 10 月 27 日 社団法人 土木学会

「①堤防の中心部に粘性土や混合処理・改良土をコアとして入れるもの

②矢板を縦断方向に連続壁として入れるもの

①、②によるコア型の堤防を越水対策とする場合には、盛土構造として整備された堤防を、矢板やコンクリートを用いて内部を連続壁化する、あるいは盛土の一部を混合処理して連続壁化することにより自立させるものであり、わが国においても、表法尻に矢板やコンクリート壁を打ち込んだ例はあるが、これは堤外地から堤防基礎地盤への浸透水の遮水機能を期待するものであり、越水対策とはなっていない。また、堤体中央へのコアの導入は、わが国の堤防が地盤条件の悪いところに施工されるため長期的に変形すること、地震の作用を受けることが通常であり、盛土内に異物が混入した場合にはそこに剥離、空洞化が発生しやすいことから、技術的に難しいとされる。また、降雨により湿潤状態におかれることが多く、より軟質になりやすい地中での硬質部分は堤体土質と馴染ませにくい、間隙を発生し易くしてしまう可能性など、漏水・浸透を防ぐコア材としての品質や機能の長期的な確保が難しい。堤防が長大ともなれば、こうした弱点箇所が発生する可能性が高くなる。このため、長大な河川の堤体内に越水対策としてのコア工法を用いることは困難との結論が導かれる。例え、このような困難な点が解消されたとしても、越水によって裏法部が順次洗掘されていった場合、コア部分が外水圧に耐えて自立状態を維持できるかどうかの評価されていないと破堤に対する安全性は担保できないが、力学的に考えてこれは不可能に近いと判断される。」

○ 土木学会の見解「改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生等の問題」の根拠データについて

【国交省への質問】 有力な堤防強化技術であるパワーブレンド工法について同工法の協会は国交省のヒアリングに対して、「堤体に施工できるかと言われれば施工は可能であるが、土木学会の見解にある改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生等の問題を解決するイメージは付かない」と答えている。しかし、土木学会の見解を見ると「改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生等の問題」があると書いてあるだけであって、その根拠データは何も示されていない。言わば憶測で問題を語っているに過ぎない。国交省として、土木学会に対して、実際にそのような問題が起きるのかどうか、実験で確かめることを求める必要があると考えるが、このことについて国交省の見解を示されたい。

【国交省の答】 改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生は、工学的に見て、一般的に起こりうる事象であると考えています。なお、土木学会の見解は、土木学会の性格を考慮して、信頼性の高いものであると考えています。

○ 堤防の土堤原則の根拠法令について

【国交省への質問】 堤防の土堤原則の根拠となる法令として、国交省から、河川管理施設等構造令第十九条（材質及び構造）「堤防は、盛土により築造するものとする。」という規定が示されているが、この規定がどのような理由で設けられたのかを明らかにされたい。また、この規定は例外を一切認めない規定であるか否かを明らかにされたい。

【国交省の答】 我が国の河川堤防は、土は大量かつ安価に入手しやすい材料であること、地盤の変化に追従できること、地震等により壊れた場合の復旧が容易であること等により、土で築造することを原則としています。

また、河川管理施設等構造令第十九条において、「堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、高規格堤防以外の堤防にあつては、土地利用の状況 その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。」と規定されています。

○ TRD工法およびハイブリッド堤防（鋼矢板）の実施例と土木学会の見解について

【国交省への質問】 有力な堤防強化技術であるTRD工法は大河津分水の洗堰新築工事で、ハイブリッド堤防（鋼矢板）は仁ノ海岸堤防改良工事ですでに導入されている。国交省は、これらは一般の河川堤防とは異なる条件であったから、導入されたと答えているが、上記の土木学会の見解が指摘する「改良土と堤体土の剥離や空洞化の発生等の問題」が事実ならば、大河津分水の洗堰新築工事や仁ノ海岸堤防改良工事でも問題になるはずである。これらの工事では土木学会の見解が指摘することがなぜ問題にならないのか、その理由を明らかにされたい。

【国交省の答】 土木学会の見解は、「長年にわたる洪水の作用に対応して来た結果として、嵩上げあるいは拡幅が繰り返されてきた堤防であり、堤内地からの高さが概ね5mを越え、10kmを越えるような大きな延長を有する盛土構造の堤防」を検討対象としています。

大河津洗堰改築事業でのTRD工法は、堤防強化技術ではなく、河川敷内の掘削工事において、工事期間中の地下水の遮水を目的とした一時的な仮設工法として用いられたものです。

高知海岸では、海岸堤防に作用する波浪の打ちあげや津波による高水位継続時間は短時間であり、浸透破壊の外力作用時間が短いことから、液状化に伴う地盤及び堤体の変形を抑制するための二重矢板工法による対策を実施することとしたものです。海岸堤防と河川堤防は目的、機能、構造型式等に違いがあり、それぞれ適切な工法、材料を用いて整備されています。

このように、土木学会の見解とは、対象が異なっており、それぞれの目的や機能等に合わせ、適切な工法、材料を用いて検討されていると考えています。

○ 現実に求められている「破堤しづらい堤防」の技術について

【国交省への質問】 土木学会の結論を読むと、「堤防で越水が生じた場合、計画高水位以下で求められる安全性と同等の安全性を有する耐越水堤防とすることは、現状では技術的に見て困難である。」と書かれている。しかし、必要とされている耐越水堤防は必ずしも「計画高水位以下で求められる安全性と同等の安全性」を有する完全な堤防ではない。洪水が越流した時に、避難の時間が十分に確保できる、破堤しづらい堤防にすることが現実に求められている課題である。したがって、この土木学会の見解とは別に、破堤しづらい堤防の技術の現状をあらためて調査して評価する必要がある。

社会資本整備審議会河川分科会「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」の答申「水災害分野における気候変動適応策のあり方について」（平成27年8月）は、現況の施設の能力を上回る外力に対応するため、「決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造」を検討することを求めている。

国交省は「決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造」についてどのような取り組みを行う考えなのか、具体的な取り組み計画を明らかにされたい。

【国交省の答】 決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造については、社会資本整備審議会の答申を踏まえ、今後、検討していくこととなります。なお、現在は、堤防の信頼性を向上させる観点から、堤防への浸透を防止するための遮水シートの設置、堤防から浸透水を速やかに排除するためのドレーンの設置、堤防を侵食から防護するための護岸の設置などを進めるとともに、堤防強化対策を効率的・効果的に実施するため、被災の危険度が高い箇所を抽出する手法等の検討に取り組んでいます。

○ 耐越水堤防の技術について

【国交省への質問】 国交省は耐越水堤防の技術として現在はスーパー堤防以外の技術を持ち合わせていないと答えている。ということは、江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部のスーパー堤防計画区間119km以外の河川については耐越水堤防へ強化する計画、見通しが全くないことを意味すると考えられるが、このことについて国交省の見解を示されたい。

【国交省の答】 堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルではスーパー堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。

したがって、現時点では、スーパー堤防以外の区間の耐越水堤防の計画はありません。

○「地先の安全度」とは？

地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。平成24年9月18日～平成25年8月13日に各市町毎に公表したものです。

どれくらいの雨の時にご自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものです。

例えば、10年に一度程度降る雨(概ね1時間に50mm)、100年に一度程度降る雨(概ね1時間109mm)が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧くださいことができます。

一級河川が溢れる洪水に加えて、普通河川や農業用排水路など、身近な水路の氾濫(内水氾濫)なども想定したものです。たとえば、一級河川の溢水や破堤はなく、内水氾濫だけで浸水深が深くなると予想される区域は、一級河川の整備がすすんでも地先の安全度マップに変化は生じません。

○「浸水警戒区域」とは？

「地先の安全度マップ」を踏まえ、200年確率の降雨があった場合に人命被害を生じるおそれが判明した区域に対し、指定をおこなおうとするものです。

浸水警戒区域では、浸水に対して安全な建築としていただくよう条件を設定したいと考えています。水害リスクの明らかになった地域に対して、県が支援制度を創設し、責任を持って対策をするということを示すのが区域指定です。

○「建築制限」とは？

「浸水警戒区域」の中で住宅や社会福祉施設等を作る場合、水害リスクに対して適切な対応がされ、安全な住まい方がされる条件をクリアしているかどうかを県がチェックする「許可制度」ことです。

右の写真をご覧ください。右の家屋は平屋なので軒下まで水没しています。一方、左の家屋は、2階建てなので、水があがってきても避難空間が確保できています。

水害リスクの高い区域では、軒下まで浸水するような建物は、大雨の時には命にかかわるので止めておく、逃げ遅れた時のために避難空間を確実に確保しておく、という「安全な住まい方」をルール化しています。

○「浸水警戒区域」の指定は、どのようにおこなわれるのですか。



区域指定の手順

かならず**水害に強い地域づくり協議会**での検討を経てから、区域指定がおこなわれます。



区域指定にあたっては、具体的に議論を重ね、合意形成を図ったうえで「水害に強い地域づくり計画」を策定することとしております。

○ なぜ「200 年確率の降雨」を対象とするのですか。

「200 年確率の降雨」は、最大規模の災害を想定して設定したものです。

200 年に 1 回という確率は、30 年間では 14%の確率でありうるということです。100 年間では 39%です。3 人に 1 人は、親子 3 代のうちに、命に係わる危険性のある水害に遭遇する可能性を示す数字です。

1. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 1 年間におこる確率は、 $1 \div 200 = 0.5\%$ です。
2. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 1 年間におこらない確率は、 $100\% - 0.5\% = 99.5\%$ です。
3. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 30 年間に一度もおこらない確率は、 $99.5\% \times 99.5\% \times \dots$ (30 回繰り返す) $\dots \times 99.5\% = 86.0\%$ です。
4. 「200 年に 1 回おこる災害」が、今後 30 年間におこる確率は、 $100\% - 86.0\% = 14\%$ です。

○ 「浸水警戒区域」の中では、新たに建物は建築できないのですか。

建築できます。次に示す建物は条例に定める条件をクリアしていただきたいと考えています。

1. 住宅 2. 社会福祉施設 3. 特別支援学校および幼稚園 4. 病院、診療所および助産所
販売所や工場など、上記以外の建物については、条件を設けることはありません。

○ 「浸水警戒区域」の中にある既に建っている住宅は、建て替えないといけないのですか。

将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。地盤盛土等の対策を行い、想定水位以上の高さに避難できる空間を確保してください。

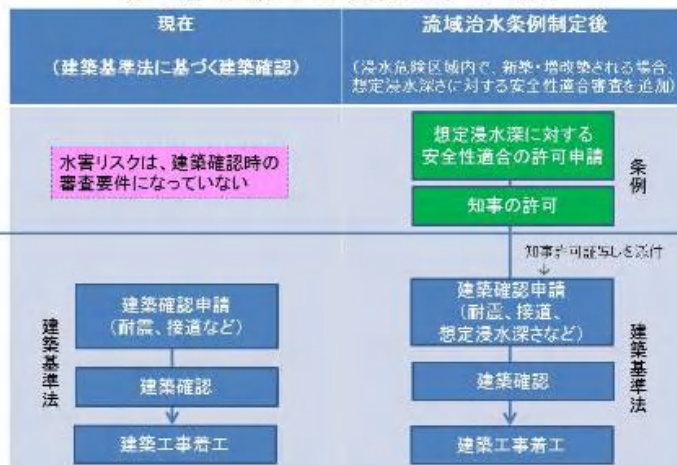
または、地域防災計画等に位置づけられた避難場所など、浸水が生じた場合に確実に避難できる要件（広さ、距離、経路、管理状況等）を満足する避難場所が付近にある必要があります（ただし、社会福祉施設等は除きます）。

「建築制限」は、上記（右図）

の条件を満たし、水害リスクに対応した安全な住まい方がされるかどうかを県がチェックする制度です。



建物を建てる際の手続



○ 「浸水警戒区域」で地盤の嵩上げをして家を建てる場合、どれくらいの嵩上げが必要ですか。

2 階建ての場合、想定浸水深が 3 メートルの

ところであれば最高で2センチ、4メートルのところであれば最高で1メートル2センチです。

○「浸水警戒区域」の中で住宅等を建築する場合、どのような手続きが必要なのですか。

従来の建築確認申請の前に、知事あてに想定浸水深に対する安全性適合の許可申請をしていただくこととなります(条例第14条)。

水害リスクは、現行の建築確認手続きの中の審査要件になっていないため、建築確認申請の前に行っていただきます。

○ なぜ住民に罰則を掛けるのですか。

現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある災害危険区域制度のうち、出水に係るものを抜き出して「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に移すという法制度上の操作をしています。このため、現行法制との整合性を維持するよう、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を「滋賀県流域治水の推進に関する条例」でも規定しようとするものです。

したがって、新たに特別な罰則規定を創設するものではありません。

ただし、条例上の罰則については「当分の間、適用しない」こととしました。

しかし、浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用されます。(罰則：20万円以下の罰金)

本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の規制は、建築基準法の罰則で担保されることになります。

この場合であっても、罰則については、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われる場合に適用になります。

○「浸水警戒区域」に指定された区域に対し、県として支援を考えていますか。

「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度としては、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」を検討しています。

「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成しようとするものです。

「避難場所整備事業」は、「浸水警戒区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)を行う際に県が費用の一部を助成しようとするものです。

浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

・ 宅地嵩上げ浸水対策促進事業

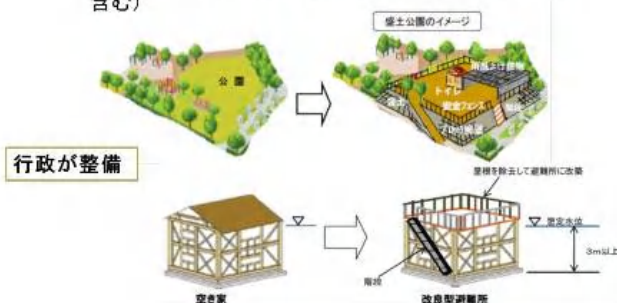
- 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成



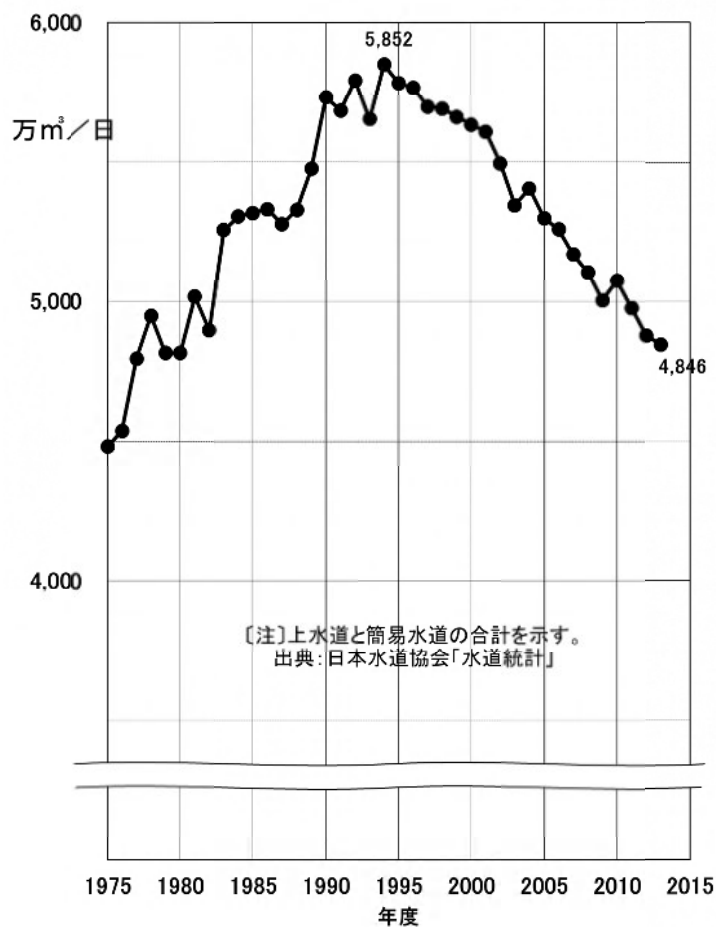
浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

・ 避難場所整備事業

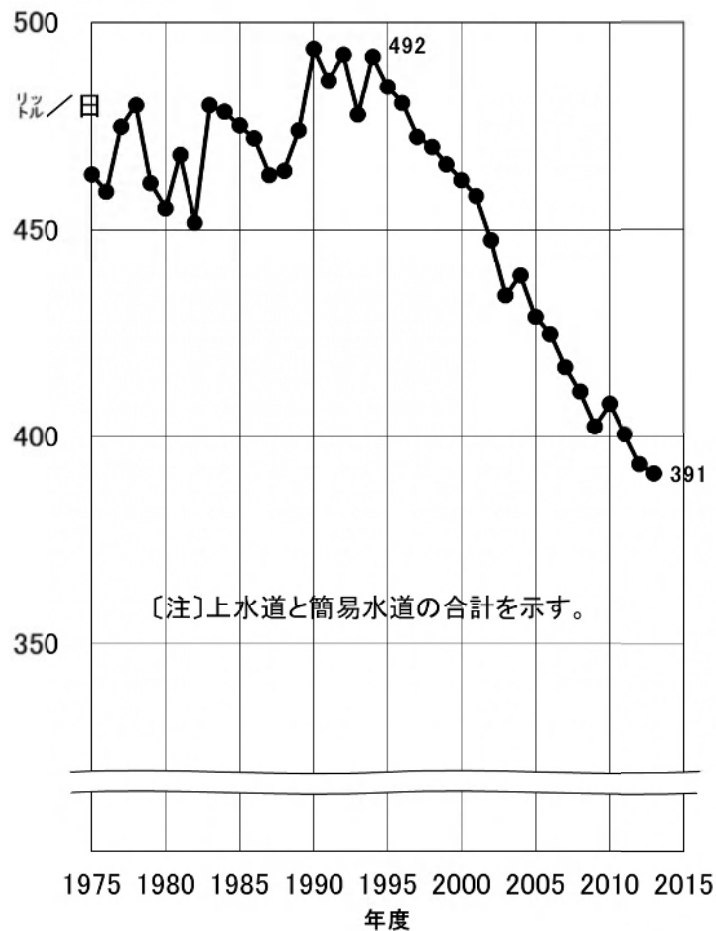
- 「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)



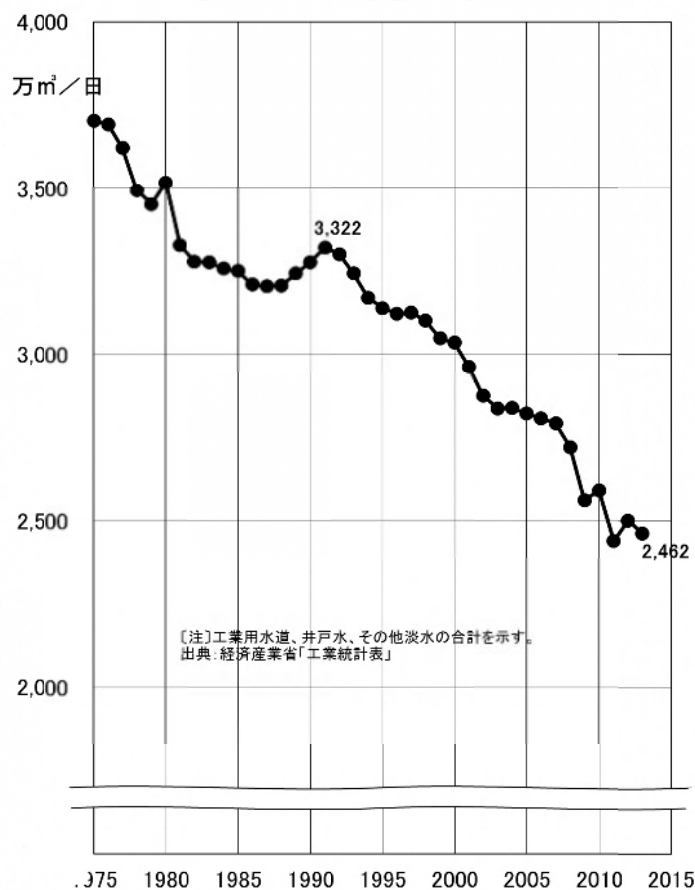
全国の水道の一最大給水量の推移



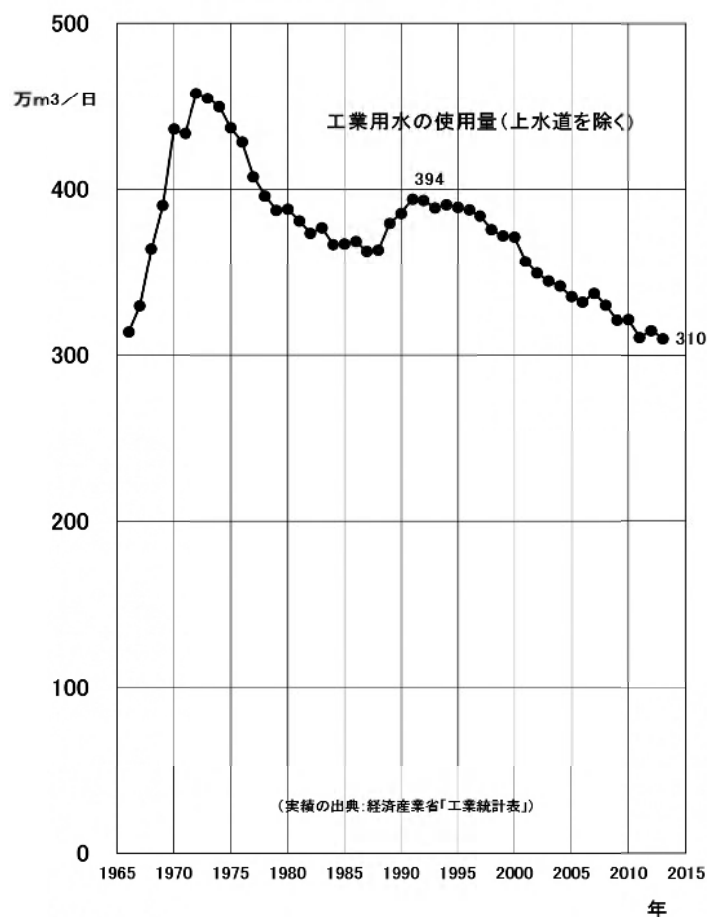
全国の水道の一人一日最大給水量



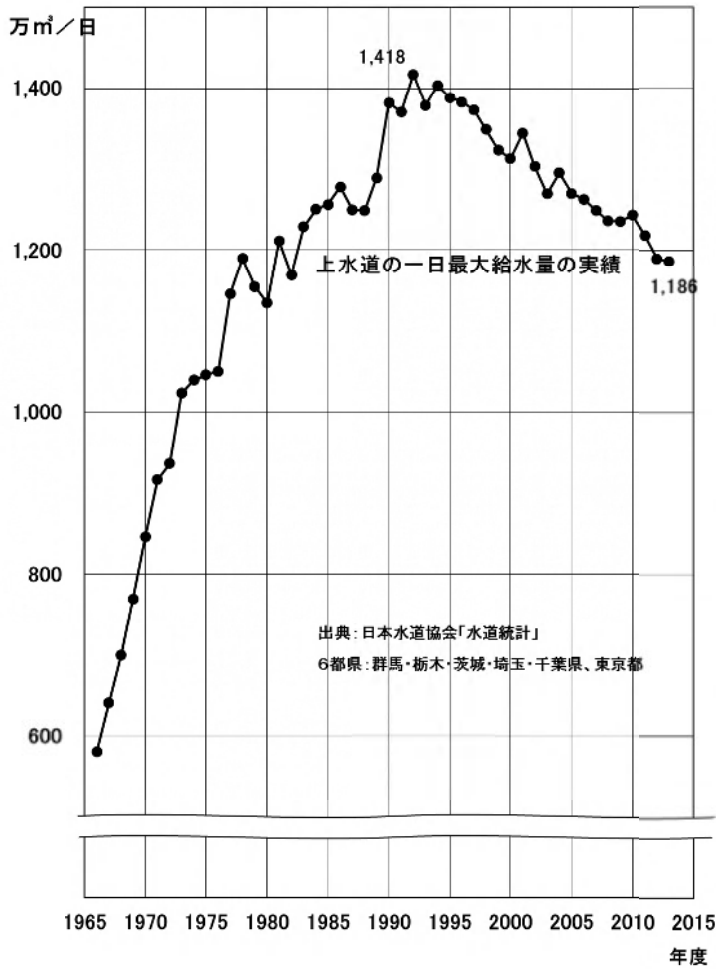
全国の工業用水の使用量の推移



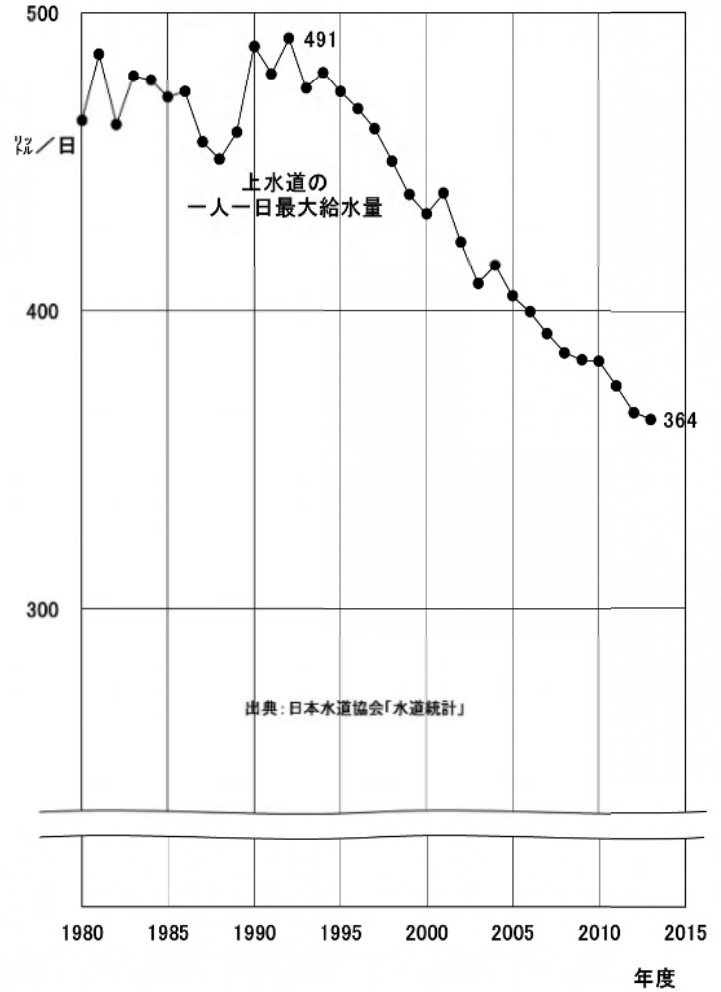
利根川流域6都県の工業用水の動向



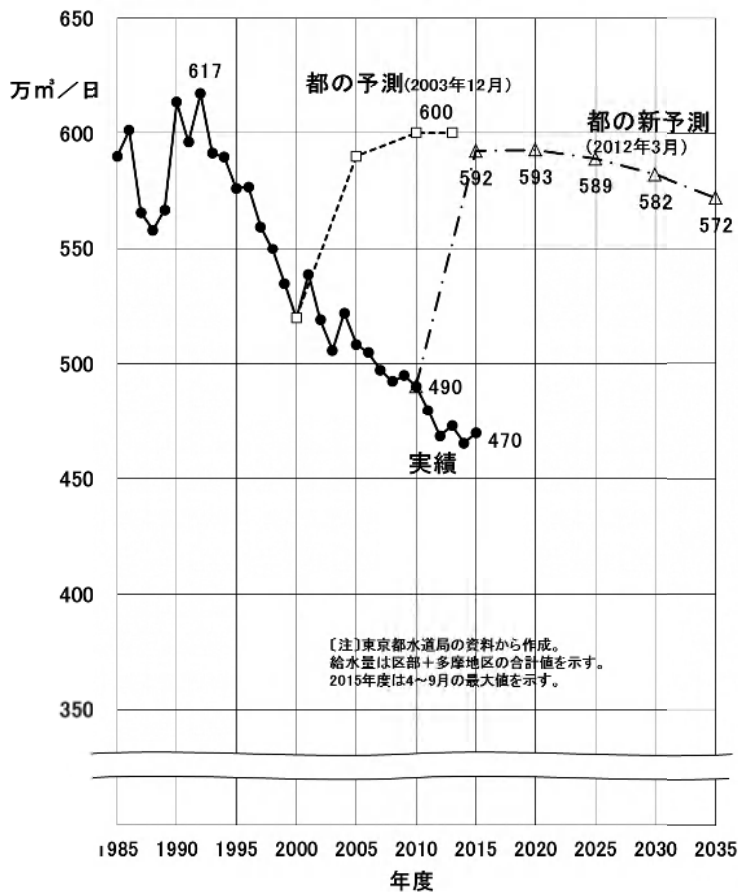
利根川流域6都県の水道用水の推移



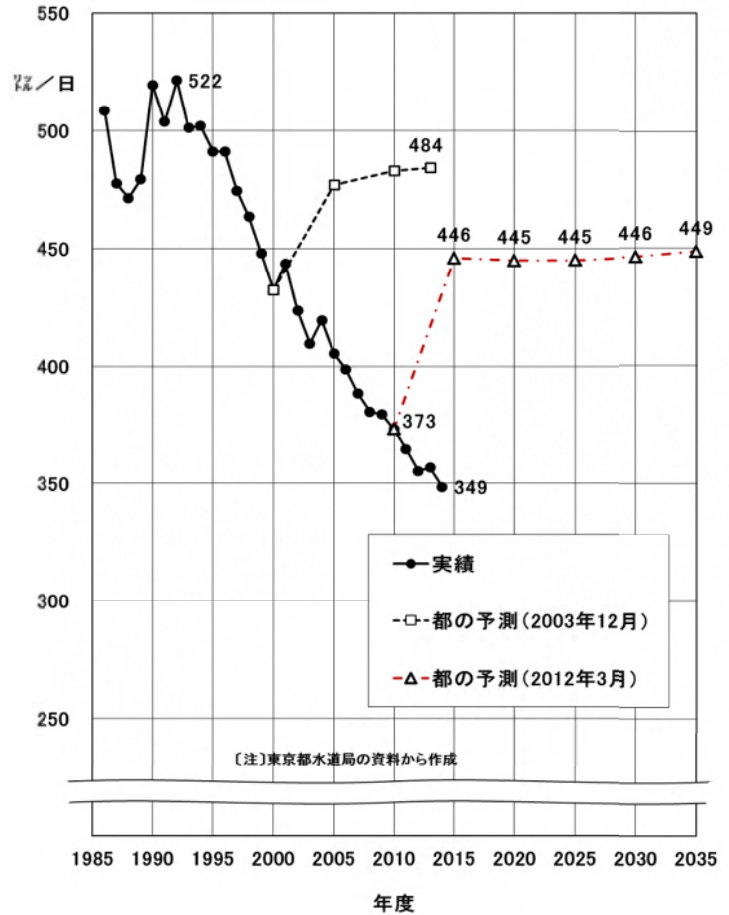
利根川流域6都県の一人あたり水道用水の推移



東京都水道の一日最大給水量の実績と予測

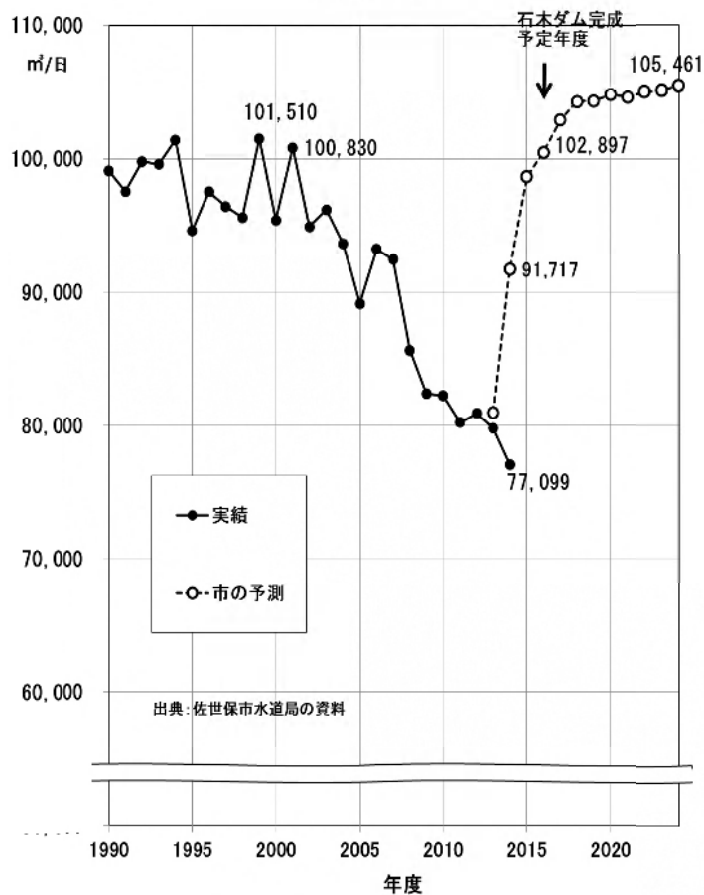


東京都水道の一人一日最大給水量

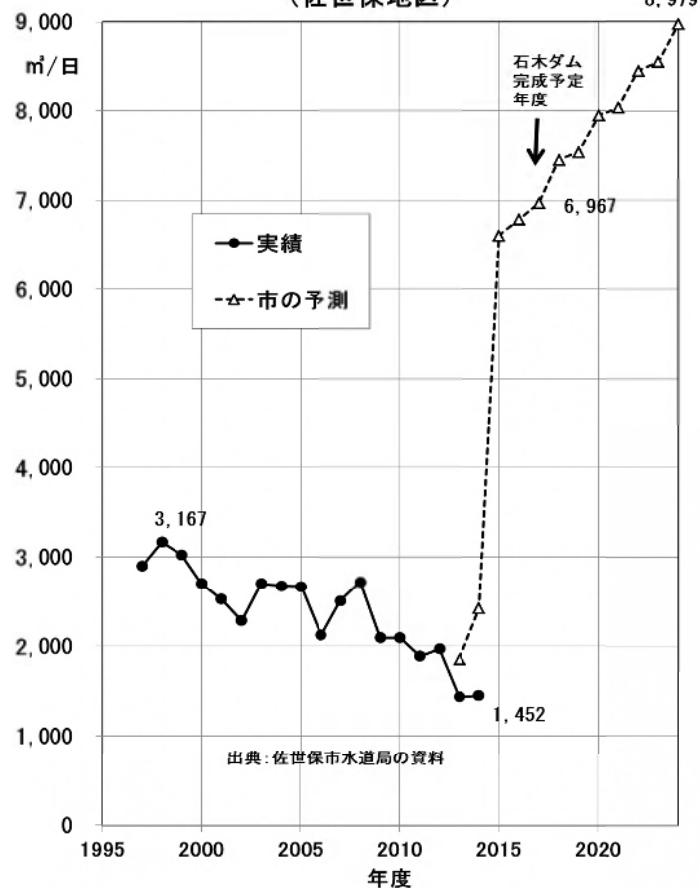


石木ダム建設事業に参画している佐世保市の水需要の実績と予測

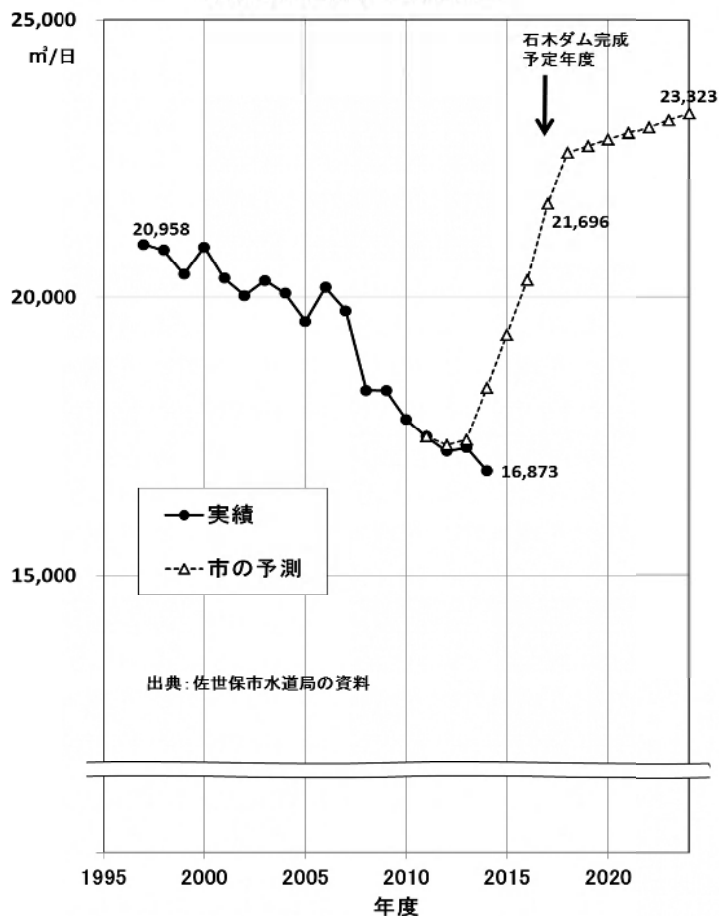
佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測
(佐世保地区)



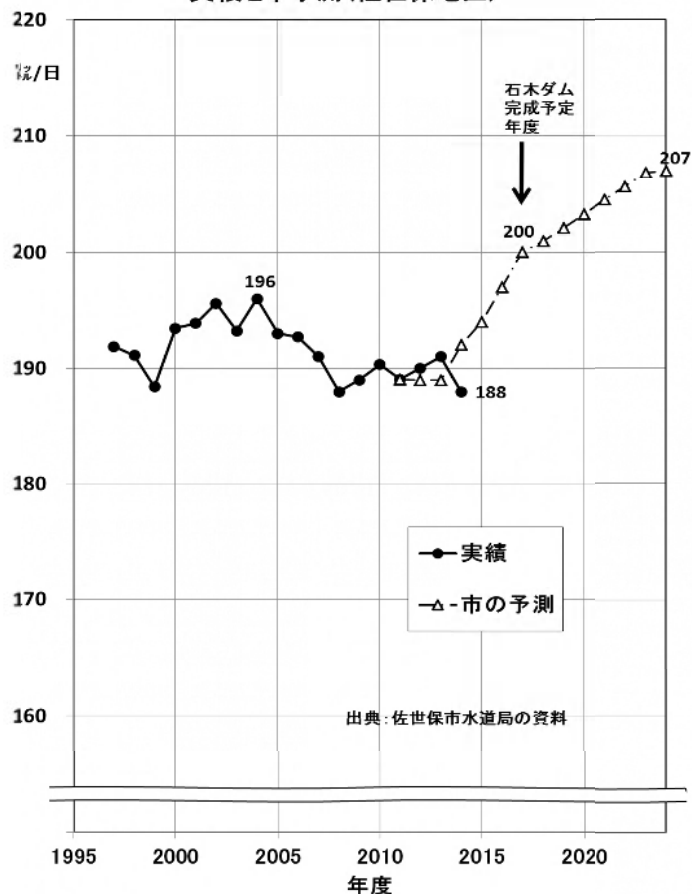
佐世保市水道の工場用水の実績と市予測
(佐世保地区)



佐世保市水道の業務営業用水の実績と市予測 (佐世保地区)



佐世保市水道の一人あたり生活用水の実績と市予測 (佐世保地区)



当別ダム完成後に架空予測をやめた札幌市水道

1 札幌市水道と当別ダム

当別ダムは北海道が石狩川支流「当別川」に建設したダムで、水道用水の開発、当別川の洪水調節等を目的としている。水道用水は、石狩西部広域水道企業団が当別川から取水して浄水を4市町（札幌市、石狩市、小樽市、当別町）に供給するもので、計画給水量77,800 m³/日のうち、44,000 m³/日（57%）は札幌市水道分である。当別ダムの2012年度完成に伴い、同企業団からの給水は2013年度から開始されたが、4市町のうち、札幌市は2025年度からの給水予定となっている。

2 2007年度の札幌市の水需要予測

石狩西部広域水道企業団は当別ダム建設事業に参画し、4市町に浄水を供給する水道用水供給事業に関して2007年度に再評価を行い、事業の継続を妥当とした。

この再評価の報告書に記された札幌市水道の水需給計画は図1のとおりである。一日最大給水量の実績が1990年代後半から変動はあるものの、60～67万m³/日で推移し、増加傾向がなくなっているにもかかわらず、札幌市の予測は2007年度以降増加し続けて、2025年度には現保有水源83.5万m³/日を超え、当別ダムの水源が必要になるというものであった。

なお、この現保有水源83.5万m³/日は【補遺】に述べるように、当別ダムへの参画の理由をつくるために、現保有水源の一部を切り下げたものであり、本来は96.5万m³/日の自己水源を保有していた。

【補遺】豊平川水道水源水質保全事業による保有水源の一部カット

この事業は、ヒ素を含む湧き水等の影響を小さくするため、豊平川上流の水の一部をバイパス管で白川（しらいかわ）浄水場下流に導く事業で、この事業によって豊平川の水源地が13万m³/日減ることになった。本事業の費用は183億円にもなる。札幌市水道水のヒ素は基準値を超えることは無く、さほど問題とすべきことではない。札幌市は当別ダムへの参加の理由をつくるため、保有水源の一部を切捨て、同時に183億円という大きな事業をつくり出したのである。

3 当別ダム完成後の札幌市の水需要予測

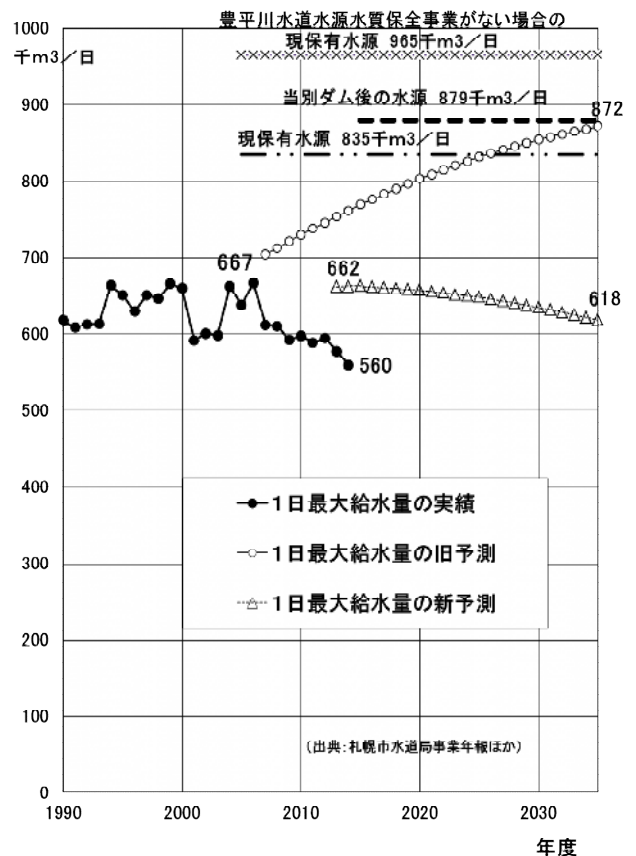
2012年10月に当別ダムが竣工し、2013年4月から石狩西部広域水道企業団から浄水の供給が開始された。

当別ダムへの参画の是非が今さら問われることはないとは判断したのであろうが、札幌市水道局は2014年2月26日の札幌市営企業調査審議会（水道部会）に提出した「次期中期計画の策定」において、新たな水需要予測を示した。それは図1のとおり、水需要が急速に増加していくとした従前の予測を完全に否定して、水需要が次第に減っていくというものであった。

この新しい予測は2015年3月27日策定の「札幌水道ビジョン」にそのまま盛り込まれた。

ただし、予測の大幅な下方修正により、水需給計画上は当別ダムの水源が不要となるが、「札幌水道ビジョン」では豊平川以外の水源の分散配置という新たな理由を持ち出して当別ダムの水源が必要だと

図1 札幌市水道の給水量の実績と予測



している。しかし、札幌市は豊平川に水源のほとんどを依存する方式を過去約 80 年間続けてきているのであって、それで問題が今まで起きたことはない。杞憂の話に過ぎない。

4 2007 年度と 2013 年度の予測の違い

上述のように、札幌市の 2007 年度と 2013 年度の水需要予測が大きく違っている。なぜ、一日最大給水量の予測にこのように大きな差が生じたのであろうか。図 2、図 3 は一人当たり家庭用水、都市活動用水（非家庭用水）について旧予測と新予測を比較したものであるが、旧予測が実績を無視した架空予測であったかが明瞭である。このように常軌を逸した予測が罷り通ってきたのである。

5 総務省による指摘

札幌市の水需要の旧予測は、石狩西部広域水道企業団による事業再評価、すなわち、同企業団が当別ダムの水源を 4 市町に供給する水道用水供給事業に関して実施した再評価の一環として行われたものである。

この事業再評価の結果は水道水源事業に国庫補助金を支出する厚生労働省水道課に提出され、その後、事業再評価を総括する総務省行政評価局に送られて点検の対象となった。

再評価の事業は山ほどあるので、ほとんど形だけの点検で終わるが、札幌市の予測に対して実績を踏まえていないのではないかと指摘が総務省からあった。あまりにもひどい架空予測なので、目にとまったのかもしれない。

総務省は、一人当たり家庭用水（原単位）の予測を取り上げ、「札幌市は、増加傾向にあった時期を含む過去 30 年間のデータを使うのではなく、増加傾向が止まった後の最近 10 年間のデータを使って予測を行うべき」と指摘した。札幌市はわざわざ過去 30 年間にさかのぼって増加傾向にあった時の実績データを組み入れることによって、一人当たり家庭用水が将来は増加し続けていく予測式をつくり上げたが、それは恣意的なデータの選択であり、最近 10 年間のデータに基づいて今後の予測を行うべきだと総務省が指摘したのである。真つ当な指摘であった。

6 厚生労働省の説明とその後の経過

これに対して、厚生労働省が札幌市の予測を擁護する説明を行った。最近 10 年間のデータでは一人当たり家庭用水が増加するとは言えないので、世帯の細分化が進むと一人当たり家庭用水が増えとか、節水型機器の普及が限界に近づいているといった定性的な話を持ち出して、厚生労働省は総務省を説得し、総務省の政策評価分科会（2009 年 5 月）を乗り切ったのである。この定性的な話は科学的な根拠がないものであるが、厚生労働省が言うことだからということで、政策評価分科会で問題にされることはなかった。

しかし、その後の一人当たり家庭用水の動向は図 2 のとおり、総務省の指摘が正しく、厚生労働省の説明が虚偽であったことを明確に示している。

図 2 札幌市水道の一人当たり家庭用水の実績と予測

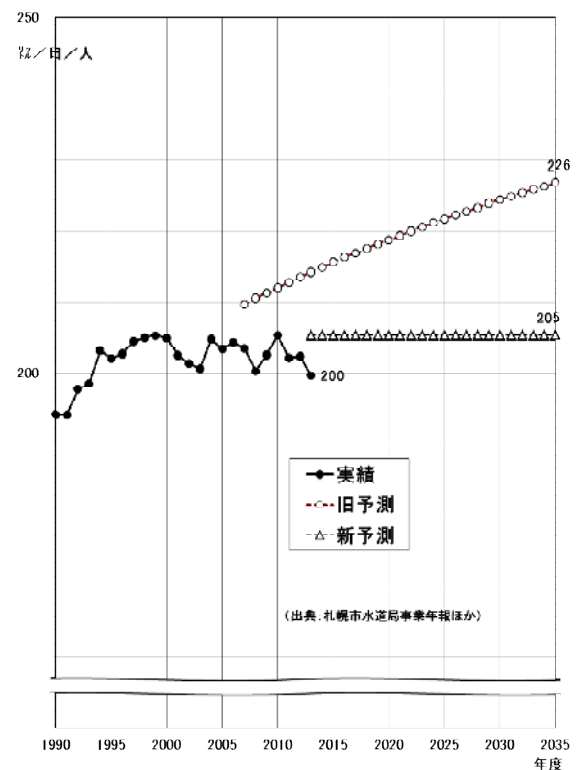
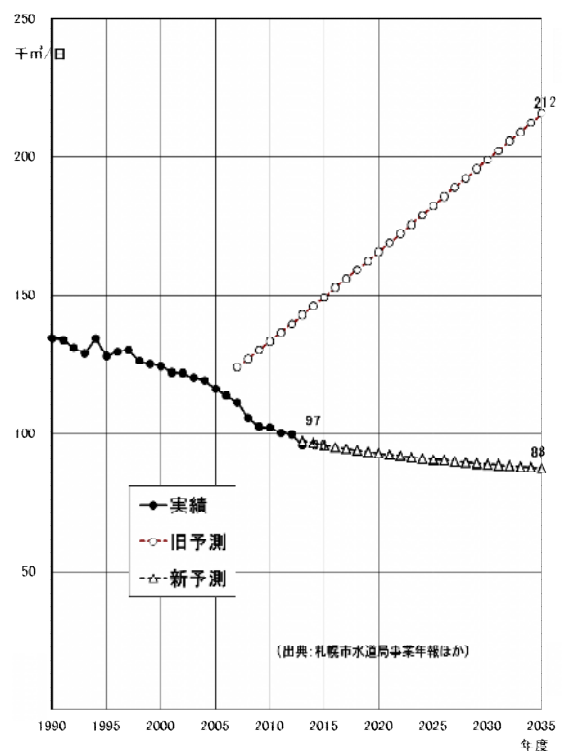


図 3 札幌市水道の都市活動用水の実績と予測



1 経過

宮ヶ瀬ダムが2000年度に完成し、神奈川県内の四大水道の水源となった^{〔注1〕}。そして、この水源の取水・導水・浄水施設を建設する相模川水系建設事業^{〔注2〕}が神奈川県内広域水道企業団により進められた。この取水施設が相模川下流部に建設された相模大堰である。

〔注1〕 神奈川県内四大水道：神奈川県営水道、横浜市水道、川崎市水道、横須賀市水道

〔注2〕 宮ヶ瀬ダムの開発水量は約120万 m^3 /日であるが、その水源を取水・導水・浄水する施設をつくる相模川水系建設事業は一期のみとなった。残り半分の二期事業は中止となり、相模川最下流部にある既設の寒川堰からの取水・導水・浄水施設を使うことになった。

宮ヶ瀬ダムの開発と相模川水系建設事業の推進が必要だとして、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市は水需要が急速に増加していく予測を示してきた。

なお、宮ヶ瀬ダム建設事業の事業費は3,993億円、相模川水系建設事業（一期）の事業費は7,329億円であるが、後者にはダム建設負担金2,695億円が含まれているので、その重複分を除く合計事業費は8,627億円にもなる。起債の利息も含めると、神奈川県民・国民の総負担額が1兆円を大きく超える巨大公共事業であったが、得られた水源は小さなものであった^{〔注3〕}。

〔注3〕 相模川には寒川堰の河川維持用水12 m^3 /秒を転用した暫定水利権を神奈川県営水道、横浜市水道、横須賀市水道が高度利用という名で利用していた。宮ヶ瀬ダムの完成後はこの高度利用の水利権は更新されなかったため、結局、得られた水源は四水道全体で120万 m^3 /日－11 m^3 /秒 $\times 8.64$ ＝約25万 m^3 /日にとどまった（畑地灌漑を転用した水利権1 m^3 /秒のみは継続）。

2 神奈川県内四大水道全体の水需要の動向と旧予測とのかい離

神奈川県内四大水道全体の一最大配水量の動向と保有水源の推移を図1に示す。一最大配水量は1990年代前半でピークを迎え、1990年代後半からは年度による変動はあるものの、明らかに減少傾向になってきている。ピーク時の383万 m^3 /日に対して、2013年度は307万 m^3 /日であり、20%も小さい値にとどまっている。

給水人口は横須賀市を除くと、なお増加傾向にあるが、それでも一最大配水量が確実な減少傾向になってきたのは、一人当たり一最大配水量が節水型機器の普及、漏水防止対策の取り組み等により、1990年代後半からかなりのスピードで減ってきたからである。

3 四大水道それぞれの水需給と水需要予測の下方修正

2010年度に490万 m^3 /日まで増加するとしていた相模大堰水利申請時の予測（1994年12月）は実績とのかい離が凄まじく、全くの架空予測であった。

しかし、宮ヶ瀬ダムも相模大堰も完成した今となっては、架空予測を継続する意味がなくなり、四大水道が事業完成後に行った予測はそれぞれ実績を重視して大幅に下方修正し、横ばい又は漸減の傾向の予測に変わった。（図2～図5）

図1 神奈川県内の四大水道の水需給

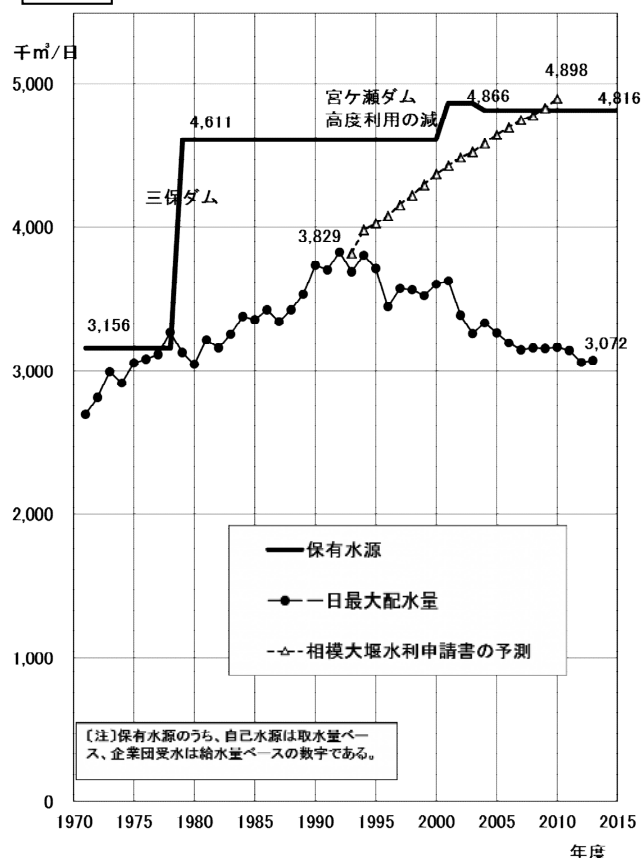


図 2

神奈川県営水道の水需給

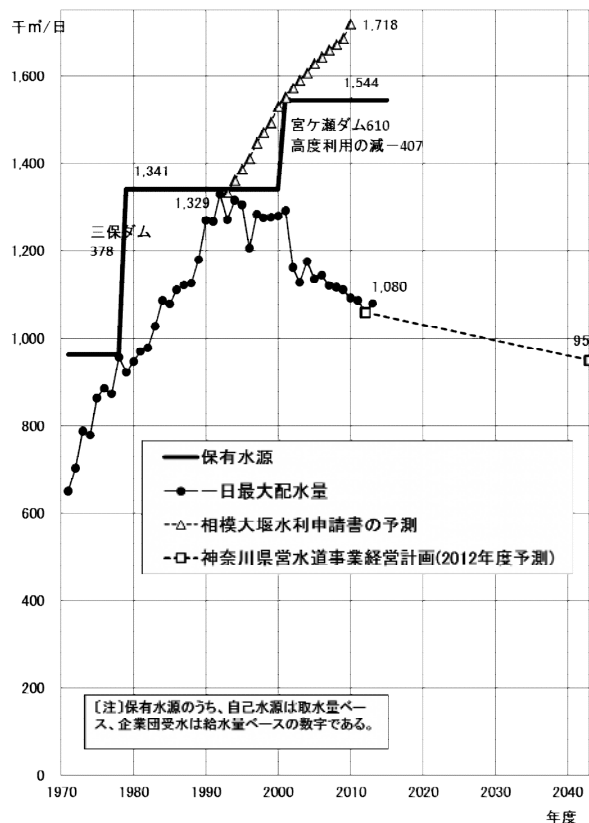


図 3

横浜市水道の水需給

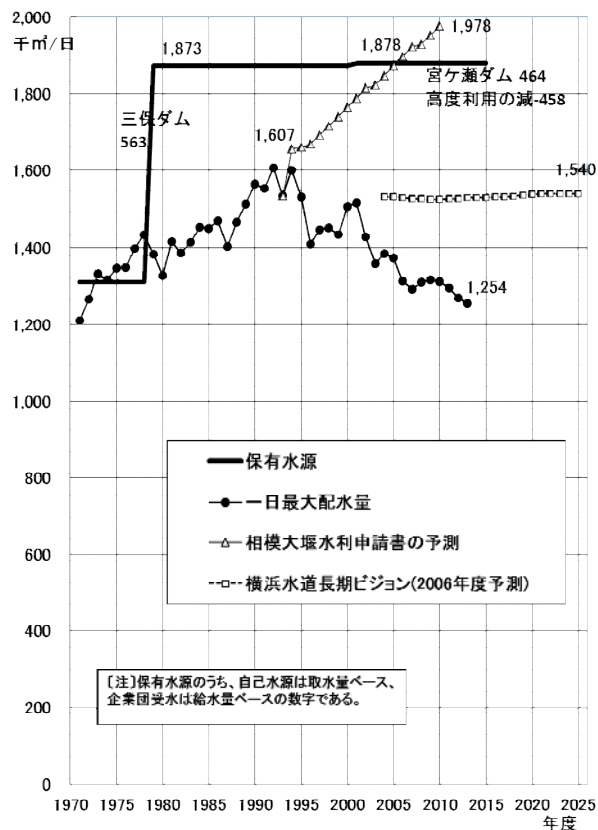


図 4

川崎市水道の水需給

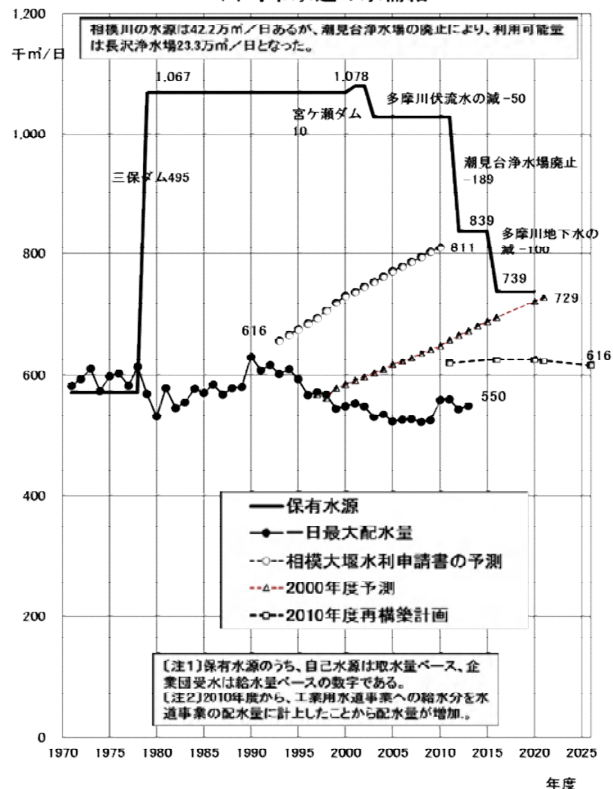
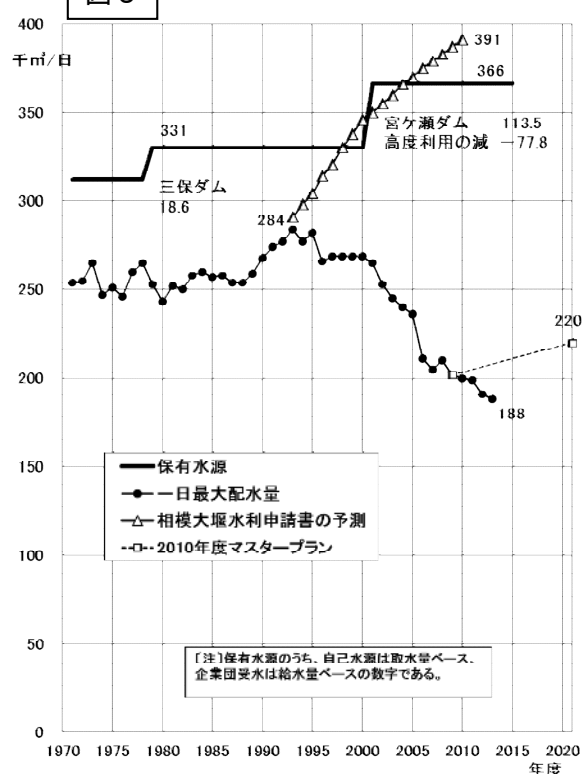


図 5

横須賀市水道の水需給



4 自己水源の切り捨て

川崎市は水需要の実績に対して有り余る水源を抱えるようになったことにより、自己水源の切り捨てを進めてきている。2002年度には多摩川の伏流水 5 万 m^3 /日を廃止し、2015年度には多摩川の地下水 10 万 m^3 /日を廃止する計画を進めている。さらに、相模川の自己水源（相模・城山ダム）を利用する潮見台浄水場（約 19 万 m^3 /日）を 2011 年度に廃止した。相模川の水利権はそのままであるが、実際に利用できる水量を大幅に減らしたのである。川崎市はかつては多摩川、相模川合わせて 57 万 m^3 /日の自己水源を保有していたが、それを 23 万 m^3 /日まで切り下げようというのであるから、自己水源の凄まじい切り捨てである。

Ⅲ 川の自然を取り戻すために

ダムの撤去

アメリカではダム撤去の映画「ダムネーション」のとおり、数多くのダムの撤去が進められている。日本では熊本県の荒瀬ダムが本格的なダム撤去の唯一の例である。撤去工事は2012年9月にスタートし、2017年度まで6年かけて行われる予定である。まだ撤去工事の途中にあるが、今の段階でも球磨川下流部のかつての自然が甦りつつある。

しかし、日本で具体化している次のダム撤去計画は皆無である。ダム撤去運動が進められた埼玉県・荒川中流の玉淀ダム（寄居町）も荒瀬ダム上流の瀬戸石ダムも撤去の道が閉ざされたままである。

平成27年(2015年) 9月1日 火曜日

熊本県 臼杵市 臼杵川

13

荒瀬ダム撤去 着工から3年

「みお筋」 せせらぎ再び



荒瀬ダムの撤去工事は、2012年9月にスタートし、2017年度まで6年かけて行われる予定である。まだ撤去工事の途中にあるが、今の段階でも球磨川下流部のかつての自然が甦りつつある。

しかし、日本で具体化している次のダム撤去計画は皆無である。ダム撤去運動が進められた埼玉県・荒川中流の玉淀ダム（寄居町）も荒瀬ダム上流の瀬戸石ダムも撤去の道が閉ざされたままである。

本流つながり ダム湖も消える

荒瀬ダムの撤去工事は、2012年9月にスタートし、2017年度まで6年かけて行われる予定である。まだ撤去工事の途中にあるが、今の段階でも球磨川下流部のかつての自然が甦りつつある。

しかし、日本で具体化している次のダム撤去計画は皆無である。ダム撤去運動が進められた埼玉県・荒川中流の玉淀ダム（寄居町）も荒瀬ダム上流の瀬戸石ダムも撤去の道が閉ざされたままである。

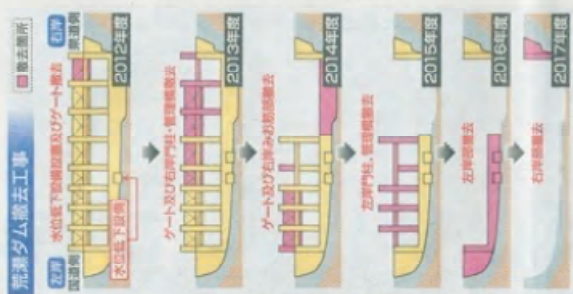
基礎部分撤去

荒瀬ダムの撤去工事は2017年度までの計画だ。本年度は残る門柱7本のうち5本と、球磨川を横切る格好で門柱に載っていた管理橋も取り壊す。上下流からの視界を遮る大きな無造物は消え、同側の門柱だけが残る予定だ。

管理橋の撤去はコンクリートカッターで切り取る工法で8月18日始まった。11月から門柱の基礎部分を掘削して横倒しにし、碎いていく。完成は本年度中に20回は予定する。

16年度は左岸側の門柱1本と基礎部分、最後の17年度は右岸側の門柱1本を撤去して工事を終える。

今後の工事 左岸側へ



2012年度：水位低下設備設置及びゲート撤去
2013年度：ゲート及び左岸側基礎撤去
2014年度：左岸側基礎撤去
2015年度：左岸側基礎撤去
2016年度：左岸側基礎撤去
2017年度：右岸側基礎撤去

80

Ⅳ ダムに関する諸問題

環境アセスメントとダム（ハッ場ダムと秋田の鳥海ダムを例にとって）

環境アセスメント制度の整備

環境アセスメントはアワセメントと揶揄されるように心もとないものですが、環境アセスメントの制度そのものは次第に整備されてきました。

ダム事業の関係ではまず、1978年に「建設省所管事業に係わる環境影響評価に関する当面の措置方針について」（1978年建設省事務次官通達）が出て、いわゆる通達アセスがはじまりました。

1984年には「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、通達アセスから閣議アセスになりました（1985年10月公布）。

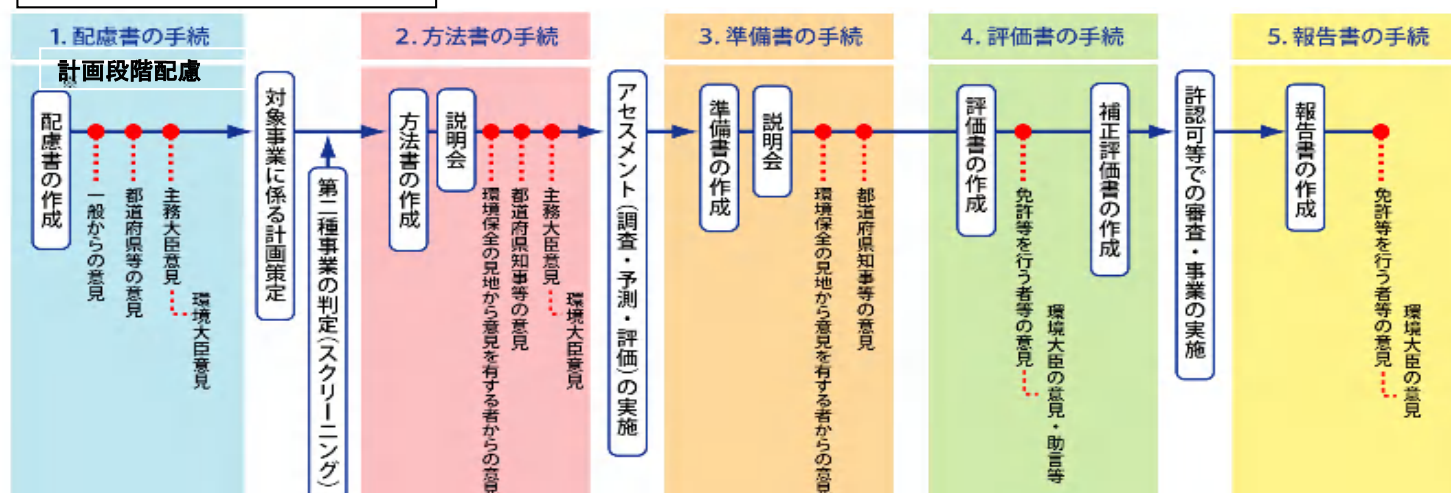
さらに、1997年6月に「環境影響評価法」が成立して、環境影響評価法によるアセス制度ができました（1997年12月から施行）。

次に、欧米では実施されている戦略的環境アセスを導入するため、環境影響評価法が2011年4月に改正されました（2013年4月から施行）。

戦略的環境アセスは「計画段階配慮」という表現になりましたが、事業計画の内容が固まる前の早い段階（位置や規模等の検討段階）、すなわち、事業に関する意思形成過程の段階（戦略的な段階）で行う環境アセスメントです。環境の観点から代替案との比較を行い、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を公表することを義務づけたものです。

このように環境アセスの制度が次第に整備されてきたのですが、どの段階のアセスを適用したかはダムによって異なります。

環境アセスメントの手続き



ハッ場ダムは30年前に初期段階の環境アセスを実施しただけ

ハッ場ダムを例にとると、はるか昔、1985年12月に建設省の通達に基づく環境アセスメントを行っただけです。1985年12月は上記の閣議アセスがすでに動き出していましたが、アセスの着手時にはまだなかったということでしょうか、ハッ場ダムは通達アセスで終わらせています。そして、環境影響評価法の施行時にはダム基本計画がすでに策定（1986年）されていたという理由で、環境影響評価法に基づくアセスをパスしています。

ハッ場ダムのように最近になって動き出している事業が30年も前の、しかも初期段階のアセス制度（通達アセス）による環境アセスだけで終わりというのは無茶な話です。

ただし、ハッ場ダム事業は事業費の規模がきわめて大きいので、環境調査に多額の予算を付けて、調査会社にもすごいボリュームの仕事を発注し続けています。

鳥海ダムは河川整備計画を戦略的環境アセスに置き換えるという不合理が罷り通る

一方、東北地方整備局が秋田県由利本荘市に建設する予定の鳥海ダムはダム検証が始まるまでは休眠状態にあって、ダム検証で動き出したようなダムです。2013年8月にダム検証のゴーサインが出て事業継続になりました。総貯水容量4700万 m^3 の多目的ダムの計画ですが、ダム基本計画もまだ策定されていない段階にあります。

今年になって環境アセスの手続きが始まり、2月25日から4月9日まで方法書についてパブコメが行われ、10月8日から11月24日まで方法書について再びパブコメが行われています※。

鳥海ダムはこれから環境アセスを行うのですから、最新の制度を適用しなければならないのであって、上記の戦略的環境アセス（「計画段階配慮」アセス）を実施しなければならないはずですが。

ところが、すでに河川整備計画が策定されている場合は、それを戦略的環境アセスの結果と見做すということで、このアセスの手続きをパスしてしまいました。2006年3月末に策定された子吉川水系河川整備計画は治水面で鳥海ダムを位置づけただけであって、鳥海ダムに関して環境面の検討は何もしていません。

それを戦略的環境アセスと見做すということですから、こちらが無茶苦茶で、まことに不合理な話が罷り通っています。

地元・由利本荘市の「鳥海ダムと市民生活を考える会」が4月9日、パブコメでこの問題を追及する意見書を提出しました。水源連もこの問題についての意見書を提出しました。

※「戦略的環境アセス」が実施されていない問題が指摘されたことにより、当初の方法書に「子吉川水系河川整備計画の策定経過とその内容」を書き加えた方法書について再度、パブコメが10月から行われることになりましたが、本来の「戦略的環境アセス」が実施されていない問題は何も解消されていません。

何とも頼りにならない環境省

環境アセスは事業そのものの実施に影響を与えることがほとんどない歯がゆい制度ですが、それでもその制度が一応整備されてきたのですから、ダム事業に対してその制度を目一杯使った適用が行われ、それなりの環境アセスが実施されるべきです。

ところが、上述のようにハッ場ダムに関しては30年も前の初期段階のアセス制度（通達アセス）による環境アセスだけでおしまいで、環境アセス法が適用されていません。ハッ場ダムは基本計画の変更が4回も行われ、特に2004年の第2回は事業費を2110億円から4600億円へと2.2倍に増額する大きな変更が行われたのですから、その変更時に環境アセス法の対象とすべきです。ところが、環境省は、国交省等の事業官庁に遠慮して、計画策定済みの事業は対象外であるとしています。

鳥海ダムに関しては戦略的環境アセスの対象であるにもかかわらず、環境アセスとは無関係の河川整備計画を戦略的環境アセスと見做すということで終わっています。

国交省等の事業官庁に遠慮して、環境アセスの本来の役割を果たすことができないようにしている環境省は何とも頼りにならない官庁です。

戦略的環境アセス（「計画段階配慮」アセス）とは

事業計画が固まった段階で行う従来の環境アセスメント（いわゆる事業アセス）より早い時期に、意思形成過程の段階で行う環境アセスです。平たく言えば、戦略的環境アセスとはその事業を行うと決める前の段階で、本当にその事業を行ってもよいのか、行うとしてもできるだけ環境破壊をしない方法はないのかを考えるものであり、本来、ダム事業に関してはその是非を左右するきわめて重要な意味を持っているものです。

しかし、戦略的環境アセスの制度を導入するときに、環境省は国交省等の事業官庁に対して譲歩し、各事業の上位計画があれば、それを戦略的環境アセスと見做すことにしてしまいました。その上位計画がダムの場合は河川整備計画になるということなのですが、これでは何のために環境影響評価法を改正して戦略的環境アセスを導入したのか、分かりません。

発電ダムの堆砂が引き起こす洪水の氾濫

電力会社側が争う姿勢 金山町民只見川水害訴訟

(福島民報 2014年9月26日)

平成23年の新潟・福島豪雨による只見川の氾濫で浸水被害を受けた金山町などの住民が、ダムを管理する電源開発と東北電力に対し約3億3800万円の損害賠償とダムの水をためる湛水(たんすい)の一時差し止めを求めた訴訟の第1回口頭弁論は25日、地裁会津若松支部(渡辺和義裁判長)であった。電力会社側は請求棄却を求め、争う姿勢を示した。全国で大雨などの自然災害が多発する中、ダム管理の在り方が問われる裁判として注目される。

これまで住民側が電力2社に対して公開質問状を出すなどしてきたが、双方の主張は平行線をたどり、住民34人が原告となり訴えを起こした。

口頭弁論で原告側は「(電力2社が)只見川流域のダムにたまった土砂(堆砂)を取り除いていなかったために川の水位が上昇し被害が出た」と強調し、家屋や家財道具などの損害賠償と、滝、本名、上田、宮下の4つのダムの湛水を一時差し止めるよう求めた。

一方、被告側の電力2社は「原告側の被害は激甚災害に指定されるほどの自然災害だったのが原因。発電用の利水ダムを管理する被告に過失はない」として請求棄却を求める答弁書を提出した。具体的な反論は次回以降に明らかにする方針。

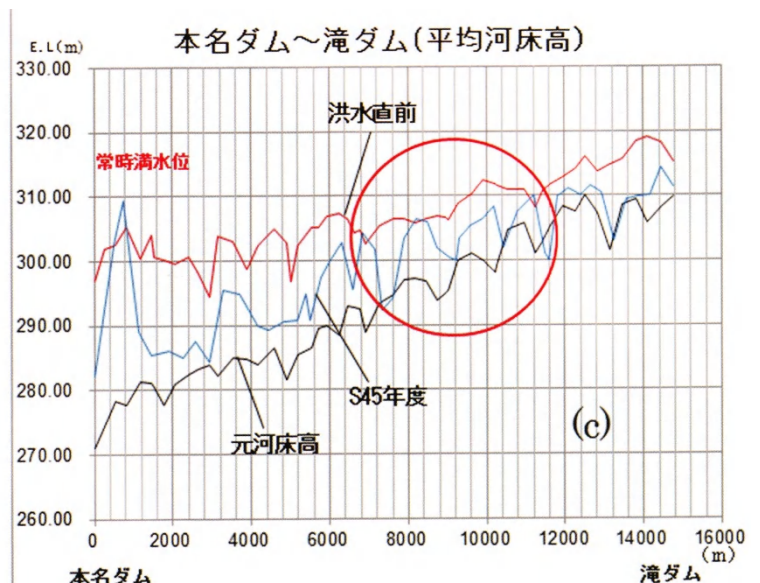
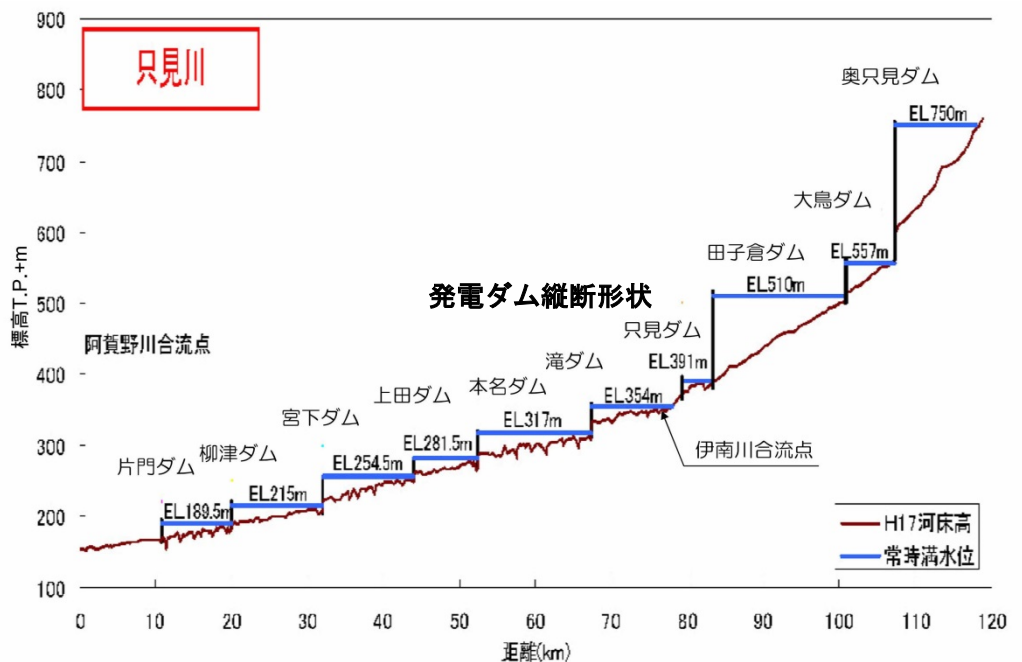
法廷で原告側を代表し齋藤勇一さん(74)＝元金山町長＝が意見陳述した。

「自宅や庭にはダムから流れ出たと思われる砂が堆積した。目を覆いたくなるような惨状だった」と当時の様子を語り、「家屋の浸水被害、田畑の冠水被害の要因は電源開発と東北電力が只見川に設置している発電専用のダム群によって発生したと原告団は受け止めている」と述べた。

原告側は同日、会津若松市謹教コミュニティセンターで記者会見した。齋藤さんは「初めての裁判でこの後どのような展開になるかわからないが、水害被害は川の水をせき止めているダムの影響があると考えている。草の根運動で証拠を集め主張していきたい」と話した。

電源開発は「自然災害が被害の原因であるという当社の考えを主張していく」とし、東北電力は「これまでも地域の皆さまにご理解いただけるように説明に努めてきた。今後の裁判でも丁寧に主張・立証していく」とコメントした。

今回は12月11日午後1時半から同支部で行われる。



V ダム見直しの経過とダム事業の現状

ダム検証（2010 年度～）

（１） ダム検証の経過

2009 年 9 月の政権交代に伴い、全国で事業中のダムの検証を行うことになり、同年 11 月に国土交通省に「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が設置され、同有識者会議がダム検証の手順と基準を定めることになった。しかし、委員 9 人から成る同有機者会議はダム懐疑派の専門家が一切排除されたこと、さらに非公開の会議であったことにより、その後、国土交通省の思惑通りにダム事業推進の方向に進むことになった。

2010 年 9 月 27 日に同有識者会議は、ダム事業見直しの評価基準や検証手続きに関する「中間とりまとめ」を国土交通大臣に提出した。この「中間取りまとめ」に基づいて作成された「再評価実施要領細目」に沿ってダム事業の検証を行うことを翌日、9 月 28 日に国土交通大臣は各地方整備局に指示し、道府県知事に要請した。これにより、本体工事着手済みのダム事業等を除き、全国で 84 のダム事業の検証が行われることになった。

2011 年 3 月からダム事業者の検証報告が上記の有識者会議にかけられ、その答申を受けて、国交省が対象ダムについて継続または中止の方針を決定してきている。

（２） ダム検証の当初からの問題点

① 多くのダム事業を検証対象から除外

ダム検証では、本体工事着手済み。本体工事駆け込み契約、既存施設機能増強のダム事業を対象外としたため、早々に約 60 のダム計画に事業推進のお墨付きを与えてしまった。

- ・ 本体工事駆け込み契約：新内海ダム（香川県）、路木ダム（熊本県）、浅川ダム（長野県）等
- ・ 本体工事着手済み：当別ダム（北海道）、湯西川ダム（関東地方整備局）等
- ・ 既存施設機能増強：天ヶ瀬ダム再開発（近畿地方整備局）、鹿野川ダム改造（四国地方整備局）等

② 検証対象ダムの工事継続

ダム工事が次の段階に移行しない範囲で、工事継続を容認したため、ダムが中止になれば、明らかに不要となる工事が続行された。

- 例 成瀬ダム（秋田県 直轄ダム）： 転流工の工事を続行
川上ダム（三重県 水機構ダム）： 転流工の工事を続行
思川開発（栃木県、水機構ダム）： 転流工の工事を続行

（３） ダム検証の経過

① 現在までの検証結果

2015 年 10 月末までのダム検証の結果は下表のとおりである。検証終了ダム 72 ダムのうち、48 ダムが継続、24 ダムが中止になっている。中止ダムは補助ダムが多い。残り 12 ダムは検証中である。

ダムの検証状況（2015年10月末現在）

	検証対象ダム	検証終了ダム		検証中のダム
		推進	中止	
直轄ダム・水資源機構ダム	31	19	5	7
道府県ダム(補助ダム)	53	29	19	5
計	84	48	24	12

（検証終了ダム：国交省の対応方針が出たダム事業）

② 中止ダムの内容

検証終了ダムのうち、中止ダムの割合が33%あるが、このことはダム検証に意味があったことを示すものではない。ダム検証で中止となったダムの最近の予算額を見ると、ゼロか数千万円以下にとどまっていた、もともと事業推進の意欲が低いものが多い。

すなわち、中止ダムのほとんどはダム事業者の意向によって中止になったのであって、適切な検証が行われた結果によるものではない。

ダム検証といっても、その内容はダム案が圧倒的に有利となる枠組みの中でダム案と非ダム案の比較を行うものであるから、ダム事業者がダム見直しの意図を持っていない限り、中止の検証結果が出ることはない。

例外と言えるのは、兵庫県の武庫川ダム、熊本県の五木ダム、滋賀県の北川ダムである。武庫川ダムと五木ダムは流域の運動の高まり、北川ダムは嘉田由紀子・前知事のリーダーシップによって中止になった。

③ 検証が終了した注目ダムはほとんどが継続へ

検証が終了した注目ダムはほとんどが継続となっている。

継続となったダム

直轄ダム：八ッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、立野ダム、平取ダム、成瀬ダム、山鳥坂ダム、設楽ダム、川上ダム、霞ヶ浦導水事業
補助ダム：五ヶ山ダム、最上小国川ダム、築川ダム、厚幌ダム、安威川ダム、内ヶ谷ダム、石木ダム、平瀬ダム

④ 検証中の注目ダム

現在、検証が行われている注目ダムは次のとおりである。

直轄ダム：利賀ダム、大戸川ダム、城原川ダム
水資源機構ダム：思川開発（南摩ダム）、木曽川水系連絡導水路、丹生ダム（中止の見込み）

本体工事に着手したが、中止になったダムの例 「大阪府の榎尾川ダム」

2009年5月 本体工事契約（約31億円）
上部工の工事（堤体より上の法面の伐採工事）、パイロット道路、防災工事
2010年2月 本体工事を中断して事業を検証
2011年2月 ダム事業中止の決定
2013年秋 ダム本体の工事業者に1億5000万円の違約金を支払うことで決着

ダム事業見直しの経過（ダム検証の前まで）

（１）ダム等審議委員会（1995 年度～）

委員会が設置されなかった細川内ダムも含めて 14 ダム事業を対象。

社会情勢の変化もあって、9 事業が中止または中止の予定となっている。

（２）ダム総点検（1997 年度～）

1997 年度から翌年度予算に向けて、建設省等の行政内部でダム事業の評価を行うようになった。

（３）公共事業再評価制度（1998 年度～）

公共事業再評価制度の中でダム事業も再評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった

（４）与党三党の中止勧告（2000 年度）

2000 年 8 月末に自民・公明・保守党は政府に 233 の公共事業の中止を勧告した。

ダム事業の中止勧告：34 ダム（生活貯水池を除く）

そのうち、山鳥坂ダムは中止されず、ダム検証で 2013 年 1 月に事業継続となった。

（５）行政関わったダム見直し（2000 年～）

ア 長野県の脱ダム宣言

9 ダムのうち、浅川ダムのみが復活。8 ダムは中止または中止の見込み

イ 淀川水系流域委員会

5 ダムのうち、余野川ダムは中止、丹生ダムは中止の方針、天瀬川ダム再開発は工事中、川上ダムは推進、大戸川ダムは検証中。

今までの中止ダム

国交省関連で今まで中止になったダムの数とダム名を表 1 と表 2 に示す。

中止されたダムは、直轄・水資源機構ダムが 33、補助ダムが 107 で、計 140 ダムである。

ダム予算の推移と全国のダム事業の状況

全国のダム予算の推移を表 3、直轄ダム・水資源機構ダムの状況を表 4、補助ダムの状況を表 5（１）、（２）に示す。

表 3

全国のダム予算の推移

（億円）

	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27年 度
直轄ダム・水資源機構ダム	3,187	3,181	3,092	3,001	2,875	2,569	2,374	1,889	1,992	1,980	2,135
補助ダム	1,169	1,092	1,043	869	921	772	689	661	545	572	652
計	4,356	4,274	4,135	3,870	3,795	3,341	3,063	2,550	2,537	2,552	2,787

〔注1〕利水者負担金を含む予算を示す。ただし、平成17～21年度の補助ダムの利水負担金は推定で加算した。

〔注2〕直轄ダム・水資源機構ダムの予算は直轄堰堤改良事業と直轄堰維持事業を含む。

表 1

中止になったダムの数（国土交通省関係）

(2015年10月現在)

中止年	直轄・水機構 ダム	補助ダム	計
1996 年度	2	2	4
1997 年度	0	6	6
1998 年度	0	7	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	12	35	47
2001 年度	0	8	8
2002 年度	6	8	14
2003 年度	4	6	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	0	6	6
2006 年度	0	4	4
2007 年度	0	2	2
2008 年度	1	1	2
2009 年度	1	1	2
2010 年度	1	1	2
2011 年度	0	1	1
2012 年度	2	5	7
2013 年度	2	8	10
2014 年度	0	1	1
2015 年度	1	0	1
2016 年度	0	3	3
計	33	107	140

中止年	ダム	生活貯水池	計
1996 年度	4	0	4
1997 年度	3	3	6
1998 年度	4	3	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	33	14	47
2001 年度	3	5	8
2002 年度	12	2	14
2003 年度	8	2	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	6	0	6
2006 年度	2	2	4
2007 年度	2	0	2
2008 年度	2	0	2
2009 年度	1	1	2
2010 年度	1	1	2
2011 年度	0	1	1
2012 年度	5	2	7
2013 年度	6	4	10
2014 年度	1	0	1
2015 年度	1	0	1
2016 年度	3	0	3
計	98	42	140

〔注〕生活貯水池

山間部や半島部、島しょ部などの局地的な治水対策、利水対策を目的として、昭和63年に創設された小規模ダム建設のための国の補助事業。通常のダムに比較して小規模（有効貯水容量が概ね100万立方メートル以下）のダム

表 2

中止になったダム事業（国土交通省関連）

(2015年10月現在)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城)	〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)	〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)
2000年度から	2001年度から(続)	2002年度から
〔直轄事業〕 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	〔補助事業〕 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取)	〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)
2001年度から		2003年度から
〔直轄事業〕 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)	〔補助事業〕 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザラ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	〔直轄事業〕 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)
〔公団事業〕 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕		〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬)
2004年度から	〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉瀬ダム(群馬)〔凍結〕	2005年度から
		〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業(岐阜)
2006年度から	2007年度から	2008年度から
〔補助事業〕 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野) 清川治水ダム(長野)	〔補助事業〕 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)	〔補助事業〕 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)
2009年度から	2010年度から	2011年度から
〔直轄事業〕 余野川ダム(大阪)	〔直轄事業〕 上矢作川ダム(岐阜)	〔補助事業〕 奥間ダム(沖縄)
〔補助事業〕 芹谷ダム(滋賀)	〔補助事業〕 郷土沢生活貯水池(長野)	
2012年度から	2013年度から	2014年度から
〔直轄事業〕 七滝ダム(熊本) 吾妻川上流総合開発(群馬)	〔直轄事業〕 戸草ダム(長野) 荒川上流ダム再開発(埼玉)	〔補助事業〕 猿川ダム(佐賀)
〔補助事業〕 大和沢ダム(青森) 大多喜ダム(千葉) 武庫川ダム(兵庫) 奥戸生活貯水池(青森) 大谷川生活貯水池(岡山)	〔補助事業〕 タイ原ダム(沖縄) 常浪川ダム(新潟) 北川ダム(滋賀) 五木ダム(熊本) 晒川生活貯水池(新潟) 黒沢生活貯水池(長野) 駒沢生活貯水池(長野) 柴川生活貯水池(徳島)	2015年度から
		〔直轄事業〕 利根川上流ダム群再編(群馬)
		2016年度から
		〔補助事業〕 津付ダム(岩手) 倉瀬ダム(群馬) 増田川ダム(群馬)

表4 直轄ダム・水資源機構ダム（平成21年度に計画・事業中であったダムの状況）（平成27年10月末現在）

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	事業費 (億円)	平成20年度 末までの事 業費進捗率 (%)	当初予算（百万円）							平成21年度時点の 事業段階	事業者 の検証 結果	有識者会議		国交省の方針 決定	
						平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度	平成26年 度	平成27年 度						
1	九州地整	七滝ダム	(未定)	(未定)	—	17	17	33	—	—	—	—	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19	
2	関東地整	吾妻川上流総合開発	(未定)	(未定)	—	100	55	41	—	—	—	—	調査・地元説明	中止	2011/9/26	追認	2011/10/27	
3	関東地整	ハツ場ダム	107,500	4,600	70	22,500	15,450	15,284	11,678	9,752	9,931	11,925	転流工工事	推進	2011/12/1、12/7	追認	2011/12/22	
4	近畿地整	足羽川ダム	28,700	1,450	8	1,314	701	525	460	3,688	4,806	4,806	調査・地元説明	推進	2012/6/26	追認	2012/7/23	
5	九州地整	大分川ダム	24,000	967	48	2,900	1,556	1,418	1,666	4,526	5,179	9,354	転流工工事	推進	2012/7/11	追認	2012/7/30	
6	中部地整	三峰川総合開発(戸草ダム)	61,000	下記№37に含む				—	—	—	—	—	調査・地元説明	中止	2012/10/29	追認	2012/11/12	
7	北海道開発局	サンルダム	57,200	528	47	2,370	1,166	1,057	409	3,046	3,336	6,355	生活再建工事	推進	2012/10/29	追認	2012/11/12	
8	水資源機構	小石原川ダム	40,000	1,960	10	8,200	2,800	1,110	1,110	7,208	8,240	8,210	生活再建工事	推進	2012/11/22	追認	2012/12/6	
9	関東地整	荒川上流ダム再開発	(未定)	(未定)	—	28	11	22	25	—	—	—	調査・地元説明	中止	2012/11/22	追認	2012/12/6	
10	九州地整	立野ダム	10,100	425	95	553	418	371	478	2,832	3,450	3,554	生活再建工事	推進	2012/11/22	追認	2012/12/6	
11	北海道開発局	沙流川総合開発(平取ダム)	45,800	1,313	71	2,100	399	391	611	3,372	4,641	4,116	生活再建工事	推進	2012/12/17	追認	2013/1/25	
12	東北地整	成瀬ダム	78,700	1,530	14	2,290	2,726	1,960	1,015	3,734	4,292	2,205	転流工工事	推進	2012/12/17	追認	2013/1/25	
13	北海道開発局	幾春別川総合開発 新桂沢ダム	147,300	835	43	5,444	2,405	823	947	3,081	2,728	1,858	転流工工事	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28	
14		幾春別川総合開発 三笠ぼんべつダム	8,620										転流工工事	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28	
15	四国地整	山鳥坂ダム	24,900	850	20	1,244	558	201	135	1,776	3,044	2,176	調査・地元説明	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28	
16	四国地整	中筋川総合開発(横瀬川ダム)	7,300	400	31	1,711	844	558	773	1,645	1,970	1,823	転流工工事	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28	
17	中部地整	新丸山ダム	146,350	1,800	34	2,225	930	532	710	1,114	2,346	2,353	生活再建工事	推進	2013/7/23	追認	2013/7/31	
18	九州地整	本明川ダム	8,600	780	—	349	253	127	125	135	851	738	調査・地元説明	推進	2013/8/8	追認	2013/8/23	
19	東北地整	鳥海ダム	(未定)	(未定)	—	330	290	209	255	257	975	1,097	調査・地元説明	推進	2013/8/8	追認	2013/8/23	
20	東北地整	鳴瀬川総合開発	(未定)	(未定)	—	155	155	175	263	247	1,045	1,002	調査・地元説明	推進※	2013/8/8	追認	2013/8/23	
※鳴瀬川総合開発として計画されていた田川ダムは中止し、宮城県の筒砂子ダム計画の規模を拡大して鳴瀬川総合開発事業として推進する。(宮城県の筒砂子ダム計画は中止)																		
21	中部地整	設楽ダム	9,800	2,070	11	1,990	2,766	3,450	9,999	8,779	3,514	3,774	生活再建工事	推進	2014/4/22	追認	2014/4/25	
22	関東地整	霞ヶ浦導水	—	1,900	76	920	650	607	548	449	422	1,139	(工事中)	推進	2014/8/6	追認	2014/8/25	
23	水資源機構	川上ダム	33,000	850	66	3,800	1,700	1,010	1,520	1,579	783	1,460	転流工工事	推進	2014/8/6	追認	2014/8/25	
24	関東地整	利根川上流ダム群再編	(未定)	(未定)	—	200	80	53	51	53	53	—	調査・地元説明	中止	2014/8/6	追認	2014/8/25	
25	北陸地整	利賀ダム	31,100	1,150	27	2,212	1,875	1,592	1,756	1,836	2,002	2,001	生活再建工事	検証中				
26	近畿地整	大戸川ダム	33,600	740	83	500	773	602	1,135	1,541	1,334	1,351	生活再建工事					
27	九州地整	筑後川水系ダム群連携	—	(未定)	—	150	73	80	81	88	81	79	調査・地元説明					
28	九州地整	城原川ダム	(未定)	(未定)	—	255	95	96	96	105	98	96	調査・地元説明					
29	水資源機構	思川開発〔南摩ダム〕	51,000	1,850	40	9,500	4,044	730	1,170	1,472	1,900	1,900	転流工工事					
30	水資源機構	丹生ダム	150,000	1,100	50	620	360	340	320	287	413	298	生活再建工事	検証対象外	検証中			
31	水資源機構	木曾川水系連絡導水路	—	890	10	1,800	500	350	290	263	273	263	(調査中)					
32	九州地整	川辺川ダム	133,000	2,650	80	2,100	1,650	1,483	2,409	427	427	427	転流工工事済み					
33	北海道開発局	夕張シューバロダム	427,000	1,470	71	5,450	7,698	9,935	8,536	1,537	697	—	本体工事		検証対象外			
34	東北地整	津軽ダム	140,900	1,620	36	6,010	10,177	15,926	19,251	15,104	13,665	16,575	本体工事					
35	中部地整	三峰川総合開発(美和ダム再開発)	34,300	1,080	49	555	368	623	727	429	547	559	既存施設の機能増強					
36	中部地整	天竜川ダム再編	343,000	790	4	965	956	2,078	2,160	621	487	355	既存施設の機能増強					
37	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	26,280	330	21	135	351	1,427	5,035	5,542	6,613	10,400	既存施設の機能増強	検証対象外				
38	四国地整	長安ロダム改造	54,278	400	8	1,011	1,417	2,977	4,598	4,788	4,031	4,140	既存施設の機能増強					
39	四国地整	鹿野川ダム改造	48,200	420	10	1,640	1,609	3,392	3,985	7,324	8,970	7,058	既存施設の機能増強					
40	九州地整	饒田ダム再開発	123,000	460	6	1,006	3,220	5,102	8,358	10,734	12,622	11,561	既存施設の機能増強					
41	水資源機構	武蔵水路改築	—	700	10	1,550	4,200	8,060	8,846	10,169	14,700	18,478	既存施設の機能増強					
42	中部地整	大町ダム等再編	—	—	—	—	—	—	—	—	—	177	—	平成27年度から実施計画調査に着手				
43	東北地整	胆沢ダム	143,000	2,440	66	22,837	18,494	16,230	14,430	5,483	—	—	本体工事	検証対象外				
44	沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発 億首ダム	8,560	850	72	5,418	6,110	7,724	2,339	2,489	—	—	本体工事					
45	関東地整	湯西川ダム	75,000	1,840	58	15,600	21,937	34,959	—	—	—	—	本体工事					
46	近畿地整	大滝ダム	84,000	3,640	95	5,254	3,791	6,131	2,298	—	—	—	本体工事					
47	水資源機構	大山ダム	19,600	1,400	54	9,300	10,000	9,140	2,460	—	—	—	本体工事					
48	東北地整	森吉山ダム	78,100	1,750	95	3,150	1,971	2,382	—	—	—	—	本体工事					
49	中国地整	殿ダム	12,400	950	62	8,455	13,913	8,559	—	—	—	—	本体工事					
50	九州地整	嘉瀬川ダム	71,000	1,780	82	16,798	11,548	3,127	—	—	—	—	本体工事					
51	中国地整	尾原ダム	60,800	1,510	68	10,360	13,008	—	—	—	—	—	本体工事					
52	中国地整	志津見ダム	50,600	1,450	84	4,371	3,086	—	—	—	—	—	本体工事					
53	東北地整	長井ダム	51,000	1,600	85	12,107	2,416	—	—	—	—	—	本体工事					
54	中部地整	横山ダム再開発	40,000	360	84	2,000	1,244	—	—	—	—	—	既存施設の機能増強					
55	沖縄総合事務局	大保ダム	20,050	1,370	69	1,052	255	—	—	—	—	—	本体工事					
56	沖縄総合事務局	奥間ダム	3,550					—	—	—	—	—	調査・地元説明					
57	水資源機構	滝沢ダム	63,000	2,320	97	2,200	4,098	—	—	—	—	—	本体工事					
計			—	61,168	—	215,101	187,167	173,002	123,058	127,512	130,466	143,663						

表5(1) 補助ダム（平成21年度に計画・事業中であったダムの状況）その1

（平成27年10月末現在）

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千m ³)	平成21年度時点 の事業費 (億円)	平成20年度 末までの事 業費進捗率 (%)	当初予算(百万円)							平成21年度時点の 事業段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方 針決定
						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度					
1	青森県	大和沢ダム	(未定)	(未定)	—	20	20	0	—	—	—	—	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19
2	福岡県	五ヶ山ダム	40,200	1,050	41	3,857	4,994	4,627	5,450	7,534	12,536	11,100	生活再建工事	推進	2011/3/1	追認	2011/5/19
3	福岡県	伊良原ダム	28,700	678	24	4,599	5,851	5,808	6,899	4,645	3,234	9,810	生活再建工事	推進	2011/3/1	追認	2011/5/19
4	千葉県	大多喜ダム	2,100	145	46	0	0	0	—	—	—	—	生活再建工事	中止	2011/6/13	追認	2011/8/12
5	島根県	矢原川ダム	(未定)	(未定)	—	100	50	40	40	40	341	200	調査・地元説明	推進	2011/6/13	再審議要	2013/7/31
															2012/7/23	追認	
6	島根県	波積ダム	3310	169	26	560	346	248	376	376	505	260	生活再建工事	推進	2011/6/13	再審議要	2013/7/31
															2012/7/23	追認	
7	山形県	最上小国川ダム	2,400	70	17	240	204	100	550	550	236	700	調査・地元説明	推進	2011/6/29	付帯意見	2011/8/12
8	兵庫県	金出地ダム	4,700	170	46	334	247	224	1,000	3,200	2,000	1,372	生活再建工事	推進	2011/6/29	追認	2011/8/12
9	兵庫県	西紀生活貯水池	383	54	39		43	43	2,172	639	0	—	生活再建工事	推進	2011/6/29	追認	2011/8/12
10	兵庫県	武庫川ダム	9,500	290	5	0	0	0	—	—	—	—	調査・地元説明	中止	2011/6/29	追認	2011/8/12
11	和歌山県	切目川ダム	3,960	159	34	1,683	1,400	1,389	1,970	1,892	500	—	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
12	岩手県	築川ダム	19,100	530	49	1,200	1,095	1,084	500	740	1,210	1,660	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
13	高知県	和食ダム	730	128	13	304	280	279	763	309	1,979	1,830	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
14	北海道	厚幌ダム	47,400	360	36	315	265	264	2,418	3,660	4,282	8,504	生活再建工事	推進	2011/8/23	追認	2011/8/26
15	青森県	駒込ダム	7,800	450	16	469	132	130	330	500	450	220	生活再建工事	推進	2011/8/23	追認	2011/8/26
16	青森県	奥戸生活貯水池	1,590	90	21		98	20	—	—	—	—	生活再建工事	中止	2011/8/23	追認	2011/8/26
17	福井県	河内川ダム	8,000	415	41	1,084	457	453	1,420	1,760	2,125	2,380	生活再建工事	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
18	福井県	吉野瀬川ダム	7,800	415	50	450	310	303	560	560	560	322	生活再建工事	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
19	大分県	竹田水害緊急 玉来ダム	4,550	640	62	3,787	1,807	151	1,364	1,364	1,000	1,030	調査・地元説明	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
20	香川県	梶川ダム	10,560	480	12	294	290	290	1,975	2,375	2,675	2,280	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
21	高知県	春遠生活貯水池	770	66	27		20	20	20	53	90	50	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
22	広島県	庄原生活貯水池	701	60	28		342	342	420	953	1,330	1,461	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
23	岡山県	大谷川生活貯水池	422	61	17		48	34	—	—	—	—	生活再建工事	中止	2011/11/9	追認	2012/2/13
24	大阪府	安威川ダム	18,000	1,314	56	6,700	5,750	4,000	1,885	2,750	5,000	4,330	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
25	岐阜県	内ヶ谷ダム	11,500	260	68	140	99	99	448	1,142	1,142	680	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
26	沖縄県	儀間川総合 タイ原ダム	420	下記№.63に含む	下記№.63に含む	下記№.63に含む	下記№.63に含む	下記№.63に含む	下記№.63に含む	—	—	—	用地買収	中止	2012/4/26	追認	2012/6/11
27	長崎県	石木ダム	5,480	285	46	277	300	297	300	840	1,490	920	生活再建工事	推進	2012/4/26	付帯意見	2012/6/11
28	新潟県	儀明川ダム	2,880	120	60	40	39	33	50	35	120	90	生活再建工事	推進	2012/6/13	追認	2012/7/2
29	新潟県	新保川生活貯水池再開発	1,150	56	22			20	20	20	0	0	用地買収	推進	2012/6/13	追認	2012/7/2
30	新潟県	常浪川ダム	33,300	364	32	40	39	20	0	—	—	—	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
31	新潟県	晒川生活貯水池	490	86	31		20	20	0	—	—	—	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
32	長野県	黒沢生活貯水池	743	150	5		0	0	0	—	—	—	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
33	長野県	駒沢生活貯水池	540	60	6		0	0	0	—	—	—	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
34	滋賀県	北川ダム	第一ダム 10,400 第二ダム9,940	430	26	73	37	20	0	—	—	—	生活再建工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
35	熊本県	五木ダム	3,500	162	90	40	39	38	0	—	—	—	転流工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
36	山口県	平瀬ダム	29,500	740	65	2,789	1,044	977	532	934	1,535	3,940	転流工事	推進	2012/7/11	追認	2012/7/30
37	長崎県	長崎水害緊急 浦上ダム	1,895	775	65	1,440	1,580	416	290	305	532	220	調査・地元説明	推進	2012/10/29	追認	2012/11/12
38	山口県	木屋川ダム再開発	(未定)	(未定)	—	40	20	20	20	344	344	125	調査・地元説明	推進	2012/12/17	追認	2013/1/25
39	徳島県	柴川生活貯水池	252	80	44		48	29	0	—	—	—	生活再建工事	中止	2012/12/17	追認	2013/1/25
40	静岡県	布沢川生活貯水池	816	170	33		99	73	127	0	—	—	生活再建工事	中止	2013/1/22	追認	2013/1/28
41	宮城県	川内沢ダム	(未定)	(未定)	—	0	0	0	20	20	400	280	調査・地元説明	推進	2013/7/23	追認	2013/7/31
42	佐賀県	有田川総合(猿川ダム)	(未定)	(未定)	—	0	0	0	0	0	—	—	調査・地元説明	中止	2013/7/23	追認	2013/7/31
43	三重県	鳥羽河内ダム	4,820	197	13	100	34	34	34	34	150	100	調査・地元説明	推進	2013/8/8	追認	2013/8/23
44	宮城県	筒砂子ダム	30,900	800	4	50	33	32	20	20	—	—	調査・地元説明	中止※	2013/8/8	追認	2013/8/23

※宮城県の筒砂子ダムは県の事業としては中止であるが、その規模を拡大して東北地方整備局の鳴瀬川総合開発事業として推進する。

表5(2) 補助ダム（平成21年度に計画・事業中であったダムの状況）その2

（平成27年10月末現在）

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	平成21年度時点 の事業費 (億円)	平成20年度 末までの事 業費進捗率 (%)	当初予算（百万円）							平成21年度時点の 事業段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方 針決定
						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度					
45	岩手県	津付ダム	5,600	141	25	850	520	508	1,068	516	0	0	生活再建工事	中止	2015/8/24	追認	2015/9/8
46	群馬県	倉瀬ダム	11,600	400	40	0	0	0	0	0	0	0	生活再建工事	中止	2015/8/24	追認	2015/9/8
47	群馬県	増田川ダム	5,800	378	7	37	20	20	20	20	20	0	調査・地元説明	中止	2015/8/24	追認	2015/9/8
48	山口県	大河内川ダム	4,330	165	51	247	145	144	319	294	264	160	生活再建工事	継続	2015/8/24	追認	2015/9/8
49	岐阜県	大島ダム	4720	168	15	40	0	0	0	0	0	0	用地買収	検証中 （検証終了が不明なものを含む）			
50	長野県	角間ダム	2,610	250	6	0	0	0	0	0	0	0	調査・地元説明				
51	岐阜県	水無瀬生活貯水池	1,042	60	6		0	0	0	0	0	0	調査・地元説明				
52	香川県	五名ダム再開発	6,750	230	5	40	20	20	20	20	20	9	調査・地元説明				
53	香川県	綾川ダム群 (長柄ダム) 9,750		104	12	40	20	20	20	20	20	9	調査・地元説明				
54	大阪府	横尾川ダム	1,400	128	37	1,092	1,052	0	---	---	---	---	本体工事→中止	中止	(検証対象外であったが、大阪府が検証)		
55	新潟県	鵜川ダム	4,700	320	33	500	638	1,200	700	742	998	925	本体工事	検証対象外			
56	長野県	浅川ダム	1,100	380	53	1,700	2,490	1,990	1,790	1,790	1,709	1,500	駆け込み本体工事				
57	福島県	千五沢ダム再開発	13,000	76	41	40	105	330	275	295	660	1,077	既存施設の機能増強				
58	長野県	松川生活貯水池再開発	7,450	162	42		388	582	485	485	685	640	既存施設の機能増強				
59	新潟県	奥胎内ダム	10,000	330	47	696	1,765	1,897	394	2,145	2,145	2,240	本体工事				
60	新潟県	胎内川ダム再開発	17100										既存施設の機能増強				
61	鳥根県	浜田川総合 第二浜田ダム	15,470	389	36	2,100	2,225	3,052	3,286	3,829	4,652	4,540	本体工事				
62	鳥根県	浜田ダム再開発	4,125										既存施設の機能増強				
63	沖縄県	儀間川総合 儀間ダム	575	130	45	1,356	1,362	1,018	1,009	639	116	---	本体工事				
64	宮城県	長沼ダム	31,800	780	88	3,603	2,680	2,680	2,950	2,148	---	---	本体工事				
65	北海道	徳富ダム	36,000	532	69	1,537	1,731	1,958	6,169	874	---	---	本体工事				
66	兵庫県	与布土生活貯水池	1,080	120	42		1,681	2,083	3,000	1,576	119	200	駆け込み本体工事				
67	香川県	内海ダム再開発	1,060	185	23	790	3,263	2,163	1,377	177	---	---	駆け込み本体工事				
68	熊本県	路木ダム	2,290	90	42	580	828	1,568	1,185	1,296	---	---	駆け込み本体工事				
69	広島県	野間川生活貯水池	560	74	35		795	1,060	760	0	---	---	駆け込み本体工事				
70	京都府	畑川ダム	1,960	77	48	212	480	2,045	775	0	---	---	本体工事				
71	鹿児島県	西之谷ダム	793	176	63	900	1,508	1,930	940	0	---	---	本体工事				
72	宮城県	弘川生活貯水池	950	60	51		1,075	1,155	174	---	---	---	本体工事				
73	北海道	当別ダム	74,500	684	59	5,340	8,739	8,063	2,448	---	---	---	本体工事				
74	富山県	舟川生活貯水池	600	100	29		1,444	903	150	---	---	---	本体工事				
75	石川県	辰巳ダム	6,000	240	53	2,800	2,980	2,982	2,300	---	---	---	本体工事				
76	福井県	大津呂生活貯水池	485	108	42		1,860	1,703	0	---	---	---	本体工事				
77	岐阜県	丹生川ダム	6,200	280	69	2,191	2,380	2,375	685	---	---	---	本体工事				
78	奈良県	大門生活貯水池	177	54	40		1,182	1,149	0	---	---	---	本体工事				
79	佐賀県	井手口川ダム	2,180	171	47	2,455	2,175	490	0	---	---	---	本体工事				
80	長崎県	長崎水害緊急 本河内ダム	1,103	上記№.37に含む	上記№.37に含む	上記№.37に含む	上記№.37に含む	上記№.37に含む	---	---	---	---	本体工事				
81	山形県	留山川生活貯水池	1,120	69	58		1,140	541	---	---	---	---	本体工事				
82	広島県	仁賀ダム	2,710	240	69	1,750	1,223	786	---	---	---	---	本体工事				
83	山口県	黒杭川上流生活貯水池	(未定)	100	74		430	526	---	---	---	---	本体工事				
84	山口県	黒杭川ダム再開発	1550	上記№.84に含む	---	---	---	---	---	---	---	---	既存施設の機能増強				
85	新潟県	広神ダム	12,400	370	93	2094	494	0	---	---	---	---	本体工事				
86	石川県	北河内ダム	2,860	178	85	1382	301	---	---	---	---	---	本体工事				
87	大分県	竹田水害緊急 稲葉ダム	7,270	上記№.19に含む	上記№.19に含む	上記№.19に含む	上記№.19に含む	---	---	---	---	---	本体工事				
88	秋田県	砂子沢ダム	8,650	215	90	1950	113	---	---	---	---	---	本体工事				
89	岩手県	遠野第二生活貯水池	248	135	79		427	---	---	---	---	---	本体工事				
計			---	20,473	---	67,347	77,159	68,918	64,272	54,461	57,174	65,164					

石木ダム中止に向けた水源連第 22 回総会宣言

石木ダム計画が明らかになったのは 1962 年、それから 53 年、石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯の皆さんは「必要性がない石木ダムに生活の場を明け渡すことはできない」と闘い続けています。3 世代にわたるダム反対の闘いは全国に例を見ないものです。13 世帯の皆さんは「只ここに住み続けたいだけ」と反対理由を「こうばるの歌」で告げています。私たちは近年 2 回、総会・全国集会を石木ダム現地で開催しています。その都度、日本の農村を伝える原風景の素晴らしさと、そこに生きる皆さんの郷土を思う心に触れ、元気を一杯いただきました。こうばるは素晴らしい所です。

長崎県と佐世保市は、石木ダムの必要性を問う 13 世帯の皆さんを排除の対象としか見ていません。必要性を問われても答えることができないからです。石木ダムありきの辻褄合わせ、数字合せで必要性をでっちあげているからです。長崎県と佐世保市の対応は土地収用法の適用による追い出しと、事業の既成事実化です。既に 4 件の農地収用を済ませ、今は 4 軒の家屋を含む第 2 次収用裁決を収用委員会にかけています。長崎県収用委員会は「事業認定が前提。土地等の補償額を評価するのが収用委員会の役割」として地権者側の反論には一切耳を貸すことなく第一次収用裁決・明渡し裁決を下したことから、収用委員会開催は家屋すべての取壊しにつながります。10 月 7 日と 9 日に予定されていた第 2 次収用委員会開催に対して、反対同盟と支援者の皆さんは会場にて開催中止を求めました。収用委員会は対応するすべもなく、両日の開催を中止しました。11 月 18 日に予定していた収用委員会も中断となりました。

石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯 60 名の皆さんは、「石木ダムは不要。不要なダムに生活の場を明け渡すことはあくまで拒否する」「長崎県は覚書をかわしているのだから、収用法適用は違反」「事業認定は長崎県と佐世保市が提出した間違った情報による間違った判断。認定庁は取り消せ」「家屋が取り壊されようととも小屋を建てる。小屋も取り壊されればテントを張って暮らす。どんなことがあっても明け渡すことはない」と徹底抗戦を決意しています。

私たちは 13 世帯の皆さんと連帯して長崎県の暴走を阻止し、皆さんが育んできた地域社会と生活、ホテルの里、貴重な生態系を持つ素晴らしい自然環境を守り抜きます。

私たちは石木ダム事業がもたらす 4 つの負の遺産、

- ✧ 無駄な事業による人権侵害
- ✧ 無駄な事業による環境破壊
- ✧ 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出
- ✧ 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否します。そして、以下の取組みを通して 石木ダム中止を勝ち取ります。

◎ **石木ダム不要の世論喚起を各界に促す**

◎ **起業者、事業認定庁、補助事業指定省への取組み**

- ✧ 必要がない石木ダム事業を強権的に推進する長崎県・佐世保市には直ちに石木ダム事業中止を求める。
- ✧ 国土交通省には石木ダム事業認定取消しを求める。
- ✧ 国土交通省と厚生労働省には石木ダムについて補助事業指定解除

◎ **裁判闘争**

- 事業認定取消訴訟・執行停止申立、工事禁止仮処分申立て等の裁判闘争

全国の皆さん、ご支援をよろしくお願いいたします。

全国の皆さん、長崎県と佐世保市への抗議・要請をお願いいたします。

2015 年 11 月 1 日 水源開発問題全国連絡会第 22 回総会